

第141回国会概観

第141回国会（臨時会）は9月29日に召集され、12月12日、75日間の会期を終えて閉幕した。

開会式は召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

開会式に引き続き、両院本会議において橋本龍太郎内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。これに対する代表質問は10月1日から3日にかけて行われた。

今国会は第2次橋本改造内閣発足後初の臨時会であり、佐藤孝行前総務庁長官の入閣問題をめぐる橋本総理の政治責任、泉井純一泉井石油商会代表の証人喚問問題等をめぐり、当初は政治倫理に関する問題が中心となっていた。しかし、会期中盤、北海道拓殖銀行及び山一証券等相次ぐ金融機関の破綻が発生し、金融システムの不安感が国内外で広がり、金融システムの安定化、預金者保護対策、公的資金投入の是非等が大きな問題となり、両院において論議が交わされた。

また、新たな「日米防衛協力のための指針」の策定等について両院の本会議において報告を聴取し、質疑が行われた。

法律案は、財政構造改革推進法案、介護保険法案、預金保険法改正案、投票時間を2時間延長すること等を内容とする公職選挙法改正案、参議院提出の国会法改正案及び衆議院提出の国会法等改正案等が成立した。

また、衆議院では、12月5日の大蔵委員会における預金保険法改正案の採決をめぐり、同10日、新進党、民主党、太陽党の3会派が亀井善之議院運営委員長及び村上誠一郎大蔵委員長の解任決議案を共同提出し、同日の本会議において、両決議案は、それぞれ記名投票をもって採決の結果、賛成少数で否決された。翌11日、内閣不信任決議案が新進党から提出され、本会議で記名投票をもって採決の結果、賛成少数で否決された。

参議院においては、会期終了日の12日、預金保険法改正案の趣旨説明聴取及び質疑を行う本会議を開会したこと等について議長に対する不信任決議案が平成会から提出され、同日の本会議で、同決議案は記名投票をもって採決の結果、賛成少数で否決された。

また、参議院50周年記念行事の一環として、7月29日、30日に「子ども国会」、10月3日、4日に「女性国会」がそれぞれ開かれた。さらに、12月10日には、参議院50年の歴史を紹介する出版物「参議院50年のあゆみ」が刊行された。

【議院の構成等】

召集日当日、参議院本会議においては科学技術特別委員会等7特別委員会が

設置された。

同日、衆議院本会議で、財政構造改革の推進等に関する特別委員会等 8 特別委員会が設置されるとともに、議院運営委員長等18常任委員長の辞任を許可し、議長はすでに欠員となっている大蔵及び厚生 の 2 常任委員長を含む20常任委員長を指名した。

両院本会議において会期を75日間と決定した。

【橋本総理大臣の所信表明演説】

召集日当日、両院本会議において橋本総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

今般の内閣改造における総務庁長官人事に関し、深く反省し、おわびするとともに、今後、国民の声に十分耳を傾け、6つの改革、とりわけ行政改革を全力でなし遂げる。

沖縄をめぐる課題は、引き続き内閣の最重要課題であり、普天間飛行場の移設問題など米軍の施設・区域の整理、統合、縮小に政府を挙げて取り組む。

内外の情勢変化や危機に対して弾力的に対応できる行政をつくり上げるためには内閣の機能の強化と中央省庁の再編が不可欠であり、今後、行政改革会議の中間報告を骨格として11月末までに成案を取りまとめる。

財政構造改革推進法案及び介護保険法案について、今国会における成立に御協力をお願いする。

景気の現状については、緩やかに回復しているものの、従来のような力強さを感じることができないのは構造的な問題のあらわれではないかと考えている。

法人課税については、経済構造改革を進める観点から、課税ベースを適正化しながら税率を引き下げる方向で検討を行い、平成10年度税制改正において結論を得ることとする。

新たな「日米防衛協力のための指針」の策定については、近隣諸国の理解を得るよう努力するとともに、新たな指針の実効性を確保する作業を急ぎ、法的側面を含めて検討の上必要な措置を講じる。

11月のエリツィン・ロシア大統領との日ロ首脳会談においては、信頼、相互利益、長期的な視点という3つの原則に沿って新たな日ロ関係の展望を開く基礎としたいと考えている。

12月に京都で開催される「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」において、地球温暖化防止に意味があり、公平で実現可能性のある目標が合意されるよう、最大限努力する。

所信表明演説に対して、10月1日、2日の衆議院本会議において、2日、3日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、政治倫理、6大改革への取り組み、日米防衛協力のための指針、日朝関係、普天間飛行場の代替ヘリポート、行政改革会議の中間報告、財政構造改革、金融システム改革、金融機関の不祥事、経済・景気対策、介護保険法案、医療保険制度、年金制度、米政策、地球温暖化防止京都会議、阪神・淡路大震災の被災者に対する支援策等についてであった。（詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説・演説の概要及び報告」を参照されたい。）

【財政構造改革推進法案の審議】

財政構造改革推進法案は、橋本内閣が最重要課題として掲げている6つの改革の1つである財政構造改革を推進しようとするものであり、財政構造改革に関する国の責任を定めるほか、平成15年度までに国と地方公共団体の財政赤字の対国内総生産（GDP）比を3%以下とするとともに、国の一般会計について特例公債からの脱却等を当面の目標としている。また、各歳出分野における改革の基本方針、平成10年度から12年度までの集中改革期間における主要経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等のほか、地方財政の健全化に関する事項を定めている。

10月17日、衆議院本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、財政構造改革の推進等に関する特別委員会で20日から質疑が始まり、11月5日、同特別委員会で賛成多数で可決され、6日の本会議で記名投票をもって採決の結果、賛成266票、反対209票にて可決された。

参議院においては、7日の本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われ、10日から行財政改革・税制等に関する特別委員会において質疑が始まり、橋本総理を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑が行われ、さらに関係大臣に対する一般質疑が行われるとともに、参考人からの意見聴取も行われ、21日質疑を終局し、討論の後、賛成多数をもって可決され、28日の本会議において記名投票をもって採決の結果、賛成136票、反対100票にて可決、成立した。

法案審議のさなか、景気後退の深刻化及び金融機関の破綻が起こり、財政再建と景気対策や金融機関破綻処理をめぐり、求められている公的資金投入を含む財政出動と矛盾はないか、その整合性をどう図るか等の諸問題について論議が行われた。

【介護保険法案の審議】

介護保険法案は、平成12年度から40歳以上の国民を対象に保険料を徴収し、寝たきりや痴呆状態の高齢者等に対する介護サービスを提供する介護保険制度を創設しようとするものであり、第139回国会に提出され、同国会では衆議院で継続審査となり、第140回国会で衆議院において修正議決され、参議院に送

付されたが、同国会では継続審査となっていた。

本法案は介護保険法施行法案及び医療法改正案とともに、3案一括して審査された。

10月21日、参議院厚生委員会において、参考人からの意見聴取が行われ、23日からは小泉純一郎厚生大臣に対する質疑が始まり、この間、いわゆる地方公聴会が11月11日、高知県及び山梨県、20日、愛知県及び大分県において開催され、また27日、公聴会が開催され、8人の公述人からの意見聴取を行った。12月2日、橋本総理に対する質疑が行われ、質疑終局後、自由民主党、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合及び太陽の共同提出に係る修正案が提出され、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって修正議決された。

翌3日の本会議において記名投票をもって、採決の結果、賛成162票、反対77票にて委員長報告のとおり修正議決され、衆議院に送付された。

なお、本会議において介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案が可決された。

参議院修正の内容は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記したことであった。

同5日、衆議院厚生委員会において、質疑が行われた後、採決の結果、賛成多数をもって可決された。9日、本会議において、新進党、民主党、太陽党の3会派が欠席のまま、採決の結果、賛成多数をもって可決され、成立した。

【預金保険法改正案の審議】

預金保険法改正案は、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適時適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大しようとするものである。

11月13日、衆議院本会議で預金保険法改正案は農水産業協同組合貯金保険法改正案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。12月2日、大蔵委員会において、預金保険法改正案の提案理由説明を聴取し、質疑は5日まで行われた。同日、質疑終局後、新進党、民主党、太陽党の3会派が欠席のまま、賛成多数をもって可決された。9日、本会議において、新進党、民主党、太陽党の3会派が欠席のまま、賛成多数をもって可決、参議院に送付された。

参議院においては、10日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。同日、大蔵委員会において趣旨説明聴取が行われた。11日、参考人からの意見聴取を行うとともに、三塚博大蔵大臣に対する質疑が行われた。12日、橋本総理に対して質疑を行い、賛成多数をもって可決された。本法律案は、同日、本会議において、賛成多数をもって可決され、成立した。

なお、平成会、民主党・新緑風会、新社会党・平和連合の3会派は委員会の質疑、採決のすべてを欠席した。また、一部を除く平成会、民主党・新緑風会、自由の会、新社会党・平和連合、太陽は本会議採決を欠席した。

【法律案等の成立件数等】

今国会、内閣から提出された法律案は20件であり、いずれも成立した。また、参議院において継続していた3件、衆議院において継続していた2件のうち1件が成立し、在外邦人に選挙権行使の機会を保障することを目的とする公職選挙法改正案が衆議院で前国会に続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は6件であり、うち国会法改正案の1件が成立し、非営利法人特例法案等の3件及び前国会から継続していた1件が参議院において継続審査となった。衆議院議員提出法律案は22件であり、うち3件が成立し、2件が衆議院において継続審査となった。また、参議院において前国会から継続していた市民活動促進法案、スポーツ振興投票実施等法案、議院証言法改正案等の5件が継続審査となった。

内閣から提出された承認案件は1件であり、成立した。

なお、予算及び条約は提出されなかった。

【国政調査等】

泉井純一泉井石油商会代表の証人喚問は、11月28日、衆議院予算委員会において行われ、同証人は複数の自由民主党国会議員に資金提供を行ったことを証言した。自由民主党以外の国会議員への献金は思い出せない旨述べた。

11月27日、参議院予算委員会は、金融証券問題について、行平次雄山一証券前会長、山本恵朗富士銀行頭取、松下康雄日本銀行総裁及び水原敏博証券取引等監視委員会委員長を参考人招致し、山一証券の経営破綻に至った経緯、多額の簿外債務発生の原因、それを知った時点、いわゆる「飛ばし」等の実態をたじた。行平前会長は社長当時の平成3年に簿外債務発生について報告を受け、了承していたことを認めるとともに、「飛ばし」行為についての関与も認めた。さらに、山本富士銀行頭取は山一証券の簿外債務の存在について公表前に知らされていたことを認めた。松下日銀総裁は日銀特融の実施について、慎重に考え特融の回収にできる限り努力する旨答えた。水原委員長は誠心誠意検査をしたが、今回の「飛ばし」の事件を発見できなかったことを残念に思うと述べた。

また、12月1日、衆参両院の予算委員会は、金融証券問題について集中審議を行った。相次ぐ金融機関の破綻問題について、政府の金融政策の失敗、三塚大蔵大臣の政治責任、山一証券の簿外債務等の実態を発見できなかった大蔵省の行政責任、経営者の責任の明確化、預金者保護及び金融システム安定のため

の公的資金投入策等について論議が交わされた。橋本総理は預金者、投資家の保護のために金融システムの安定性の確保に全力を挙げなければならないと答えた。

【国会法改正案等の成立】

今国会において、国会法改正案、国会法等改正案及び参議院規則改正案が成立した。

平成8年12月、斎藤議長の諮問機関である参議院制度改革検討会から委員会審査及び調査の充実外4件について報告がなされ、そのうち委員会再編の問題について各会派代表者懇談会のもとに設けられた作業小委員会において検討が進められ、同9年6月に答申がなされた。また、同9年6月、行財政機構及び行政監察に関する調査会から行政監視等のための機関の設置についての提案を含む中間報告がなされた。

国会法改正案は、この両報告を踏まえ、協議の結果、成案を得、提出されたものである。本法案は、参議院の常任委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視委員会を設置すること等を内容とするものであり、12月5日、参議院議院運営委員会の審査を省略し、本会議において、賛成多数で可決、衆議院に送付され、11日、衆議院議院運営委員会及び本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、成立した。

衆議院提出の国会法等改正案は、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る等を内容とするものであり、11日、衆議院本会議で可決、参議院に送付され、12日、参議院議院運営委員会及び本会議において、会計検査院に対して特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものに、参議院の調査会を加えること等修正議決された。同日、衆議院に回付され、衆議院本会議で参議院の修正に同意するに決し、成立した。

参議院規則改正案は、国会法の改正に伴う所要の規定の整備を行うとともに、本会議表決における押しボタン式投票方式を実施するための所要の規定の整備を行う等を内容とするものであり、12日、参議院議院運営委員会の審査を省略し、同日の本会議において、賛成多数で可決され、成立した。

1 参議院役員等一覧

(会期終了日 平成9. 12. 12現在)

役員名	召集日	会期中選任	
議長	斎藤 十朗		
副議長	松尾 官平		
常任委員	内閣	竹山 裕	
	地方行政	藁科 満治	
	法務	風間 昶	
	外務	大久保 直彦	
	大蔵	石川 弘	
	文教	大島 慶久	
	厚生	山本 正和	
	農林水産	松谷 蒼一郎	
	商工	吉村 剛太郎	
	運輸	泉 信也	
	通信	川橋 幸子	
	労働	星野 朋市	
	建設	関根 則之	
	予算	岩崎 純三	
	決算	宮崎 秀樹	
	議院運営	中曾根 弘文	
	懲罰	吉田 之久	
特別委員	科学技術	山下 栄一	
	環境	菅野 壽	
	災害対策	浦田 勝	
	選挙制度	円 より子	
	沖縄北方	志村 哲良	
	国会移転	武田 邦太郎	久保 亘 (9.10.15)
	行革税制	遠藤 要	
調査会長	国際問題	林田 悠紀夫	
	国民生活	鶴岡 洋	
	行財政	井上 孝	
政治倫理審査会長	宮澤 弘		
事務総長	黒澤 隆雄		

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 9. 12. 12 現在)

会 派	議員数	①10. 7.25 任期満了			②13. 7.22 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党	116 (9)	17 (2)	44 (1)	61 (3)	16 (4)	39 (2)	55 (6)
平成会	56 (10)	15 (3)	9 (1)	24 (4)	16 (3)	16 (3)	32 (6)
民主党・新緑風会	23 (5)	4 (1)	6 (1)	10 (2)	5 (1)	8 (2)	13 (3)
社会民主党・護憲連合	21 (5)	6 (1)	6 (1)	12 (2)	4 (2)	5 (1)	9 (3)
日本共産党	14 (4)	4	2 (1)	6 (1)	5 (2)	3 (1)	8 (3)
二院クラブ	4	1	2	3	1	0	1
自由の会	3 (1)	1	1	2	0	1 (1)	1 (1)
新党さきがけ	3 (1)	0	0	0	2 (1)	1	3 (1)
新社会党・平和連合	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	0	0
太 陽	3	0	2	2	0	1	1
各派に属しない議員	6	1	2	3	1	2	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (36)	50 (7)	76 (6)	126 (13)	50 (13)	76 (10)	126 (23)

()内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覧

(召集日 平成9. 9. 29現在)

無印の議員は平成10年7月25日任期満了を、○印の議員は平成13年7月22日任期満了を示す。

また、()内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党】

(112名)

○阿部 正俊 (山形)	青木 幹雄 (島根)	井上 吉夫 (鹿児島)
井上 孝 (比例)	井上 裕 (千葉)	○石井 道子 (比例)
○石川 弘 (比例)	○石渡 清元 (神奈川)	板垣 正 (比例)
○岩井 國臣 (比例)	○岩崎 純三 (栃木)	岩永 浩美 (佐賀)
上杉 光弘 (宮崎)	上野 公成 (群馬)	浦田 勝 (熊本)
○海老原 義彦 (比例)	遠藤 要 (宮城)	小野 清子 (東京)
○尾辻 秀久 (比例)	大河原太一郎 (比例)	大木 浩 (愛知)
大島 慶久 (比例)	○大野 つや子 (岐阜)	○太田 豊秋 (福島)
岡 利定 (比例)	○岡野 裕 (比例)	岡部 三郎 (比例)
加藤 紀文 (岡山)	○狩野 安 (茨城)	○鹿熊 安正 (富山)
○景山 俊太郎 (島根)	笠原 潤一 (岐阜)	○片山 虎之助 (岡山)
○金田 勝年 (秋田)	○釜本 邦茂 (比例)	○鎌田 要人 (鹿児島)
上吉原 一天 (栃木)	○亀谷 博昭 (宮城)	河本 英典 (滋賀)
木宮 和彦 (静岡)	○北岡 秀二 (徳島)	久世 公堯 (比例)
杓掛 哲男 (石川)	○倉田 寛之 (千葉)	○小山 孝雄 (比例)
○鴻池 祥肇 (兵庫)	佐々木 満 (秋田)	佐藤 静雄 (福島)
○佐藤 泰三 (埼玉)	斎藤 文夫 (神奈川)	坂野 重信 (鳥取)
志村 哲良 (山梨)	○清水 嘉与子 (比例)	清水 達雄 (比例)
○塩崎 恭久 (愛媛)	下稲葉 耕吉 (比例)	○陣内 孝雄 (佐賀)
○須藤 良太郎 (比例)	鈴木 省吾 (福島)	○鈴木 政二 (愛知)
鈴木 貞敏 (山形)	○世耕 政隆 (和歌山)	関根 則之 (埼玉)
○田浦 直 (長崎)	田沢 智治 (比例)	高木 正明 (北海道)
○竹山 裕 (静岡)	○武見 敬三 (比例)	○谷川 秀善 (大阪)
坪井 一字 (大阪)	○中島 真人 (山梨)	中曾根 弘文 (群馬)
○中原 爽 (比例)	永田 良雄 (富山)	長尾 立子 (比例)
○長峯 基 (宮崎)	檜崎 泰昌 (比例)	○成瀬 守重 (比例)
○西田 吉宏 (京都)	野沢 太三 (比例)	野間 赳 (愛媛)
野村 五男 (茨城)	南野 知恵子 (比例)	○橋本 聖子 (比例)
○馳 浩 (石川)	○畑 恵 (比例)	服部 三男雄 (奈良)
○林 芳正 (山口)	林田 悠紀夫 (京都)	○平田 耕一 (三重)
二木 秀夫 (山口)	○保坂 三蔵 (東京)	真島 一男 (新潟)
○真鍋 賢二 (香川)	前田 勲男 (和歌山)	松浦 功 (比例)
松浦 孝治 (徳島)	松谷 蒼一郎 (長崎)	○松村 龍二 (福井)
○三浦 一水 (熊本)	○溝手 顕正 (広島)	宮崎 秀樹 (比例)
宮澤 弘 (広島)	村上 正邦 (比例)	守住 有信 (熊本)

森田 健作 (東京)	矢野 哲朗 (栃木)	山崎 正昭 (福井)
○山本 一太 (群馬)	○依田 智治 (比例)	○吉川 芳男 (新潟)
吉村 剛太郎 (福岡)		

【平成会】

(59名)

○足立 良平 (比例)	○阿曾田 清 (熊本)	荒木 清寛 (愛知)
○石井 一二 (兵庫)	○石田 美栄 (岡山)	泉 信也 (比例)
○市川 一朗 (宮城)	猪熊 重二 (比例)	○今泉 昭 (比例)
○岩瀬 良三 (千葉)	○魚住 裕一郎 (東京)	牛嶋 正 (比例)
○海野 義孝 (比例)	及川 順郎 (比例)	大久保 直彦 (比例)
○大森 礼子 (比例)	○扇 千景 (比例)	○加藤 修一 (比例)
風間 昶 (北海道)	片上 公人 (兵庫)	勝木 健司 (比例)
○小林 元 (茨城)	○木暮 山人 (比例)	○木庭 健太郎 (福岡)
○白浜 一良 (大阪)	○菅川 健二 (広島)	○鈴木 正孝 (静岡)
○田村 秀昭 (比例)	○高野 博師 (埼玉)	○高橋 令則 (岩手)
武田 節子 (比例)	○但馬 久美 (比例)	都築 譲 (愛知)
続 訓弘 (比例)	鶴岡 洋 (比例)	○寺崎 昭久 (比例)
寺澤 芳男 (比例)	○戸田 邦司 (比例)	直嶋 正行 (比例)
永野 茂門 (比例)	長谷川 清 (比例)	浜四津 敏子 (東京)
平井 卓志 (香川)	○平田 健二 (岐阜)	平野 貞夫 (高知)
広中 和歌子 (比例)	○福本 潤一 (比例)	○星野 朋市 (比例)
○益田 洋介 (比例)	○松 あきら (神奈川)	円 より子 (比例)
○水島 裕 (比例)	○山崎 力 (青森)	山下 栄一 (大阪)
○山本 保 (愛知)	横尾 和伸 (福岡)	○吉田 之久 (奈良)
○和田 洋子 (福島)	○渡辺 孝男 (比例)	

【民主党・新緑風会】

(23名)

○朝日 俊弘 (比例)	○伊藤 基隆 (比例)	一井 淳治 (岡山)
今井 澄 (長野)	○小川 勝也 (北海道)	萱野 茂 (比例)
川橋 幸子 (比例)	○久保 亘 (鹿児島)	○国井 正幸 (栃木)
小島 慶三 (比例)	○齋藤 勁 (神奈川)	○笹野 貞子 (京都)
○菅野 久光 (北海道)	○竹村 泰子 (比例)	武田 邦太郎 (比例)
千葉 景子 (神奈川)	○角田 義一 (群馬)	中尾 則幸 (北海道)
○前川 忠夫 (比例)	○松前 達郎 (比例)	峰崎 直樹 (北海道)
本岡 昭次 (兵庫)	藁科 満治 (比例)	

【社会民主党・護憲連合】

(21名)

青木 薪次 (静岡)	赤桐 操 (千葉)	及川 一夫 (比例)
大淵 絹子 (新潟)	大脇 雅子 (比例)	○梶原 敬義 (大分)

上山 和人 (鹿児島)	○菅野 壽 (比 例)	○日下部禧代子 (比 例)
志苦 裕 (比 例)	○清水 澄子 (比 例)	鈴木 和美 (比 例)
瀬谷 英行 (埼 玉)	○谷本 巍 (比 例)	○照屋 寛徳 (沖 縄)
○田 英夫 (東 京)	淵上 貞雄 (比 例)	○三重野 栄子 (福 岡)
○村沢 牧 (長 野)	山本 正和 (比 例)	渡辺 四郎 (福 岡)

【 日 本 共 産 党 】

(14名)

○阿部 幸代 (埼 玉)	有働 正治 (比 例)	上田 耕一郎 (東 京)
○緒方 靖夫 (東 京)	○笠井 亮 (比 例)	聽濤 弘 (比 例)
○須藤 美也子 (比 例)	立木 洋 (比 例)	西山 登紀子 (京 都)
○橋本 敦 (比 例)	○筆坂 秀世 (比 例)	○山下 芳生 (大 阪)
吉岡 吉典 (比 例)	○吉川 春子 (比 例)	

【 二 院 ク ラ ブ 】

(4名)

○佐藤 道夫 (比 例)	島袋 宗康 (沖 縄)	西川 きよし (大 阪)
山田 俊昭 (比 例)		

【 自 由 の 会 】

(4名)

江本 孟紀 (比 例)	椎名 素夫 (岩 手)	○末広 まきこ (愛 知)
○田村 公平 (高 知)		

【 新 党 さ き が け 】

(3名)

○奥村 展三 (滋 賀)	○堂本 暁子 (比 例)	○水野 誠一 (比 例)
--------------	--------------	--------------

【 新 社 会 党 ・ 平 和 連 合 】

(3名)

栗原 君子 (広 島)	矢田部 理 (茨 城)	山口 哲夫 (比 例)
-------------	-------------	-------------

【 太 陽 】

(3名)

北澤 俊美 (長 野)	釘宮 磐 (大 分)	○小山 峰男 (長 野)
-------------	------------	--------------

【 各 派 に 属 し な い 議 員 】

(6名)

芦尾 長司 (兵 庫)	斎藤 十朗 (三 重)	○常田 享詳 (鳥 取)
○友部 達夫 (比 例)	○長谷川 道郎 (新 潟)	松尾 官平 (青 森)

4 議員の異動

第140回国会終了日（平成9年6月18日）以降における議員の異動である。

○公職選挙法第90条による退職

市川 一朗君（平成・宮城） 9.10.9

○補欠当選

岡崎 トミ子君（宮城） 9.11.19 市川一朗君の補欠

○所属会派異動・会派所属

角田 義一君（社民・群馬） 9.6.19「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会

田村 公平君（自由・高知） 10.14「自由の会」を退会、「自由民主党」へ入会

武田 邦太郎君（民緑・比例） 10.15「民主党・新緑風会」を退会

芦尾 長司君（兵庫） 10.28「自由民主党」へ入会

常田 享詳君（鳥取） 10.28「自由民主党」へ入会

岡崎 トミ子君（宮城） 11.19「民主党・新緑風会」へ入会

鈴木 正孝君（平成・静岡） 12.3「平成会」を退会

鈴木 正孝君（静岡） 12.9「自由民主党」へ入会

石井 一二君（平成・兵庫） 12.12「平成会」を退会

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(19名)

委員長	竹山	裕 (自民)	鎌田	要人 (自民)	齋藤	勁 (民緑)
理事	板垣	正 (自民)	鈴木	貞敏 (自民)	角田	義一 (民緑)
理事	依田	智治 (自民)	村上	正邦 (自民)	吉岡	吉典 (共産)
理事	永野	茂門 (平成)	矢野	哲朗 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	瀬谷	英行 (社民)	荒木	清寛 (平成)	北澤	俊美 (太陽)
	井上	孝 (自民)	鈴木	正孝 (平成)		(9. 10. 16 現在)
	狩野	安 (自民)	山崎	力 (平成)		

【地方行政委員会】

(19名)

委員長	藁科	満治 (民緑)	下稲葉	耕吉 (自民)	村沢	牧 (社民)
理事	久世	公堯 (自民)	鈴木	省吾 (自民)	渡辺	四郎 (社民)
理事	松村	龍二 (自民)	谷川	秀善 (自民)	有働	正治 (共産)
理事	岩瀬	良三 (平成)	山本	一太 (自民)	西川	きよし (二院)
理事	朝日	俊弘 (民緑)	石井	一二 (平成)	田村	公平 (自由)
	岡野	裕 (自民)	小林	元 (平成)		(9. 10. 7 現在)
	上吉原	一天 (自民)	吉田	之久 (平成)		

〔暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会〕

(7名)

小委員長	久世	公堯 (自民)				
	松村	龍二 (自民)	朝日	俊弘 (民緑)	有働	正治 (共産)
	岩瀬	良三 (平成)	渡辺	四郎 (社民)	西川	きよし (二院)
						(9. 10. 16 現在)

【法務委員会】

(19名)

委員長	風間	昶 (平成)	志村	哲良 (自民)	菅野	久光 (民緑)
理事	釜本	邦茂 (自民)	長尾	立子 (自民)	千葉	景子 (民緑)
理事	清水	嘉与子 (自民)	服部	三男雄 (自民)	菅野	壽 (社民)
理事	大森	礼子 (平成)	林田	悠紀夫 (自民)	照屋	寛徳 (社民)
理事	橋本	敦 (共産)	松浦	功 (自民)	斎藤	十朗 (無)
	遠藤	要 (自民)	魚住	裕一郎 (平成)		(9. 10. 2 現在)
	岡部	三郎 (自民)	円	より子 (平成)		

〔民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会〕

(9名)

小委員長	清水	嘉与子 (自民)				
	釜本	邦茂 (自民)	魚住	裕一郎 (平成)	照屋	寛徳 (社民)
	長尾	立子 (自民)	大森	礼子 (平成)	橋本	敦 (共産)
	林田	悠紀夫 (自民)	千葉	景子 (民緑)		(9. 12. 9 現在)

【外務委員会】

(19名)

委員長	大久保 直彦 (平成)	成瀬 守重 (自民)	立木 洋 (共産)
理事	須藤 良太郎 (自民)	野間 赳 (自民)	佐藤 道夫 (二院)
理事	武見 敬三 (自民)	宮澤 弘 (自民)	椎名 素夫 (自由)
理事	田村 秀昭 (平成)	高野 博師 (平成)	矢田部 理 (新社)
理事	松前 達郎 (民緑)	寺澤 芳男 (平成)	小山 峰男 (太陽)
	岩崎 純三 (自民)	武田 邦太郎 (民緑)	(9. 10. 2 現在)
	笠原 潤一 (自民)	田 英夫 (社民)	

【大蔵委員会】

(22名)

委員長	石川 弘 (自民)	金田 勝年 (自民)	広中 和歌子 (平成)
理事	河本 英典 (自民)	清水 達雄 (自民)	横尾 和伸 (平成)
理事	榎崎 泰昌 (自民)	西田 吉宏 (自民)	峰崎 直樹 (民緑)
理事	牛嶋 正 (平成)	野村 五男 (自民)	志苦 裕 (社民)
理事	久保 亘 (民緑)	松浦 孝治 (自民)	吉岡 吉典 (共産)
理事	鈴木 和美 (社民)	海野 義孝 (平成)	山口 哲夫 (新社)
	大河原太一郎 (自民)	白浜 一良 (平成)	(9. 10. 2 現在)
	片山 虎之助 (自民)	直嶋 正行 (平成)	

【文教委員会】

(19名)

委員長	大島 慶久 (自民)	鈴木 政二 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	小野 清子 (自民)	田沢 智治 (自民)	阿部 幸代 (共産)
理事	北岡 秀二 (自民)	中原 爽 (自民)	江本 孟紀 (自由)
理事	石田 美栄 (平成)	菅川 健二 (平成)	堂本 暁子 (さき)
理事	日下部禧代子 (社民)	但馬 久美 (平成)	長谷川 道郎 (無)
	井上 裕 (自民)	山下 栄一 (平成)	(9. 10. 17 現在)
	塩崎 恭久 (自民)	本岡 昭次 (民緑)	

【厚生委員会】

(19名)

委員長	山本 正和 (社民)	田浦 直 (自民)	山本 保 (平成)
理事	上野 公成 (自民)	中島 真人 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	南野 知恵子 (自民)	中原 爽 (自民)	今井 澄 (民緑)
理事	浜四津 敏子 (平成)	長峯 基 (自民)	西山 登紀子 (共産)
理事	清水 澄子 (社民)	宮崎 秀樹 (自民)	釘宮 馨 (太陽)
	尾辻 秀久 (自民)	木暮 山人 (平成)	(9. 9. 29 現在)
	塩崎 恭久 (自民)	水島 裕 (平成)	

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	松谷 蒼一郎 (自民)	大野 つや子 (自民)	国井 正幸 (民緑)
理事	岩永 浩美 (自民)	橋本 聖子 (自民)	谷本 巍 (社民)
理事	高木 正明 (自民)	三浦 一水 (自民)	須藤 美也子 (共産)
理事	真島 一男 (自民)	阿曾田 清 (平成)	島袋 宗康 (二院)
理事	片上 公人 (平成)	菅川 健二 (平成)	常田 享詳 (無)
理事	大淵 絹子 (社民)	高橋 令則 (平成)	(9. 10. 21 現在)
	青木 幹雄 (自民)	和田 洋子 (平成)	
	井上 吉夫 (自民)	一井 淳治 (民緑)	

【商工委員会】

(19名)

委員長	吉村 剛太郎 (自民)	倉田 寛之 (自民)	平田 健二 (平成)
理事	沓掛 哲男 (自民)	斎藤 文夫 (自民)	前川 忠夫 (民緑)
理事	平田 耕一 (自民)	中曾根 弘文 (自民)	梶原 敬義 (社民)
理事	勝木 健司 (平成)	林 芳正 (自民)	山下 芳生 (共産)
理事	小島 慶三 (民緑)	足立 良平 (平成)	松尾 官平 (無)
	大木 浩 (自民)	加藤 修一 (平成)	(9. 10. 2 現在)
	木宮 和彦 (自民)	木庭 健太郎 (平成)	

【運輸委員会】

(19名)

委員長	泉 信也 (平成)	鈴木 政二 (自民)	瀨上 貞雄 (社民)
理事	馳 浩 (自民)	野沢 太三 (自民)	筆坂 秀世 (共産)
理事	二木 秀夫 (自民)	溝手 顕正 (自民)	末広 まきこ (自由)
理事	及川 順郎 (平成)	吉川 芳男 (自民)	栗原 君子 (新社)
理事	中尾 則幸 (民緑)	寺崎 昭久 (平成)	芦尾 長司 (無)
	亀谷 博昭 (自民)	戸田 邦司 (平成)	(9. 10. 16 現在)
	佐藤 泰三 (自民)	平井 卓志 (平成)	

【通信委員会】

(19名)

委員長	川橋 幸子 (民緑)	畑 恵 (自民)	伊藤 基隆 (民緑)
理事	鹿熊 安正 (自民)	保坂 三蔵 (自民)	三重野 栄子 (社民)
理事	景山 俊太郎 (自民)	守住 有信 (自民)	上田 耕一郎 (共産)
理事	続 訓弘 (平成)	森田 健作 (自民)	山田 俊昭 (二院)
理事	及川 一夫 (社民)	扇 千景 (平成)	水野 誠一 (さき)
	加藤 紀文 (自民)	鶴岡 洋 (平成)	(9. 10. 2 現在)
	陣内 孝雄 (自民)	松 あきら (平成)	

【労働委員会】

(19名)

委員長	星野 朋市 (平成)	小山 孝雄 (自民)	武田 節子 (平成)
理事	石渡 清元 (自民)	佐々木 満 (自民)	萱野 茂 (民緑)
理事	海老原 義彦 (自民)	佐藤 静雄 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	長谷川 清 (平成)	坪井 一字 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	笹野 貞子 (民緑)	真鍋 賢二 (自民)	友部 達夫 (無)
	阿部 正俊 (自民)	猪熊 重二 (平成)	(9. 10. 9 現在)
	上杉 光弘 (自民)	今泉 昭 (平成)	

【建設委員会】

(19名)

委員長	関根 則之 (自民)	坂野 重信 (自民)	小川 勝也 (民緑)
理事	岩井 國臣 (自民)	永田 良雄 (自民)	竹村 泰子 (民緑)
理事	山崎 正昭 (自民)	橋本 聖子 (自民)	青木 薪次 (社民)
理事	益田 洋介 (平成)	前田 勲男 (自民)	赤桐 操 (社民)
理事	緒方 靖夫 (共産)	平野 貞夫 (平成)	奥村 展三 (さき)
	太田 豊秋 (自民)	福本 潤一 (平成)	(9. 10. 16 現在)
	鴻池 祥肇 (自民)	横尾 和伸 (平成)	

【予算委員会】

(45名)

委員長	岩崎 純三 (自民)	金田 勝年 (自民)	田村 秀昭 (平成)
理事	岡部 三郎 (自民)	久世 公堯 (自民)	戸田 邦司 (平成)
理事	小山 孝雄 (自民)	杳掛 哲男 (自民)	浜四津 敏子 (平成)
理事	永田 良雄 (自民)	斎藤 文夫 (自民)	福本 潤一 (平成)
理事	成瀬 守重 (自民)	田沢 智治 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	木庭 健太郎 (平成)	武見 敬三 (自民)	山本 保 (平成)
理事	直嶋 正行 (平成)	谷川 秀善 (自民)	伊藤 基隆 (民緑)
理事	竹村 泰子 (民緑)	南野 知恵子 (自民)	久保 亘 (民緑)
理事	照屋 寛徳 (社民)	平田 耕一 (自民)	角田 義一 (民緑)
理事	山下 芳生 (共産)	真鍋 賢二 (自民)	及川 一夫 (社民)
	阿部 正俊 (自民)	依田 智治 (自民)	大淵 絹子 (社民)
	石井 道子 (自民)	荒木 清寛 (平成)	日下部 禧代子 (社民)
	石渡 清元 (自民)	今泉 昭 (平成)	上田 耕一郎 (共産)
	板垣 正 (自民)	加藤 修一 (平成)	笠井 亮 (共産)
	大河原 太一郎 (自民)	小林 元 (平成)	山田 俊昭 (二院)
			(9. 10. 2 現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長	宮崎 秀樹 (自民)	笠原 潤一 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	鎌田 要人 (自民)	上吉原 一天 (自民)	朝日 俊弘 (民緑)
理事	長峯 基 (自民)	清水 嘉与子 (自民)	萱野 茂 (民緑)
理事	野沢 太三 (自民)	松村 龍二 (自民)	中尾 則幸 (民緑)
理事	猪熊 重二 (平成)	守住 有信 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	海野 義孝 (平成)	吉川 芳男 (自民)	谷本 巍 (社民)
	芦尾 長司 (自民)	阿曾田 清 (平成)	緒方 靖夫 (共産)
	岩井 國臣 (自民)	但馬 久美 (平成)	椎名 素夫 (自由)
	海老原 義彦 (自民)	平田 健二 (平成)	水野 誠一 (さき)
	景山 俊太郎 (自民)	山崎 力 (平成)	栗原 君子 (新社)
			(9. 12. 12 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	中曾根 弘文 (自民)	岩永 浩美 (自民)	菅川 健二 (平成)
理事	鴻池 祥肇 (自民)	釜本 邦茂 (自民)	寺澤 芳男 (平成)
理事	中島 真人 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	和田 洋子 (平成)
理事	西田 吉宏 (自民)	田浦 直 (自民)	小川 勝也 (民緑)
理事	足立 良平 (平成)	中原 爽 (自民)	国井 正幸 (民緑)
理事	魚住 裕一郎 (平成)	林 芳正 (自民)	渡辺 四郎 (社民)
理事	齋藤 勁 (民緑)	平田 耕一 (自民)	須藤 美也子 (共産)
理事	三重野 栄子 (社民)	山本 一太 (自民)	(9. 9. 29 現在)
理事	吉岡 吉典 (共産)	石田 美栄 (平成)	

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	陣内 孝雄 (自民)				
	岩永 浩美 (自民)	西田 吉宏 (自民)		小川 勝也 (民緑)	
	釜本 邦茂 (自民)	足立 良平 (平成)		齋藤 勁 (民緑)	
	鴻池 祥肇 (自民)	魚住 裕一郎 (平成)		三重野 栄子 (社民)	
	中島 真人 (自民)	菅川 健二 (平成)		吉岡 吉典 (共産)	
	中原 爽 (自民)	和田 洋子 (平成)		(9. 11. 18 現在)	

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	寺澤 芳男 (平成)				
	大野 つや子 (自民)	林 芳正 (自民)		国井 正幸 (民緑)	
	鴻池 祥肇 (自民)	山本 一太 (自民)		齋藤 勁 (民緑)	
	田浦 直 (自民)	足立 良平 (平成)		三重野 栄子 (社民)	
	中島 真人 (自民)	石田 美栄 (平成)		吉岡 吉典 (共産)	
	西田 吉宏 (自民)	魚住 裕一郎 (平成)		(9. 11. 13 現在)	

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	吉田 之久 (平成)	宮澤 弘 (自民)		立木 洋 (共産)	
	井上 裕 (自民)	石井 一二 (平成)		釘宮 磐 (太陽)	
	遠藤 要 (自民)	菅野 久光 (民緑)		(召集日 現在)	
	佐々木 満 (自民)	瀬谷 英行 (社民)			

【科学技術特別委員会】

(20名)

委員長	山下 栄一 (平成)	北岡 秀二 (自民)		戸田 邦司 (平成)	
理事	木宮 和彦 (自民)	杓掛 哲男 (自民)		松前 達郎 (民緑)	
理事	畑 恵 (自民)	二木 秀夫 (自民)		山本 正和 (社民)	
理事	但馬 久美 (平成)	松村 龍二 (自民)		阿部 幸代 (共産)	
理事	中尾 則幸 (民緑)	吉川 芳男 (自民)		奥村 展三 (さき)	
	海老原 義彦 (自民)	石田 美栄 (平成)		矢田部 理 (新社)	
	鹿熊 安正 (自民)	及川 順郎 (平成)		(9. 9. 29 現在)	

【環境特別委員会】

(20名)

委員長	菅野 壽 (社民)	谷川 秀善 (自民)		高野 博師 (平成)	
理事	狩野 安 (自民)	西田 吉宏 (自民)		和田 洋子 (平成)	
理事	河本 英典 (自民)	馳 浩 (自民)		千葉 景子 (民緑)	
理事	松 あきら (平成)	平田 耕一 (自民)		清水 澄子 (社民)	
理事	竹村 泰子 (民緑)	山本 一太 (自民)		有働 正治 (共産)	
	景山 俊太郎 (自民)	牛嶋 正 (平成)		末広 まきこ (自由)	
	小山 孝雄 (自民)	加藤 修一 (平成)		(9. 9. 29 現在)	

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	浦田 勝 (自民)	釜本 邦茂 (自民)	横尾 和伸 (平成)
理事	清水 達雄 (自民)	佐藤 静雄 (自民)	小川 勝也 (民緑)
理事	田浦 直 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	大淵 絹子 (社民)
理事	都築 譲 (平成)	依田 智治 (自民)	上山 和人 (社民)
理事	本岡 昭次 (民緑)	阿曾田 清 (平成)	山下 芳生 (共産)
	阿部 正俊 (自民)	市川 一朗 (平成)	釘宮 磐 (太陽)
	岩井 國臣 (自民)	続 訓弘 (平成)	(9. 9. 29 現在)

【選挙制度に関する特別委員会】

(20名)

委員長	円 より子 (平成)	倉田 寛之 (自民)	平野 貞夫 (平成)
理事	須藤 良太郎 (自民)	中原 爽 (自民)	淵上 貞雄 (社民)
理事	鈴木 貞敏 (自民)	真鍋 賢二 (自民)	橋本 敦 (共産)
理事	武田 節子 (平成)	松浦 功 (自民)	西川 きよし (二院)
理事	一井 淳治 (民緑)	村上 正邦 (自民)	奥村 展三 (さき)
	片山 虎之助 (自民)	吉村 剛太郎 (自民)	小山 峰男 (太陽)
	上吉原 一天 (自民)	大森 礼子 (平成)	(9. 9. 29 現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	志村 哲良 (自民)	高木 正明 (自民)	星野 朋市 (平成)
理事	佐藤 泰三 (自民)	永田 良雄 (自民)	笹野 貞子 (民緑)
理事	橋本 聖子 (自民)	長峯 基 (自民)	鈴木 和美 (社民)
理事	福本 潤一 (平成)	榎崎 泰昌 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	萱野 茂 (民緑)	風間 昶 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	板垣 正 (自民)	勝木 健司 (平成)	島袋 宗康 (二院)
	尾辻 秀久 (自民)	鈴木 正孝 (平成)	(9. 9. 29 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	武田 邦太郎 (民緑)	鴻池 祥肇 (自民)	長谷川 清 (平成)
理事	中島 真人 (自民)	佐藤 泰三 (自民)	山本 保 (平成)
理事	真島 一男 (自民)	鈴木 政二 (自民)	瀬谷 英行 (社民)
理事	平田 健二 (平成)	保坂 三蔵 (自民)	三重野 栄子 (社民)
理事	久保 亘 (民緑)	矢野 哲朗 (自民)	緒方 靖夫 (共産)
	石渡 清元 (自民)	海野 義孝 (平成)	江本 孟紀 (自由)
	太田 豊秋 (自民)	片上 公人 (平成)	(9. 9. 29 現在)

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(45名)

委員長	遠藤 要 (自民)	沓掛 哲男 (自民)	高橋 令則 (平成)
理事	片山 虎之助 (自民)	斎藤 文夫 (自民)	寺澤 芳男 (平成)
理事	高木 正明 (自民)	永田 良雄 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	野間 赳 (自民)	長尾 立子 (自民)	吉田 之久 (平成)
理事	三浦 一水 (自民)	野村 五男 (自民)	伊藤 基隆 (民緑)
理事	荒木 清寛 (平成)	林 芳正 (自民)	国井 正幸 (民緑)
理事	広中 和歌子 (平成)	保坂 三蔵 (自民)	齋藤 勁 (民緑)
理事	峰崎 直樹 (民緑)	宮崎 秀樹 (自民)	及川 一夫 (社民)
理事	赤桐 操 (社民)	宮澤 弘 (自民)	清水 澄子 (社民)
理事	笠井 亮 (共産)	吉村 剛太郎 (自民)	田 英夫 (社民)
理事	狩野 安 (自民)	泉 信也 (平成)	吉岡 吉典 (共産)
	金田 勝年 (自民)	今泉 昭 (平成)	吉川 春子 (共産)
	亀谷 博昭 (自民)	岩瀬 良三 (平成)	佐藤 道夫 (二院)
	河本 英典 (自民)	小林 元 (平成)	田村 公平 (自由)
	久世 公堯 (自民)	菅川 健二 (平成)	山口 哲夫 (新社)
			(9. 9. 29 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	林田 悠紀夫 (自民)	木宮 和彦 (自民)	福本 潤一 (平成)
理事	板垣 正 (自民)	北岡 秀二 (自民)	水島 裕 (平成)
理事	山本 一太 (自民)	田村 公平 (自民)	川橋 幸子 (民緑)
理事	戸田 邦司 (平成)	南野 知恵子 (自民)	角田 義一 (民緑)
理事	前川 忠夫 (民緑)	馳 浩 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	田 英夫 (社民)	林 芳正 (自民)	笠井 亮 (共産)
理事	上田 耕一郎 (共産)	岩瀬 良三 (平成)	椎名 素夫 (自由)
	笠原 潤一 (自民)	永野 茂門 (平成)	(9. 10. 22 現在)
	鎌田 要人 (自民)	広中 和歌子 (平成)	

〔対外経済協力に関する小委員会〕

(8名)

小委員長	板垣 正 (自民)	福本 潤一 (平成)	上田 耕一郎 (共産)
	馳 浩 (自民)	角田 義一 (民緑)	(9. 10. 27 現在)
	山本 一太 (自民)	田 英夫 (社民)	
	広中 和歌子 (平成)		

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会長	鶴岡 洋 (平成)	太田 豊秋 (自民)	高野 博師 (平成)
理事	尾辻 秀久 (自民)	金田 勝年 (自民)	和田 洋子 (平成)
理事	中原 爽 (自民)	鈴木 省吾 (自民)	小川 勝也 (民緑)
理事	山本 保 (平成)	中島 真人 (自民)	小島 慶三 (民緑)
理事	朝日 俊弘 (民緑)	橋本 聖子 (自民)	青木 薪次 (社民)
理事	日下部 禧代子 (社民)	平田 耕一 (自民)	堂本 暁子 (さき)
理事	有働 正治 (共産)	三浦 一水 (自民)	小山 峰男 (太陽)
理事	小野 清子 (自民)	及川 順郎 (平成)	(9. 10. 29 現在)
	大野 つや子 (自民)	木暮 山人 (平成)	

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(25名)

会	長	井上	孝 (自民)	上吉原	一天 (自民)	鈴木	正孝 (平成)
理	事	岡	利定 (自民)	亀谷	博昭 (自民)	都築	讓 (平成)
理	事	吉川	芳男 (自民)	小山	孝雄 (自民)	山崎	力 (平成)
理	事	渡辺	孝男 (平成)	佐々木	満 (自民)	菅野	壽 (社民)
理	事	齋藤	勁 (民緑)	武見	敬三 (自民)	渡辺	四郎 (社民)
理	事	志苦	裕 (社民)	宮澤	弘 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理	事	山下	芳生 (共産)	守住	有信 (自民)	山口	哲夫 (新社)
		石渡	清元 (自民)	猪熊	重二 (平成)	(9. 11. 6	現在)
		加藤	紀文 (自民)	菅川	健二 (平成)		

【政治倫理審査会】

(15名)

会	長	宮澤	弘 (自民)	板垣	正 (自民)	鶴岡	洋 (平成)
幹	事	青木	幹雄 (自民)	大木	浩 (自民)	菅野	久光 (民緑)
幹	事	真鍋	賢二 (自民)	高木	正明 (自民)	武田	邦太郎 (民緑)
幹	事	平井	卓志 (平成)	大久保	直彦 (平成)	梶原	敬義 (社民)
		井上	裕 (自民)	扇	千景 (平成)	橋本	敦 (共産)
						(召集日	現在)

1 本会議審議経過

○平成9年9月29日（月）

開 会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員喜屋武眞榮君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

常任委員長辞任の件

本件は、逓信委員長谷本巍君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、逓信委員長に川橋幸子君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**科学技術特別委員会**、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**環境特別委員会**、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、選挙制度に関する調査のため委員20名から成る**選挙制度に関する特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る**行財政改革・税制等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時6分

再 開 午後2時37分

日程第2 会期の件

本件は、75日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

橋本内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後3時

○平成9年10月2日（木）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

田村秀昭君、真鍋賢二君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員吉田之久君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員吉田之久君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

井上吉夫君は、祝辞を述べた。

吉田之久君は、謝辞を述べた。

散 会 午前11時57分

○平成9年10月3日（金）

開 会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員佐藤静雄君、加藤紀文君、裁判官訴追委員志村哲良君、星野朋市君、同予備員矢野哲朗君、森田健作君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に服部三男雄君（第2順位）、河本英典君（第3順位）、裁判官訴追委員に清水嘉与子君、猪熊重二君、同予備員に笠原潤一君（第1順位）、太田豊秋君（第2順位）、皇室会議予備議員に井上吉夫君（第1順位）、扇千景君（第2順位）、皇室経済会議予備議員に佐々木満君（第1順位）、検察官適格審査会委員に平野貞夫君、同予備委員に野村五男君（前田勲男君の予備委員）、笠井亮君（平野貞夫君の予備委員）、国土審議会委員に真鍋賢二君、木庭健太郎君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に青木幹雄君、永田良雄君、吉川芳男君、寺崎昭久君、北海道開発審議会委員に加藤修一君を指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

長尾立子君、笠原潤一君、今井澄君は、それぞれ質疑をした。

休 憩 午後零時 1 分

再 開 午後 1 時11分

休憩前に引き続き、及川一夫君、西山登紀子君、都築讓君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散 会 午後 3 時35分

○平成 9 年11月 7 日（金）

開 会 午前10時 1 分

元議員西郷吉之助君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

元議員西村尚治君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、久保亘君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に角田義一君、検察官適格審査会委員に前田勲男君、同予備委員に野村五男君（前田勲男君の予備委員）を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、国家公安委員会委員に磯邊和男君、公害健康被害補償不服審査会委員に清水英佑君、原田尚彦君、電波監理審議会委員に塩野宏君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、社会保険審査会委員に大澤一郎君、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君、運輸審議会委員に前田喜代治君、電波監理審議会委員に秋山喜久君、常盤文克君を任命することに同意することに決した。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、三塚大蔵大臣から趣旨説明があった後、斎藤文夫君、広中和歌子君、小島慶三君、谷本巍君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

日程第 1 平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後零時33分

○平成9年11月14日（金）

開 会 午後零時1分

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、下稲葉法務大臣から趣旨説明があった後、大森礼子君が質疑をした。

日程第1 許可等の有効期間の延長に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時35分

○平成9年11月19日（水）

開 会 午後零時18分

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、上杉自治大臣から趣旨説明があった後、平野貞夫君が質疑をした。

日程第1 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時52分

○平成9年11月28日（金）

開 会 午後零時1分

議長は、新たに当選した議員岡崎トミ子君を議院に紹介した後、同君を大蔵委員に指名した。

北海道開発審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、岡部三郎君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、原子力委員会委員に遠藤哲也君、木元教子君、地方財政審議会委員に鹿谷崇義君、竹村晟君、野沢達夫君を任命することに同意することに決し、地方財政審議会委員に川上均君、林健久君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、行財政改革・税制等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成136、反対100にて可決された。

日程第2 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第3 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第4 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後1時14分

○平成9年12月3日（水）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（新たな「日米防衛協力のための指針」の策定に関する報告について）

本件は、小淵外務大臣から報告があった後、板垣正君、山崎力君、一井淳治君、大脇雅子君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後1時1分

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、三塚大蔵大臣から趣旨説明があった後、海野義孝君、岡崎トミ子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律

案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2は全会一致をもって可決、日程第3及び第4は可決された。

日程第5 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 介護保険法案（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第8 介護保険法施行法案（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第9 医療法の一部を改正する法律案（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

以上3案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第7及び第8に対する討論の後、日程第7及び第8は記名投票をもって採決の結果、賛成162、反対77にて委員長報告のとおり修正議決、日程第9は全会一致をもって可決された。

介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案（上野公成君外5名発議）
（委員会審査省略要求事件）

本件は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、上野公成君から趣旨説明があった後、可決された。

小泉厚生大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第10 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後3時6分

○平成9年12月5日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（A P E C非公式首脳会議及び閣僚会議に関する報告について）

本件は、村岡国務大臣から報告があった後、須藤良太郎君、寺澤芳男君、角田義一君、吉川春子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 工場立地法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会法の一部を改正する法律案（中曽根弘文君外7名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、中曽根弘文君から趣旨説明があった後、可決された。

散 会 午前11時37分

○平成9年12月10日（水）

開 会 午後8時1分

日程第1 預金保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、三塚大蔵大臣から趣旨説明があった後、榎崎泰昌君、上山和人君、笠井亮君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後9時2分

○平成9年12月12日（金）

開 会 午後1時4分

日程第1 精神保健福祉士法案（第140回国会内閣提出、第141回国会衆議院送付）

言語聴覚士法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案（第2の議案は日程に追加）は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

付)

本案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休 憩 午後 1 時14分

再 開 午後 2 時16分

議長不信任決議案（平井卓志君外 4 名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、平井卓志君から趣旨説明があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成96、反対143にて否決された。

休 憩 午後 3 時 7 分

再 開 午後 4 時51分

12月 5 日の本会議出席について、三塚大蔵大臣から発言があった。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員長報告のとおり修正議決された。

参議院規則の一部を改正する規則案（中曽根弘文君外 7 名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、中曽根弘文君から趣旨説明があった後、可決された。

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願外322件の請願

本請願は、日程に追加し、内閣委員長外10委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、文教委員会のスポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 非営利法人特例法案（参第3号）
- 市民公益活動法人法案（参第5号）
- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 法務及び司法行政等に関する調査

外務委員会

- 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

- 社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

- 農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 運輸事情等に関する調査

通信委員会

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

- 労働問題に関する調査

建設委員会

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書

- 平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆第34号）
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

- 科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会参第5号）
- 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案（参第6号）
- 災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

- 選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

- 行財政改革・税制等に関する調査

国際問題に関する調査会

- 国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 国民生活・経済に関する調査

行財政機構及び行政監察に関する調査会

- 行財政機構及び行政監察に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午後5時8分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成9年9月29日（月）

【橋本内閣総理大臣の所信表明演説】

〔はじめに〕

第141回国会の開会に当たり、国政に臨む私の所信を申し上げます。

まず初めに、今般の内閣改造における総務庁長官人事に関し、国民の皆様から厳しい御批判をちょうだいいたしました。政治により高い倫理性を求める世論の重みに十分思いをいたさなかったことを深く反省するとともに、多大な御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。今後、国民の皆様の声に十分耳を傾け、6つの改革、中でも皆様が納得できる行政改革を全力でなし遂げる決意であります。同時に、与党3党の党首会談で政治倫理、企業・団体献金などの政治改革の問題を協議し、結論を求めていきたいと思っております。

私は、我が国のすべてのシステムを改革する6つの改革を内閣の最重要課題に掲げ、今日まで全力を傾けてまいりました。少子・高齢化と経済のグローバル化が予想された以上の速さで進む中で、今改革をしなければ社会の活力が失われ、この国に明日はないとの思いからであります。6つの改革は、経済構造改革、金融システム改革のように具体的な進展を見せ始めている分野もありますが、これからが正念場であります。国民全体が誇りと自信を持って21世紀を迎えることができるよう、今世紀最後の3年間を集中改革期間とし、内閣を挙げて取り組んでまいります。特に、この臨時国会から次期通常国会までは、行政改革と財政構造改革の帰趨を決する重要な時期であり、議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

また、沖縄をめぐる課題は、引き続き内閣の最重要課題であります。普天間飛行場の移設問題など米軍の施設・区域の整理、統合、縮小に、沖縄県を初め関係地方公共団体の格段の御協力をいただき、政府を挙げて取り組みます。沖縄振興については、沖縄政策協議会での検討を深め、沖縄の地理的特性や伝統、文化を生かした振興策を策定できるよう最大限努力いたします。また、21世紀の沖縄の発展に願いを込め、沖縄復帰25周年記念式典を11月に現地沖縄で開催いたします。

〔本格化する6つの改革〕

今日、我が国の行政システムが深刻な限界を露呈していることは明らかであります。そして、この行政システムは、我が国が発展する過程でうまく機能してきたがゆえに、社会の隅々まで深く根をおろしており、行政改革には総論賛成各論反対がつきまといまいます。しかし、私は、行政改革なくして国民の皆様の

信頼を得ることはできないと思っております。改革の先にある明るい未来を信じ、摩擦や痛みを乗り越えて全力でやり抜く決意であります。

内外の情勢変化や危機に対して弾力的に対応できる行政をつくり上げるためには、内閣機能の強化と中央省庁の再編が不可欠であります。内閣総理大臣のリーダーシップを高め、内閣が緊急事態に際しては機敏に行動し、多様な政策課題に対しては戦略的な判断を下せるような、そして、各省庁が効果的に政策を遂行できるような体制をつくり上げます。行政改革会議の中間報告は、このような問題意識にこたえた改革の基本的な方向を示しており、今後、中間報告を骨格として11月末までに成案を取りまとめ、次期通常国会中に所要の法案を提出いたします。

簡素で効率的な行政をつくり上げるためには、国の果たすべき役割を根本から見直し、大胆に規制の撤廃と緩和を進めると同時に、官から民へ、そして中央から地方へと国の業務と権限を移し、国の組織、人員、予算の規模をできる限り絞り込まなければなりません。中央省庁に関しては、現業の縮小及び政策の企画立案部門と実施部門の分離を図るとともに、特殊法人の改革を進めます。こうした改革を進めながら、財政投融资の対象となる分野や事業、そして預託制度のあり方を見直します。

地方分権に関しては、間もなく出される地方分権推進委員会の第4次勧告をいただき次第、地方分権推進計画の作成に本格的に取り組み、住民に身近な市町村に業務と権限をできる限りゆだねることを基本として、次の通常国会が終了するまでのできるだけ早い時期にこの計画を作成し、総合的かつ計画的に地方分権を推進いたします。その際、新たな役割を担う地方公共団体の行財政基盤を強化するために、地方においても徹底した行財政改革に取り組むことを強く求めながら、市町村の自主的な合併を積極的に支援いたします。

行政に対する信頼は、改めるべきは改める率直さと勇氣から生まれます。そのような行政を目指して、政策の企画立案、実施の過程を開かれたものとするよう努力し、また、情報公開法案を本年度中に国会に提出できるよう準備を進めます。

今国会に内閣が提出する最も重要な法案は、財政構造改革を進めるための法案であります。国と地方を合わせた長期債務が本年度末には476兆円にも上り、さらに今後、少子・高齢化の進展に伴い歳出の自然増が見込まれる現在、財政構造をこのまま放置すれば、経済の活力が低下し、将来に背負い切れない負担を残すことは明らかであります。これは次の世代に対する責任の放棄にほかなりません。

本法案は、平成15年度までに国と地方を合わせた財政赤字の対GDP比を3%以下とし、かつ、特例公債からの脱却と公債依存度の引き下げを行うことを

当面の目標に掲げております。また、その実現のために10年度からの3年間を集中改革期間とし、一切の聖域なく、改革の基本方針と量的縮減目標及び必要な制度改革の内容を定めております。速やかな法案成立に御協力をお願いいたします。

集中改革期間の初年度となる10年度予算においては、政策的経費である一般歳出を9年度より減額する方針であり、経済構造改革に資する分野などに重点を置きながら、歳出構造そのものを見直します。

残高が28兆円に上る国鉄長期債務処理の問題及び3兆円を超える債務を抱えるに至った国有林野事業の経営改善のあり方については、あらゆる方策を検討し、国民の皆様の御理解をいただける成案を年内に得る方針です。また、10年度財政投融资計画においては、民業補完や償還確実性の原則を徹底し、その規模を一層スリム化していく方針です。

少子・高齢化の急速な進展と経済成長率の低下という環境の変化の中で、社会保障のニーズの変化に対応しながら、効率的で質の高いサービスを提供できる安定的な制度をつくり上げることが社会保障構造改革の中心です。財政赤字を含めた国民負担率が50%を超えないように制度全般にわたり給付と負担の関係を幅広い観点から見直し、必要な改革をできる限り早く行わなければなりません。

中でも介護保険制度は、老後生活の最大の不安の1つである高齢者介護を社会全体で支えるとともに、保健、医療、福祉にわたるサービスの効率的な提供を可能とするものであり、今国会における法案成立にぜひとも御協力をお願いいたします。

医療については、与党3党の改革案などをもとに、老人保健制度を含めた医療保険制度と医療提供体制の両面にわたる抜本的な改革を総合的かつ段階的に進めてまいります。

私は、今日、景気が緩やかに回復しているものの、その回復に従来のような力強さを感じるができないのは構造的な問題のあらわれではないかと考えており、日本経済への信頼を高めるためにもちゅうちょすることなく構造改革を進めなければなりません。

国内の民間需要の原動力となる企業の活力を高めるためには、新たな雇用と市場を生み出す新規産業、そして競争力のある技術や技能を持つ製造業にとって魅力のある事業環境を一日も早く整備することが必要です。

本年5月に策定した経済構造改革に関する政府の行動計画の着実な実行はもとより、規制の撤廃と緩和に力を入れ、可能な限りの前倒しと新たな施策の追加を内容とするフォローアップを年内に行うなど、内閣を挙げて経済構造改革を強力に推進いたします。また、新規産業を技術面から支援するために産学官

の連携による研究開発を推進し、その成果の活用を促進いたします。

法人課税についても、経済構造改革を進める観点から、課税ベースを適正化しながら税率を引き下げる方向で検討を行い、10年度税制改正において結論を得ることといたします。

さらに、我が国経済にとって、土地問題への対応も重要であります。近年の土地をめぐる状況を踏まえ、土地の有効利用や土地取引の活性化を促進するための方策を検討してまいります。

金融システム改革は、今後の具体的なスケジュールを既に明らかにしており、利用者にとって魅力があり、かつ新規産業を初めとする成長分野に円滑に資金を供給できる自由で公正な金融システムを目指して改革を進めます。

今国会には、金融分野における持ち株会社制度の整備を図る法案など所要の法案を提出するとともに、10年度税制改正において、有価証券取引税などの金融関係税制の望ましいあり方を検討いたします。

子供たちの心に深い傷を残すいじめや登校拒否、そして昨今、社会に大きな衝撃を与えた幾つかの事件は、教育のあり方について根本的な問いかけをしております。今こそ学校、家庭、地域社会の力を結集し、心の教育を充実するとともに、子供たちの個性を伸ばせるよう、学校にゆとりを持たせ、選択の幅を広げていかなければなりません。同時に、父母や地域の期待にこたえ、教育の現場みずからが特色を生かした活動ができるよう、学校に権限と責任を持たせてまいります。

また、高等教育段階では、人材養成と研究の両面で国際的に通用する大学を目指し、大胆な改革を進めます。さらに、一人一人が生涯にわたって活躍できる社会をつくるためには、教育制度と並んで、就職の際の学歴重視、転職を困難にする制度や慣行など、雇用面における問題への対応が必要であり、企業を初め関係者の御協力を広く呼びかけたいと思います。

〔安全で安心できる国民生活〕

政府は、阪神・淡路大震災を大きな教訓として危機管理体制を強化してまいりましたが、在ペルー日本国大使公邸占拠事件やナホトカ号重油流出事故の例に見られるように、国民生活に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故は予測しがたいものであります。災害対策を初め危機管理能力を高めるよう、たゆまぬ努力を続けるとともに、常に緊張感を持って危機発生時の対応に万全を期します。

最近、いわゆる総会屋をめぐる犯罪が相次いで摘発されましたが、このような反社会的勢力と企業社会との結びつきは、我が国社会の公正さを脅かすものです。こうした結びつきを断固として排除するために、罰則の強化、徹底した取り締まりなどの対策を講じます。また、暴力団、外国人犯罪組織などによる

組織犯罪や、銃器の使用、薬物の乱用に厳正に対処いたします。

〔外交〕

米ソ対立の終えんは、政治、経済の両面にわたり世界を一体化させることとなりましたが、局地的な地域紛争が生じる危険は依然として残っております。こうした情勢のもとで、我が国の安全、そしてアジア太平洋地域の平和と安定をどう実現するかは、我が国が当面する外交上の最も重要な課題であります。

私は、この課題にこたえるために、我が国外交の基軸である日米関係、そしてその根幹である日米安全保障体制の信頼性を高めたいと考え、昨年4月、クリントン大統領と日米防衛協力のための指針を見直すことに合意し、今般、新たな指針が取りまとめられました。我が国が専守防衛に徹し、日本国憲法の範囲内で役割を果たすこと、そして日米安保条約及びその関連取り決めのもとでの権利義務並びに日米同盟関係の基本的枠組みを変更しないことなどがこの指針の前提であることは当然であり、今後、新たな指針の内容について国民の皆様、そして近隣諸国の理解を得るよう努力いたします。同時に、政府は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に対応できるよう、緊急事態対応策の検討などを進めております。

今後、これらの検討の成果をも踏まえながら、新たな指針の実効性を確保する作業を急ぎ、法的側面を含めて検討の上必要な措置を講じてまいります。

欧州では、NATO、EUを中心として安全保障、経済の分野で一層の安定と繁栄を目指した枠組みの構築が進められております。私は、アジアの東の端に位置する我が国が、こうした動きを視野に入れながら、いわば太平洋から見たユーラシア外交とでも言うべき新たな外交を構想し、実行していく好機が到来していると確信しており、ロシア、中国、韓国などとの信頼のきずなを強め、より広く、より深い協力関係を構築するよう努力いたします。

ロシアとの間では、北方領土問題を解決し、平和条約を締結して両国関係の完全な正常化を達成することが重要であります。私は、6月のデンバー・サミットにおいて、エリツィン大統領に対し、東京宣言を着実に前進させることが重要であることを強調しましたが、11月に再び同大統領とお会いし、信頼、相互利益、長期的な視点という3つの原則に沿って、新たな日ロ関係の展望を開く基礎としたいと考えております。

本年、より正確に言えば本日は、日中国交正常化からちょうど25年、明年は日中平和友好条約の締結から20周年に当たります。先般、私は中国を訪問し、中国要人と意見交換を行いました。これに続き、この秋以降予定される中国首脳の来日の機会をとらえ、首脳同士の頻繁な対話はもとより、安全保障の分野を初めとしてさまざまなレベルで対話を深め、信頼関係を強化するとともに、アジア太平洋、ひいては世界の発展とともに寄与していけるような日中友好関

係を確立したいと考えております。

朝鮮半島に関しては、韓国との友好協力関係の増進が基本であります。現在、日朝間では国交正常化交渉の再開問題や日朝間の諸懸案に関する話し合いに一定の前進が見られます。今後とも、朝鮮半島の平和と安定に向け、韓国などと緊密に連携しながら対処いたします。

これらの2国間関係に加え、アジア太平洋地域の経済的繁栄と政治的安定の好ましい循環をさらに発展させるために、APEC、ASEAN地域フォーラムのような地域的な枠組みの強化に努めます。

我が国は、本年から明年末までの間、国連安全保障理事会の非常任理事国を務めており、地域紛争、軍縮・不拡散、テロ、開発、環境、エネルギーなど、冷戦後の国際社会が共通して直面する課題の克服に積極的に参画するとともに、特に、国連における国際協力の充実に努力してまいります。同時に、国連事務総長の提案など、国連改革の動きが活発になっている現在、国連が時代の要請に適合した役割を果たすことができるよう、我が国の安保理常任理事国入りの問題を含め、全体として均衡のとれた形での国連改革の実現に努力いたします。

国際社会が直面する課題の中でも、地球温暖化問題は全世界的な対応が求められる極めて重要な問題です。12月に京都で開催される気候変動枠組み条約第3回締約国会議において、地球温暖化防止に意味があり、公平で実現可能性のある目標が合意されるよう、我が国は開催国として最大限努力いたします。

同時に、国内においては、産業部門は言うまでもなく、民生、運輸部門においてもできる限りの努力をしなければなりません。国民の皆様には、この問題の大切さを御理解いただき、ライフスタイルの見直しを初め、できる限りの御協力をお願いいたします。

〔むすび〕

以上、私の所信を申し述べてまいりました。

6つの改革は、長い間私たちがなれ親しんできた仕組みや考え方を変えるものであり、一朝一夕にできるものではありません。しかしながら、少子・高齢化も、経済のグローバル化も着実に進んでいるのが現実です。我が国に活力と自信を取り戻すために、改革を先送りすることは許されません。同時に、痛みを乗り越えて改革を進めるには、国民世論の強い支持が不可欠であり、私は、この時期に国政をあずかる責任の重大さを肝に銘じ、政策中心の政治を目指します。さまざまな意見に謙虚に耳を傾け、議論した上で決断し、実行し、その責任を負うとの決意のもとに、与党3党の協力関係を基本として、政策によっては各党各会派の御協力をいただき、改革を進めてまいりたいと考えます。

国民の皆様並びに御臨席の議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、10月2日、3日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

田村 秀昭君（平成）	真鍋 賢二君（自民）	長尾 立子君（自民）
笠原 潤一君（自民）	今井 澄君（民緑）	及川 一夫君（社民）
西山登紀子君（共産）	都築 讓君（平成）	

〔政治姿勢〕

○政治倫理

本院においてもたびたびおわびを申し上げたことがすべて率直な私の気持ちであり、与党3党間で合意した政治倫理等に関する3党確認に基づいてこの努力を進めていきたい。

○6大改革への取り組み

少子・高齢化や経済のグローバル化が予想以上のスピードで進んでいる中において、今改革をしなければ社会の活力が失われてしまう、そんな思いから内閣の最重要課題としてこれに取り組んできた。これからが正念場であるだけに、議員各位、国民各位の協力と理解をいただきたいと願っている。

〔日米防衛協力のための指針〕

○国会の承認

新指針は、立法上、予算上、行政上の措置を義務づけるものではなく、旧指針同様、国会の承認の対象となる性格のものではないと考えている。

○周辺事態

周辺事態とは、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合をいうのであり、これは地理的な概念ではなくて、生じる事態の性質に着目したものである。したがって、周辺事態が発生し得る地域を地理的に限定することは不適切であり、また周辺事態に該当するか否かはあくまで事態の態様等による。

○近隣諸国への説明

透明性を確保していくことの重要性は認識しており、ニューヨークでの外相会談などにおいて各国に対し説明を重ねてきた。さらに、韓国には既に説明のため担当者を派遣したし、中国にも早期にしかるべき人間を派遣し、重ねて説明を行う予定である。

〔外交・安全保障〕

○日朝関係

北朝鮮在住の日本人配偶者の件については、現在、第1回訪問の準備が着々と行われている。政府としても、今後とも故郷訪問の早期実現に取り組んでいきたい。また、拉致疑惑事件については捜査当局において捜査が進められているが、関係機関と連携を密にしながら関連情報をさらに収集していく。

○普天間飛行場の代替ヘリポート

沖縄県を初め関係各位の協力をいただきながら、移設の早期実現に向け、普天間飛行場移設対策本部を中心に全力を挙げて取り組む決意であり、地元の理解を得るべく引き続き努力していく考えである。

〔行財政改革〕

○行政改革会議の中間報告

中間報告は行革会議のこれまでの真剣な検討の成案をまとめたものである。同時に、まだ検討すべき事項も多数残されており、さらに審議をしていく。今回の中間報告を骨格としながら、強い決意を持って行政改革を進めていきたい。

○財政構造改革

一切の聖域なしで歳出の改革と縮減を進めることとし、そのための具体的な方策や枠組みを定めた財政構造改革法案を提出させていただいた。財政構造改革は将来の世代に対する我々の責任であり、着実に実施していきたいと考えている。

○金融システム改革

本年6月に改革全体の具体的措置とスケジュールを明らかにした。既に実現可能なものから実行に移しているところであり、今後も制度の整備を進め、改革の早期実現に向けて取り組んでいきたい。

○金融機関の不祥事

今後とも、不正があれば法令に基づいて厳正に対処していくとともに、金融システム改革の課題として、ルールの整備やルール違反に対する罰則の強化、監視監督体制の一層の充実強化等に努めていきたいと考えている。

〔経済・景気対策〕

○景気の現状

足元は回復のテンポが緩やかになっているものの、民間需要を中心とする景気の回復基調は続いている。しかし、日銀短観に示されるような厳しい状況があることも事実であり、この景気回復に従来のような力強さを感じる事ができないのはまさに構造的な問題だと思っている。

○経済構造改革の推進

規制の撤廃と緩和を初めとして、経済構造改革に関する政府の行動計画の可能な限りの前倒しと同時に、新たな施策の追加も含めたフォローアップを年内に行うなど、内閣を挙げて経済構造改革を進めていく。

○法人税率の引き下げ

経済構造改革を進める観点から、課税ベースを適正化しながら税率を引き下げる方向で検討を行い、10年度税制改正において結論を得ることとする。

〔社会保障〕

○介護保険法案

この法案は、老後の最大の不安である介護を社会的に支えるためのものであり、新高齢者保健福祉推進10カ年戦略に引き続いて介護サービス基盤の整備を着実に実施していく上でも、平成12年度からの実施が必要なものである。市町村の準備期間を確保するためにも、今国会における法案成立に協力願いたい。

○医療保険制度

国民皆保険制度を維持することを前提にして、国民が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう、医療提供体制、医療保険制度の両面にわたる抜本的な改革に全力を尽くしていきたい。

○年金制度

平成11年の財政再計算において、給付と負担の均衡を確保し、将来の負担を過重なものとしないう改革することによって、制度の安定性、信頼性を確保

していきたいと考えている。

〔農業〕

○米政策

需給緩和を背景に自主流通米価格が低下し、一方で計画外米が増大している。また、備蓄も上限となる水準を大幅に超過しており、生産調整についても不公平感や限界感が指摘されている。このような状況のもと、米の需給と価格の安定を図るため、米政策全般の再構築に向け検討を進めているところである。

〔環境〕

○地球温暖化防止京都会議

この会議の成功のためには、議長国である我が国の国際的なリーダーシップの発揮が不可欠と考えている。そのため、できるだけ早い時期に具体的な日本の素案を取りまとめ、国際交渉の場に提示するとともに、これをてことして各国の意見を収れんさせ、国際合意の形成が進むように努力する決意である。

〔阪神・淡路大震災〕

○被災者に対する支援策

政府は、これまでも公営住宅の大量供給、その家賃の大幅な引き下げ、阪神・淡路復興基金を活用した生活再建支援金の給付に対する地方財政措置など、さまざまな支援策を講じている。今後とも、被災者の生活再建に向け、これらの支援策を着実に推進していく。

○平成9年12月3日（水）

【小淵外務大臣の新たな「日米防衛協力のための指針」の策定に関する報告】

本年9月23日の日米安全保障協議委員会におきまして了承されました、新たな「日米防衛協力のための指針」につきましては、既に国会におきましても御議論いただいておりますが、ここで改めて基本的な考え方につきまして御報告申し上げます。

新たな指針におきましては、日米間における、「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」及び「周辺事態」における協力、すなわち「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合の協力」のあり方が示されております。

「平素から行う協力」におきましては、日米両国政府が、おのおのの政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持することの重要性とそのための協力のあり方について、まとめられております。

「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」に関しては、まず、これが引き続き日米防衛協力の中核的要素であることが確認されており、日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行うことといたしております。

日本に対する武力攻撃がなされた場合には、基本的な考え方として、日本は、これに即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除し、その際、米国は、日本に対して適切に協力することといたしております。また、自衛隊及び米軍が、おのおの効果的な統合運用を行うこと等について言及しております。作戦構想については、統合運用の重要性を踏まえ、各種作戦を機能別に整理しており、新たな様相の脅威等への対応についても記述しております。

次に、「周辺事態」における協力については、まず、日米両国政府が、周辺事態の発生防止のため、外交上のものを含め、あらゆる努力を行うこと、日米両国政府が事態の状況について共通の認識に到達した場合に、おのおのの行う活動を効果的に調整すること、とられる措置は情勢に応じて異なり得ること等を明記しております。周辺事態への対応については、日米両国政府が、おのおのの判断に従って適切な措置をとり、適切な取り決めに従い、必要に応じて相互支援を行うことを明らかにしております。

これらの考え方を踏まえつつ、新たな指針は、周辺事態における協力を、日

米両国政府がおのこの主体的に行う活動における協力、米軍の活動に対する日本の支援、及び運用面における日米協力を分類しております。さらに、これらの協力を行う可能性のある項目の例が40項目にわたり別表に掲げられております。

以上のような内容の新たな指針におきましては、新たな指針及びそのもとでの取り組みが従うべき基本的な前提及び考え方として、日米安保条約及びその関連取り決めに基づく権利及び義務は変更されないこと、日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において行われるものであること、日米両国のすべての行為は、国際法の基本原則及び国連憲章等に合致するものであること等がうたわれていることを改めて明確にしておきたいと思っております。

新たな指針についての透明性を確保することは、国内のみならず諸外国においても日米安保体制の重要性に対する理解を深める上で重要であります。今後とも、中国、韓国を初め関心を有する諸国に対しては、必要に応じ説明を行ってまいりたいと考えております。

日米間においては、新たな指針のもとでの日米間の共同作業を直ちに開始することで意見が一致しており、共同作戦計画及び相互協力計画についての検討等を進めてまいります。また、政府としては、新たな指針の実効性を確保することが我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要であるとの観点から、9月29日の閣議決定の趣旨を踏まえ、関係省庁局長等会議の場等を通じ、法的側面を含め、政府全体として具体的な施策について検討していくこととなります。

私は、新たな指針が、日米間の防衛協力をより一層効果的なものとし、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるものであると確信しております。

国民の皆様並びに議員各位の御支持と御協力を心からお願い申し上げます。

○平成9年12月5日（金）

【村岡国務大臣のAPEC非公式首脳会議及び閣僚会議に関する報告】

先般開催されたAPECバンクーバー会合について、外務大臣臨時代理として、私より報告いたします。

我が国よりは、非公式首脳会議に橋本総理大臣、閣僚会議に小淵外務大臣及び堀内通商産業大臣が出席しました。

首脳会議では、アジアにおける通貨・金融問題、気候変動問題、新規参加問

題の3点が焦点となりました。

まず、アジア通貨・金融問題については、橋本総理より、最近のアジア諸国の通貨、株式市場の変動にもかかわらず、アジア経済の基礎的条件は基本的に良好で、依然高い潜在成長力を維持しており、健全なマクロ経済及び構造政策等は、この潜在的な成長力を実現するためのかぎであることを強調し、A P E C首脳間で共通の理解を得ることができました。

また、A P E C首脳として、さきにマニラで合意されました金融・通貨の安定に向けたアジア域内協力強化のための新たな枠組みに強い支持を表明するとともに、A P E Cとしても、アジア通貨・金融問題について引き続き取り組んでいくことに合意いたしました。

さらに、現在のA P E C地域の経済情勢によって、貿易・投資の自由化、円滑化の勢いが損なわれてはならないことについても一致いたしました。

次に、橋本総理より、地球温暖化防止京都会議の成功に向けての協力を求めました。その結果、A P E C首脳として、京都会議の成功に向けた強い政治的メッセージが出されるとともに、気候変動問題の解決に向けて先進国、途上国双方の協調的努力が必要であることで一致いたしました。

最後に、新規参加問題については、橋本総理から積極的に支持を表明したロシア、ベトナム、ペルーの3カ国が来年のマレーシア会合から新たに参加することで合意いたしました。

閣僚会議においては、まず、貿易・投資の自由化、円滑化の分野で、自由化行動計画の実施と改善のプロセスが軌道に乗り、さらに、これを補完するものとして、早期に自主的自由化に取り組むべき9つの最優先分野が特定されたことは重要な成果であります。

経済・技術協力については、特にインフラ整備及び環境の分野について目に見える成果が示されました。

以上、本年のA P E Cは、アジア通貨・金融問題、気候変動問題というA P E C地域にとって喫緊の課題について、A P E Cとして域内外に力強いメッセージを送るとともに、自由化、円滑化や経済・技術協力については実行の年にふさわしい具体的成果を上げ、また、A P E Cの将来に深く関係する新規参加問題にも決着を見ることができました。これらにかんがみ、A P E Cバンクーバー会合は極めて建設的かつ有意義な会議であったと認識しております。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案	上野 公成君 外5名	9.12. 2			9.12. 3 可決	
2	議長不信任決議案	平井 卓志君 外4名	12.12			12.12 否決	

○平成9年12月3日（水）

【介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議】

我が国は、来たるべき21世紀に世界に例のない高齢社会を迎えると予測されている。

このような高齢化が進む中で、高齢者介護の問題は、国民の老後生活における最大の不安要因であると言って過言ではなく、個人の人生にとどまらず、家族、さらには我が国社会全体にとっても極めて重要な課題である。

介護が必要になっても、高齢者が自らの有する能力を最大限活かし、自らが望む環境で、人生を尊厳を持って過ごすことができるような長寿社会の実現は、人類共通の願いである。

このような重要な介護問題の解決に向け、今後進むべき方向を明らかにし、着実に施策を講じていくことは、本院に課せられた責務であり、政府は、特に次の事項について万全の対策を期するべきである。

一、「保険あって介護なし」とならないよう、介護保険法施行までに介護サービスに関する人材、施設等の基盤整備を着実に進めるとともに、地域間格差の解消に努めること。また、法施行後も高齢者の増加に対応して引き続き介護サービスの基盤整備の推進に努めること。

一、市町村が制度を安定的に運営できるよう、その意向を十分反映した各般の支援に万全を期すとともに、広域化の取り組みを支援すること。

一、介護を要する状態の認定については、公平、公正に留意するとともに、迅速な判定を行えるよう必要な措置を講ずること。

一、全ての国民が適切に介護サービスを利用することができるよう、低所得者に対する必要な措置を講ずること。

右決議する。

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出2件、衆議院議員提出1件の合計7件であり、内閣提出はすべて可決し、本院議員提出2件及び衆議院議員提出1件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願15種類232件のうち、2種類59件を採択した。

〔法律案の審査〕

許可等の有効期間の延長に関する法律案は、行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るため、16法律49事項にわたる許可等の有効期間の延長を、一括して行おうとするものである。

委員会においては、11月13日、許可等の有効期間を延長する際の期間設定の基準、今回の措置による具体的な負担軽減の効果、規制緩和が消費者保護に及ぼす影響等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決された。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を実施しようとするものであり、その内容は、俸給月額、扶養手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当等の額の改定、ハワイ観測所勤務手当の新設並びに指定職俸給表の適用を受ける職員についての期末特別手当の新設及び期末手当の廃止等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定、期末特別手当の新設等を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、12月2日、以上の給与関係3案を一括して議題とし、今回の給与改定の考え方及び指定職職員の改定を1年延伸する理由、今後の行政経費縮減への取組み等について質疑が行われた。質疑を終わり、討論の後、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案は、全会一致をもって、原案どおり可決され、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって、原案どおり可決された。なお、一般職職員給与法等改正案に対

し、附帯決議を行った。

市民活動促進法案は、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等の措置を講じようとするものである。

非営利法人特例法案は、営利を目的としない団体の活動の健全な発達の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、営利を目的としない団体に法人格を付与すること等について当分の間の措置を定めようとするものである。

市民公益活動法人法案は、多様な価値観を有する市民が社会の構成員としての自覚と責任に基づいて自発的に行う市民公益活動の展開が活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであることにかんがみ、市民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進し、及び支援するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、12月8日、以上のNPO関係3案の趣旨説明を聴取したが、3案とも継続審査となった。

〔国政調査等〕

11月25日、日米防衛協力のためのガイドラインの運用に関する件、対人地雷禁止条約への対応に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年9月26日（金）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた後、同件、公務員の天下り問題及び政治倫理の在り方等について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、人事院、防衛庁及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年10月16日（木）（第1回）

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月13日（木）（第2回）

- 許可等の有効期間の延長に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について小里総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員、運輸省、

厚生省及び建設省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、太陽
反対会派 なし

○平成9年11月25日(火) (第3回)

○日米防衛協力のためのガイドラインの運用に関する件、対人地雷禁止条約への対応に関する件等について小淵外務大臣、久間防衛庁長官、村岡内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年12月2日(火) (第4回)

○一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)
(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)
(衆議院送付)

以上両案について小里総務庁長官から趣旨説明を聴き、
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)
(衆議院送付)について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴き、
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与
及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)
(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)
(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)
(衆議院送付)

以上3案について小里総務庁長官、村岡内閣官房長官、久間防衛庁長官、
政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、太陽
反対会派 なし

(閣法第17号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、太陽
反対会派 共産

(閣法第18号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、太陽
反対会派 共産

なお、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成9年12月8日（月）（第5回）

- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）について発議者衆議院議員小川元君から趣旨説明を聴いた。
- 非営利法人特例法案（参第3号）について発議者参議院議員笠井亮君から趣旨説明を聴いた。
- 市民公益活動法人法案（参第5号）について発議者参議院議員山本保君から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月12日（金）（第6回）

- 請願第2号外58件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外172件を審査した。
- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）
非営利法人特例法案（参第3号）
市民公益活動法人法案（参第5号）
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

許可等の有効期間の延長に関する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るため、許可等の有効期間の延長を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 不動産鑑定業者の登録の有効期間を3年から5年とする。
- 2 金融先物取引業者の許可の有効期間を3年から5年とする。
- 3 建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営む者の登録の有効期間を3年から6年とする。
- 4 飲食店等の営業の許可の条件として付することができる有効期間を4年を下らない期間から5年を下らない期間とする。
- 5 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可の有効期間を3年から6年とする。
- 6 毒物又は劇物の販売業の登録の有効期間を3年から6年とする。
- 7 向精神薬営業者の免許の有効期間を、輸入業者、輸出業者、製造製剤業者又は使用業者については3年から5年とし、卸売業者又は小売業者については3年から6年とする。

- 8 保険医療機関等の指定の有効期間を3年から6年とする。
- 9 商品投資販売業者及び商品投資顧問業者の許可の有効期間を3年から6年とする。
- 10 特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可の有効期間を3年から6年とする。
- 11 消費生活用製品安全法に基づく第1種特定製品の型式等の承認の有効期間を1年以上7年以内から3年以上10年以内とする。
- 12 高压ガスの容器検査所の登録の有効期間を3年から5年以上10年以内において政令で定める期間とする。
- 13 租鉱権の存続期間を5年以内から10年以内とする。
- 14 水洗炭業者の登録の有効期間を1年から2年とする。
- 15 旅行業の登録の有効期間を3年から5年とする。
- 16 宅地建物取引主任者証の有効期間を3年から5年とする。
- 17 本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 18 所要の経過措置を規定する。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年8月4日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 2 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を31万2,200円（現行30万7,500円）に引き上げる。
- 3 扶養手当について、扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等のうち1人についての月額を6,500円（現行5,500円）に引き上げるとともに、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額4,000円（現行3,000円）に引き上げる。
- 4 特地勤務手当に準ずる手当について、支給割合の限度を俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6（現行100分の4）に引き上げる。
- 5 新たにハワイ観測所勤務手当を設け、官署を異にする異動によりアメリカ合衆国のハワイ島に所在する観測所に勤務することとなった職員に、俸給及び職員と同居する扶養親族に係る扶養手当の月額の合計額に100分の80を乗じて得た額（その額が25万円に満たないときは、25万円）の100分の75から

- 100分の125までの範囲内の額を支給する。
- 6 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
 - 7 期末手当について、3月に支給する場合の割合を100分の55（現行100分の50）に引き上げるとともに、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及びこれに相当するもの（人事院規則で定める職員を除く。以下、「特定幹部職員」という。）について、6月に支給する場合の割合を100分の140（現行100分の160）、12月に支給する場合の割合を100分の170（現行100分の190）に引き下げる。
 - 8 勤勉手当について、特定幹部職員の支給割合を100分の80（現行100分の60）に引き上げる。
 - 9 指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、期末手当に代えて新たに期末特別手当を設け、期末特別手当基礎額に、3月においては100分の55、6月においては100分の160、12月においては100分の190を乗じて得た額に、その者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額（在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が定める額を減じて得た額）を支給する。
 - 10 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,900円（現行3万8,500円）に引き上げる。
 - 11 任期付研究員に適用する全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
 - 12 本法律は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する（改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定は平成9年6月4日から適用する）。ただし、宿日直手当に関する改正規定、特定幹部職員の期末手当及び勤勉手当に関する改正規定並びに期末特別手当に関する改正規定は平成10年1月1日から、特勤勤務手当に準ずる手当に関する改正規定、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当に関する改正規定及び指定職俸給表に関する改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
 - 13 期末特別手当に関する改正規定中勤務成績に応じた減額措置に係る改正規定は、基準日が平成10年6月1日以後である期末特別手当について適用する。
 - 14 期末特別手当に関する規定の適用について、平成10年3月に支給する場合の割合を100分の50とする。

【 附 帯 決 議 】

政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員の給与改定については、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国务大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行する。ただし、秘書官の俸給月額の引上げに関する改正規定は、平成9年4月1日から適用するとともに、内閣総理大臣、国务大臣、内閣法制局長官、政務次官等、大使及び公使の俸給月額の引上げ並びに常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額の引上げに関する改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万6,400円（現行10万5,600円）に引き上げる。
- 3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を引き上げる。
- 4 営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,690円（現行5,620円）に引き上げる。
- 5 一般職の国家公務員の例に準じて、参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける職員等の期末特別手当を新設し、これに伴い規定を整備する。
- 6 本法律は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。ただし、期末特別手当の新設等に係る改正規定は平成10年1月1日から、参事官等俸

給表の指定職の欄に係る改正規定並びに自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に係る改正規定は平成10年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
4	許可等の有効期間の延長に関する法律案	衆	9.10.13	9.11.11	9.11.13 可決	9.11.14 可決	9.10.31	9.11.6 可決 附帯決議	9.11.6 可決
○9.10.31 衆本会議趣旨説明									
16	一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可決 附帯決議	12.3 可決	11.26	11.27 可決 附帯決議	11.28 可決
17	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可決	12.3 可決	11.26	11.27 可決	11.28 可決
18	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可決	12.3 可決	11.26 安全保障	11.27 可決	11.28 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
3	非営利法人特例法案	笠井 亮君 外2名 (9.10.13)	9.10.15		9.12.5	継続審査				
5	市民公益活動法人法案	山本 保君 外3名 (9.12.5)	12.9		12.5	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
139/18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名 (8.12.16)		9.6.6	9.6.17	継続審査				

【地方行政委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願3種類5件のうち、2種類4件を採択した。

〔国政調査等〕

10月16日、暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置した。

12月4日、市町村合併及び広域行政、地方単独事業の財源確保、地方選挙の期日統一及び定数格差、社会福祉事業の投資効果、自治体病院における医薬分業、市民生活の安全確保対策、暴力団対策等について、上杉国務大臣、政府委員等に対して質疑を行った。

12月9日、地方分権に関する件について、参考人として、地方分権推進委員会委員長諸井虔君、同委員会委員長代理堀江湛君、同委員会委員西尾勝君及び同委員会専門委員神野直彦君の出席を求め、同委員長より意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年10月7日（火）（第1回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成9年10月16日（木）（第2回）

○地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。

○暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年12月4日（木）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○市町村合併及び広域行政に関する件、地方単独事業の財源確保に関する件、地方選挙の期日統一及び定数格差に関する件、社会福祉事業の投資効果に

関する件、自治体病院における医薬分業に関する件、市民生活の安全確保対策に関する件、暴力団対策に関する件等について上杉国务大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年12月9日（火）（第4回）

○地方分権の推進に関する件について参考人地方分権推進委員会委員長諸井虔君から意見を聴いた後、同参考人、参考人地方分権推進委員会委員（行政関係検討グループ座長）西尾勝君、同委員会専門委員（補助金・税財源検討グループ座長）神野直彦君及び同委員会委員長代理（地方行政体制等検討グループ座長）堀江湛君に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第5回）

○請願第220号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2142号を審査した。

○地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【法務委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類82件のうち、1種類53件を採択した。

〔法律案の審査〕

いわゆる総会屋を根絶するため、昭和56年の商法改正により、株主の権利の行使に関する利益供与禁止罪が新設された。これ以降、総会屋の数は減少したものの、根絶されることなく、その手口が巧妙化していった。このため、利益供与禁止罪の罰則の強化、摘発の強化の必要性等が指摘されていたが、平成9年に入り、野村證券、第一勧業銀行等の一流企業による総会屋への利益供与事件が次々に発覚し、トップを含め多数の企業幹部が逮捕されるという事態を生じて、国民の強い批判を浴びることとなった。

これに対して、政府は平成9年7月15日、総会屋対策関係閣僚会議の設置を決定し、同会議は9月5日、総会屋の排除に向けた「いわゆる総会屋対策要綱」を決定した。この中で、警察による支援、取締りの徹底と併せて、商法、銀行法、証券取引法等の罰則を強化するなど、政府を挙げて取り組む姿勢が示された。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、このような経緯に基づき、総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、10月21日、提出された。その主な内容は、利益供与罪及び利益受供与罪の法定刑の引上げ、利益供与要求罪、威迫を伴う利益受供与罪及び利益供与要求罪の新設、利益供与を受け又は要求した者に対する懲役刑と罰金刑の併科規定の新設、会社荒らし等に関する贈収賄罪、取締役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定刑の引上げ、その他の罪の罰金刑の上限の引上げである。

本法律案は、本会議で趣旨説明を聴取し、利益供与・受供与罪の法定刑の引上げによる抑止効果、利益供与要求罪に通報・告発義務を課さなかった理由、利益供与・受供与罪の公訴時効期間の見直し等について質疑を行った後、本委員会に付託された。

本委員会における質疑では、総会屋の実態、企業と総会屋とが癒着する理由、新設される利益供与要求罪の正当な市民活動に及ぼす影響、改正法による総会

屋対策の実効性等について論議が行われ、政府から、情報誌の購読要求等の経済取引を装いつつ不当な要求を執拗に行っている総会屋の手口、総会屋と癒着する企業の体質に原因があること、利益供与要求罪と正当な市民活動とは株主の権利の行使という構成要件で明確に区別できること、罰則の強化により相当の一般予防的効果が期待できること等の答弁があった。

また、参考人として出席した経済評論家の神崎倫一君からは、総会屋問題は我が国の株主総会の在り方に原因があり、会社側が公平かつ透明に総会を運営することが大切であること、元内閣広報官の宮脇磊介君からは、総会屋対策は広い視点と社会、経済、政治等のあらゆる分野にわたる総合的な組織犯罪対策の一環としての位置付けが有効であること、弁護士の渡邊顯君からは、総会屋の根絶のためには取締役や監査役を有効に機能させて企業の意識改革を図ることが重要であること等の指摘がなされた。

本委員会では、これらの審議を踏まえて、政府は、総会屋の根絶のため、総会の適正な運営、監査及び検査体制の充実を図る法的、行政的措置の整備に努め、利益供与要求罪の運用に当たっては、正当な株主権の行使や市民活動、労働運動・住民運動を不当に阻害しないようにするとともに、経済事犯における公訴時効及び罰金刑の在り方について、個別の罪質を加味した措置の可能性を含め検討することなど5項目からなる附帯決議を行った。

本年の国家公務員の給与改定は、8月4日、改善率1.02%、期末・勤勉手当の年間支給割合0.05月分引上げ、指定職職員の期末手当に懲戒処分者等への減額措置の導入等を内容とする人事院勧告が出され、11月14日、指定職以上の給与改善については実施時期を1年延期して、平成10年4月1日から、それ以外は勧告どおり平成9年4月1日に遡って行うことが閣議決定された。人事院勧告の完全実施が見送られたのは、昭和60年以来、12年振りのことである。11月26日、一般職の職員等の給与改定をするための法律案とともに、**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

裁判官及び検察官の給与は、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、特別職の職員の給与に準じて定められており、その増額もおおむねこれに準じ、また、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の職員の給与の増額に準じて、それぞれ改定するものとされている。

今回の改正では、一般職給与法改正案で、指定職職員について、これまで一律に支給されてきた期末手当が廃止され、懲戒処分を受けるなど勤務成績が良好でない場合に減額される期末特別手当が新設された。これに伴い、裁判官に

については最高裁判所規則の改正を行い、また、検察官については一般職給与法を準用するが、検察官給与法に欠位を待つことを命ぜられた検察官に支給される手当が列挙されているため、これに期末特別手当を加える改正が行われた。

本委員会においては、裁判官の報酬、検察官の俸給を特別法で規定している趣旨、独立を保障された裁判官の期末特別手当の減額措置の在り方、給与改定が1年遅れる裁判官及び検察官の割合、裁判官の報酬を一般の政府職員の給与改定に準じて改定することの合理性等について質疑が行われ、法務省及び最高裁判所からは、独立して職権を行使する裁判官の地位の特殊性、準司法的機能を有する検察官の職務と責任の特殊性に基づき、その給与については特別法で規定されていること、裁判官の期末特別手当の減額は裁判官分限法で懲戒裁判を受けた場合に限定して行うこと、指定職相当以上の割合は裁判官で7割以上、検察官では約53%であること、現行の対応金額スライド方式による給与改定には合理性があること等の答弁があった。

〔国政調査等〕

10月16日、第140回国会閉会後の9月3日から5日までの3日間、司法行政及び法務行政に関する実情調査のため、秋田県及び宮城県を訪問した委員派遣について、派遣委員の報告を聴取した。

11月6日、外国人の退去強制のための収容施設及び少年矯正施設の実情調査のため、入国者収容所東日本入国管理センター及び茨城農芸学院の視察を行った。

11月13日及び12月4日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、政府及び最高裁判所に対して、少年非行の現状と少年院における処遇状況、成年後見制度の検討状況、少年の薬物事犯の現状、死刑制度、選択的夫婦別氏制等を導入する民法改正、登記手数料改定問題と登記・供託業務の外庁化、外国人登録法改正問題、日本人拉致事件、出入国管理行政の在り方、登記所の統廃合問題、司法通訳、倒産法制と労働債権、定期借家権の導入、山一証券問題等について、質疑を行った。

また、民事訴訟法改正に伴う情報開示について総合的に検討するため、11月18日、小委員9名からなる民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置した。同小委員会は、12月9日、開会され、法制審議会における新しい民事訴訟法の附則第27条に基づく公文書に関する文書提出命令制度の検討状況について、参考人として出席した法制審議会民事訴訟部会長竹下守夫君から説明を聴き、情報公開法案の検討状況について、総務庁から報告を聴取した後、竹下参考人及び政府に対して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月16日(木) (第2回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月13日(木) (第3回)

- 少年非行の現状と少年院における処遇状況に関する件、成年後見制度の検討状況に関する件、少年の薬物事犯の現状に関する件、死刑制度に関する件、選択的夫婦別氏制等を導入する民法改正に関する件、登記手数料改定問題と登記・供託業務の外庁化に関する件、外国人登録法改正問題に関する件、日本人拉致事件に関する件等について下稲葉法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、総理府及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月18日(火) (第4回)

- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。
なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年11月25日(火) (第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について下稲葉法務大臣、政府委員、警察庁、大蔵省、最高裁判所及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月27日(木) (第6回)

- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について参考人経済評論家神崎

倫一君、元内閣広報官宮脇磊介君及び弁護士渡邊顯君から意見を聴き、各参考人、下稲葉法務大臣、政府委員、法務省、警察庁、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第13号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月2日(火) (第7回)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

以上両案について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び人事院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

(閣法第20号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年12月4日(木) (第8回)

○出入国管理行政の在り方に関する件、登記所の統廃合問題に関する件、司法通訳に関する件、倒産法制と労働債権に関する件、定期借家権の導入に関する件、山一証券問題に関する件等について下稲葉法務大臣、政府委員、最高裁判所、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日(金) (第9回)

○請願第18号外52件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第146号外28件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会】

○平成9年12月9日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する件について参考人法制審議会民事訴訟法部会部会長竹下守夫君から意見を聴き、総務庁当局から説明を聞いた後、同参考人、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要 旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 株主の権利の行使に関する利益供与罪・受供与罪の法定刑を「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に引き上げる。
- 2 株主の権利の行使に関し、取締役等に財産上の利益の供与を要求する利益供与要求罪を新設し、その法定刑を「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」とする。
- 3 株主の権利の行使に関し、威迫を用いて財産上の利益の供与を受け又はこれを要求する威迫を伴う利益受供与罪・要求罪を新設し、その法定刑を「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」とする。
- 4 1の利益受供与罪、2の利益供与要求罪及び3の威迫を伴う利益受供与罪・要求罪については、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
- 5 会社荒し等に関する贈収賄罪の法定刑を「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げる。
- 6 取締役等の特別背任罪の法定刑を「7年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金」に引き上げる。
- 7 取締役等の汚職の罪及び会計監査人の汚職の罪の法定刑のうち、贈賄側について、罰金刑の上限を「100万円」から「300万円」に引き上げるとともに、収賄側について、「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から「5

年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げる。

8 社債権者集会の代表者等の特別背任罪等の罰金刑の上限を引き上げる。

9 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

1 いわゆる総会屋の存在が、我が国の株主総会運営の在り方にも由来し、その根絶には企業経営者の意識改革が不可欠であることにかんがみ、総会の適正な運営と、監査及び検査体制の充実を図るための法的、行政的措置の整備に努めること。

2 いわゆる総会屋の不法な行為を排除するため、企業経営者等に対する警護に配慮するとともに、いわゆる総会屋あるいは暴力団による脅迫、殺傷等については、取締りを徹底し、事件の早期解決に努めること。

3 新設される利益供与要求罪の運用に当たっては、正当な株主権の行使や市民活動、労働・住民運動を不当に阻害しないようにすること。

4 企業経営の健全化を図り、内部チェック機能を充実させるため、業務及び会計に関する情報の開示が十分行われるよう指導に努めること。

5 経済事犯における公訴時効及び罰金刑の在り方について、個別の罪質を加味した措置の可能性を含め検討すること。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

3 以上の改定は、判事補及び5号から17号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の報酬にあつては平成9年4月1日にさかのぼって行い、その他の裁判官の報酬にあつては平成10年4月1日から行ふ。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の変更等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 検察庁法第24条により欠位を待つことを命ぜられた検察官に支給する手当に期末特別手当を加える。
- 4 1及び2の改定は、9号から20号までの俸給を受ける検事及び2号から16号までの俸給を受ける副検事の俸給にあつては平成9年4月1日にさかのぼって行い、その他の検察官の俸給にあつては平成10年4月1日から行う。3の改正は、平成10年1月1日から行う。

（4）付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9.10.21	9.11.14	9.11.27 可決 附帯決議	9.11.28 可決	9.10.28	9.11.7 可決 附帯決議	9.11.11 可決
			○9.11.14	参本会議趣旨説明		○9.10.28	衆本会議趣旨説明		
19	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可決	12.3 可決	11.26	11.27 可決	11.28 可決
20	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可決	12.3 可決	11.26	11.27 可決	11.28 可決

【外務委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本委員会に付託された案件はなかった。
また、本委員会付託の請願3種類7件は、いずれも保留とした。

外務

〔国政調査等〕

10月30日、中南米大使会議の概要について外務省当局から説明を聴いた後、同会議出席のため一時帰国した小面特命全権大使ペルー国駐筈、荒船特命全権大使アルゼンティン国駐筈、寺田特命全権大使メキシコ国駐筈、石和田特命全権大使ウルグァイ国駐筈、塚田特命全権大使ブラジル国駐筈から任国事情等について順次説明を聴取し、質疑を行った。

11月27日、国連安保理改革、ODA、海外旅行邦人の保護、アジアの金融・経済不安、対人地雷、日米防衛協力のための指針、地球温暖化防止京都会議、北方領土・日ロ関係、日・ブルガリア関係、核廃絶、日朝関係、青木元ペルー大使の発言、APECにおける日米首脳会談、外務省予算等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日（木）（第1回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成9年10月30日（木）（第2回）

○国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

○中南米諸国の政治・経済等に関する件について小面特命全権大使、荒船特命全権大使、寺田特命全権大使、石和田特命全権大使、塚田特命全権大使及び外務省当局から説明を聴いた後、小面特命全権大使、寺田特命全権大使、荒船特命全権大使、塚田特命全権大使、石和田特命全権大使、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月27日（木）（第3回）

○国連安保理改革に関する件、ODAに関する件、海外旅行邦人の保護に関する件、アジアの金融・経済不安に関する件、対人地雷に関する件、日米

防衛協力のための指針に関する件、地球温暖化防止京都会議に関する件、北方領土・日ロ関係に関する件、日・ブルガリア関係に関する件、核廃絶に関する件、日朝関係に関する件、青木元ペルー大使の発言に関する件、A P E Cにおける日米首脳会談に関する件、外務省予算に関する件等について小淵外務大臣、政府委員、大蔵省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第4回）

- 請願第4号外6件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類236件のうち、2種類96件を採択した。

〔法律案の審査〕

税財政に関する法律案のうち、**財政構造改革の推進に関する特別措置法案**は行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託され、本委員会においては税制に関する法律案2件が付託された。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案は、第140回国会で成立した改正外為法が、平成10年4月から施行されることを受けて、税法上の整備を図ろうとするものである。具体的には、金融機関等の顧客が国外に一定金額（200万円超とすることが政令で予定）以上の送金等を行う場合、当該金融機関等が顧客の氏名、送金額等を記載した調書を税務署に提出する義務を課すこと等がその主な内容である。**租税特別措置法の一部を改正する法律案**は、我が国の企業が国外でユーロ債等を発行する場合、購入する投資家の本人確認を行う制度を創設すること等を目的とする。現行法では、非居住者（海外投資家等）が我が国企業のユーロ債等を購入する場合、円の国際化を図るため、当該債券の利子等を非課税としている。しかし、外為法改正による外国為替取引の自由化に伴い、居住者（我が国に住所を有する者）による制度の濫用が予想されることから、本法律案が提出されたものである。委員会においては、両案を一括して審査し、金融ビッグバンあるいは外国為替の自由化と適正課税の調和を今後どのように図るかとの質疑がなされ、来年4月からの確に運用するものの、実施してみなくてはわからない面もあり、注視していきたいとの答弁が行われた。

会期中に三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券など大手金融機関の経営破綻が相次ぎ、日銀から日銀法第25条に基づき、3兆円を超える特別融資が行われ、預金者の保護等が図られた。その一方で、金融システムを守るため、金融機関に対し公的資金を導入するいくつかの構想が公にされた。

このような状況の中で今国会に提出された金融関連法律案4件の審査が行われた。**罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案**は、野村證券、第一勧業銀行の不祥事があったこと等を受け、金融機関の検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化、相場操縦等の不公正取引に係る罰則の強化、総会屋対策

に係る商法改正に伴う金融関係法律の罰則の整備を行うものである。委員会では、株式会社住宅金融債権管理機構中坊公平代表取締役等に質疑を行ったほか、罰則引上げの水準と抑止効果、金融機関に対する検査の在り方等が議論された。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案は、第140回国会で、持株会社の設立等の禁止を解除する独占禁止法改正が行われたことに伴い、銀行業、保険業、証券業を子会社とする金融持株会社設立について、銀行等の経営の健全性確保、投資者保護等の観点から、銀行法、保険業法、証券取引法等の改正を行うものである。銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案は、金融持株会社の法律整備が行われることに伴って、銀行を100%保有する持株会社を当該銀行が設立することを可能とする制度を設けようとするものである。委員会では、両案を一括して審査し、連結財務諸表の情報公開基準、連結納税制度導入の是非等について質疑が行われた。また、金融持株会社を設立する場合、税制が障害になるのではとの疑問が呈されたが、政府から来年度の税制改正で対応していきたいとの答弁が行われた。

終盤国会の焦点となった預金保険法の一部を改正する法律案は、時限的な措置として、複数の破綻金融機関が合併し新たに金融機関が設立される場合、当該金融機関を預金保険法上の資金援助の対象に加えること等を主な内容とする。委員会では、特定合併の要件、預金保険機構の財務状況、2001年3月まで保護される金融商品の範囲、不良債権の情報開示の基準等が議論された。また、学識経験者2名を参考人として招致し、法案が想定するケースに対して預金保険機構が資金援助することの是非、大蔵省の金融行政に対する監督責任等に関する議論が行われた。また、橋本総理大臣の出席を求め、新型国債を財源として10兆円の公的資金を投入する構想の検討を総理が指示したとの報道をもとに、10兆円の金額の根拠が質された。総理は検討を指示したことは認めたものの、具体的な金額までは指示していないとの答弁を行った。

〔国政調査等〕

第140回国会閉会中の8月28日から30日までの3日間にわたり、地方における経済・財政・金融行政、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のため、北海道に委員派遣を行い、10月16日に派遣委員の報告を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日(木) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

○平成 9 年10月16日（木）（第 2 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成 9 年11月18日（火）（第 3 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第 3 号）（衆議院送付）
以上両案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 9 年11月27日（木）（第 4 回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第 3 号）（衆議院送付）
以上両案について三塚大蔵大臣、政府委員、自治省当局及び参考人日本銀行副総裁福井俊彦君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第 2 号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、新社会
反対会派 なし
（閣法第 3 号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、新社会
反対会派 なし
なお、両案について附帯決議を行った。

○平成 9 年12月 1 日（月）（第 5 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 9 年12月 2 日（火）（第 6 回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、建設省、労働省当局、参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君、日本銀行副総裁福井俊彦君及び同銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った後、可

決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、新
社
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月3日(水) (第7回)

○持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月4日(木) (第8回)

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、政府委員、法務省当局、参考人日本銀行総裁松下康雄君及び同銀行副総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第5号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民
反対会派 共産、新
社

(閣法第6号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民
反対会派 共産、新
社

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成9年12月10日(水) (第9回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月11日(木) (第10回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑

を行い、以下の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

株式会社共同通信社国際金融情報本部顧問 西崎 哲郎君

財団法人日本証券経済研究所主任研究員 紺谷 典子君

○平成9年12月12日（金）（第11回）

- 預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第7号） 賛成会派 自民、社民

反対会派 共産

欠席会派 平成、民緑、新社

- 請願第369号外95件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第323号外139件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第2号）

【要 旨】

本法律案は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調書の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国外送金等をする者の告知書の提出等

- (1) 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（公共法人、銀行、証券業者等（以下「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ以下の(2)に該当する場合を除き、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、金融機関の営業所等又は郵便局等の長に提出しなければならない。当該金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書の提出者が提示した住民票の写し、法人の登記簿の抄本等により本人確認をしなければならない。

① 国外送金の場合

氏名又は名称及び住所、送金原因等

② 国外からの送金等の受領の場合

氏名又は名称及び住所等

- (2) 本人口座（本人の名義で開設されている本人確認済みの口座）を通じて行われる国外送金等については、(1)の告知書の提出を要しない。
- 2 国外送金等調書の提出
- (1) 金融機関又は郵政官署は、その顧客（公共法人等を除く。）が当該金融機関の営業所等又は郵便局等を通じてする国外送金等（その金額が一定金額以下のものを除く。）に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項を記載した調書（以下「国外送金等調書」という。）を、その為替取引を行った日の属する月の翌月末日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。
- ① 国外送金の場合
国外送金をした顧客の氏名又は名称及び住所、送金額、送金原因等
- ② 国外からの送金等の受領の場合
国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称及び住所、送金額等
- (2) 金融機関又は郵政官署は、税務署長の承認を受けた場合には、磁気テープの提出をもって国外送金等調書の提出に代えることができる。
- 3 その他
- (1) 国外送金等調書の提出に関する調査に係る質問検査権についての規定を設ける。
- (2) 告知書の提出義務、国外送金等調書の提出義務、税務職員の守秘義務に対する違反行為についての罰則の規定を設ける。
- 4 施行期日及び適用関係
- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。
- (2) 国外送金等調書の提出制度は、平成10年4月1日以後にされる国外送金等について適用する。

【内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国外送金等調書の提出制度及び民間国外債の利子非課税措置に係る本人確認制度の運用に当たっては、外為法改正による国境を越える資金移動の自由化の趣旨を踏まえ、適正・公平な課税の確保に努めること。また、本制度の実施状況を十分注視しつつ、必要に応じ制度の適切な見直しを行うこと。
- 一 本制度の運用に当たっては、金融関係者の事務負担や利用者の便宜にも十分配慮するとともに、費用対効果を考慮に入れつつ、制度が実効性のあるも

のとなるよう税務当局における執行体制の十分な整備等必要な措置を講じること。

- 一 クロスボーダー取引を利用した租税回避等に対処するため、諸外国の税務当局との広範かつ十分な意思疎通を図り、税制に関する協力関係を強化すること。
- 一 税の捕捉を図り課税の公平を実現する観点から、プライバシーの問題や経済取引への影響等にも十分配慮しつつ、今後、納税者番号制度の導入について更に掘り下げた検討を行うこと。
- 一 金融取引の自由化、国際化に対応して、いわゆるグローバル・スタンダードの観点をも踏まえつつ、金融・証券税制について適切な見直しを行うこと。右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、最近における経済の国際化の進展及び外国為替取引の自由化に対応し、民間国外債の利子等の非課税制度（所得税及び法人税）について特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 非居住者又は外国法人に対する本人確認制度

非居住者又は外国法人が利子を受け取る場合において、次の(1)又は(2)により非課税適用申告書又は利子受領者確認書の提出をしたときは非課税とし、利子支払者による源泉徴収を免除する。

(1) 非課税適用申告書の提出による利子非課税

非居住者又は外国法人が、その利子を受け取る際、その者の氏名又は名称及び国外にある住所等を記載した申告書を、利子支払者を經由して税務署長に提出したとき

(2) 利子受領者確認書の提出による利子非課税

非居住者又は外国法人から特定民間国外債（引受契約で、居住者又は内国法人への販売が禁止されている等の要件を満たす民間国外債）の保管の委託を受けている金融機関が、利子受領者に関する情報を利子支払者に通知し、利子支払者が利子受領者確認書を税務署長に提出したとき

2 指定国で発行された民間国外債の利子に対する特例

非居住者又は外国法人が支払を受ける利子のうち、指定国で発行及び利子の支払が行われること等の要件を満たす民間国外債の利子については非課税とし、利子支払者による源泉徴収を免除する。

3 その他

(1) 居住者又は内国法人が、国内の証券会社等を通じて利子を受け取る場合

には、従前同様、国内の証券会社等が源泉徴収（15％）を行う。

- (2) 本非課税制度の対象となる民間国外債の範囲に、償還期間4年未満の民間国外債を加える。

4 施行期日及び適用関係

- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。
- (2) 本特例措置は、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に発行された民間国外債について適用する。

【附帯決議】

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行法等の一部改正

銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、銀行持株会社等による一般事業会社の株式の取得等の制限、大蔵大臣による監督等、所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 銀行持株会社となろうとする会社は、あらかじめ、大蔵大臣（金融監督庁設置後は内閣総理大臣）の認可を受けなければならないこととする。
- (2) 銀行持株会社は、銀行、証券会社等、銀行業若しくは証券業に関連する業務等を営む会社等以外の会社を子会社としてはならないこととする。
- (3) 銀行持株会社又はその子会社は、国内のいわゆる一般事業会社の株式等については、合算して、当該会社の発行済株式総数等の15%を超えて所有してはならないこととする。
- (4) 大蔵大臣（金融監督庁設置後は金融監督庁長官）による銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等に関する規定を置くこととする。

2 保険業法の一部改正

保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社所有に係る承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴

求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

3 証券取引法の一部改正

証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

4 預金保険法の一部改正

破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申込みを行うことができることとする。

5 その他

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の銀行法等の施行状況、銀行業等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、銀行持株会社等に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支配を行うことのないよう、公正な競争促進の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。
 - 一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。
 - 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。
 - 一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。
 - 一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。
- 右決議する。

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案（閣法第6号）

【要 旨】

本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行持株会社創設のための合併の条件の特例

金融機関と銀行持株会社の子会社である他の金融機関とが、当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、銀行持株会社が消滅金融機関の子会社であるときは、合併契約書に、消滅金融機関の株主が合併により受けるべき存続金融機関の株式を現物出資の目的として銀行持株会社に給付し、かつ、銀行持株会社が当該株主に対し現物出資に係る新株を発行することを合併の条件として定めることができることとする。

2 合併契約書の承認の特例

1の条件が定められた合併に係る株主総会の承認の決議については、発行済株式の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこととする。

3 銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けて発行する新株の総数を合計した数の4倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することができることとする。

4 現物出資の検査の特例

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合において、消滅金融機関の株式が取引所の相場のある株式であり、かつ、合併契約書に記載された現物出資の目的たる存続金融機関の株式の価格が一定の証明を受けた株式評価額を超えないときは、当該現物出資については、検査役の調査を要しないこととする。

【附 帯 決 議】

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）と同一内容の附帯決議が行われている。

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し、預金保険機構が資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本則関連（恒久的措置）

(1) 新設合併に対する資金援助

現行法で預金保険機構（以下「機構」という。）の資金援助の対象とされている健全な存続金融機関による吸収合併、営業譲受及び株式取得に加え、健全な金融機関と破綻金融機関の新設合併についても、新たに資金援助を行うことができることとする。

(2) その他

機構が保険金の支払に際し取得する預金等に係る債権のうち、担保権の目的となっているものが2以上あるときは、その取得については機構の選択によることとする。

2 附則関連（時限的措置）

(1) 業務の特例

機構は、当分の間、特定合併（2以上の破綻金融機関を全部の当事者とする合併（新設合併に限る。）をいう。以下同じ。）に係る資金援助を行うことができることとする。

(2) 特定合併のあっせん

大蔵大臣（金融監督庁設置後は内閣総理大臣の委任により金融監督庁長官、以下同じ）は、平成13年3月31日までを限り、2以上の破綻金融機関のそれぞれについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該破綻金融機関に対し、書面により特定合併のあっせんを行うことができることとする。

(3) 特定合併への資金援助の申込み

特定合併のあっせんを受けた破綻金融機関及び特定合併を援助する金融機関等は、あっせんを受けた日から1年以内に限り、預金保険機構に資金援助の申込みをすることができることとする。

(4) 大蔵大臣の承認

特定合併のあっせんを受けた破綻金融機関は、資金援助の申込みのとき

までに、当該合併により設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項の実施計画を策定し、大蔵大臣の承認を受けなければならないこととする。

(5) 破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例

都道府県知事は、破綻金融機関に該当する信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併が機構による資金援助を得て行われることが適当であると認めるときは、大蔵大臣に対し、特定合併のあっせんを行うことを要請することができることとする。

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るため、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不公正取引、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則その他の金融関係法律の罰則の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の整備

- (1) 銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則について、長期を1年とする懲役刑を加え、罰金の多額を300万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を2億円に引き上げる。
- (2) (1)の罰則の強化等に伴い、金融関係法律について所要の罰則の整備を行う。

2 不公正取引及び企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の整備

- (1) 相場操縦、不正取引行為に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げるほか、損失補てん、内部者取引等の不公正取引に係る罰則の強化を行う。
- (2) 重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げる等、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の強化を行う。

3 商法等の改正に伴う関係法律の罰則の整備

いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保する観点から行われる商法等の改正に伴い、関係法律について所要の罰則の整備を行う。

4 その他

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正に対処すること。
- 一 我が国の金融・証券市場に対する内外の信頼を高めるため、ルールの特明化、経営情報の開示等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。
- 一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の一層の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のため、証券取引等監視委員会等の監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。
- 一 公正かつ透明な金融・証券市場の構築を図る観点から、金融関係法律の罰則規定の在り方については、今後とも社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案	衆	9. 9. 29	9. 11. 14	9. 11. 27 可決 附帯決議	9. 11. 28 可決	9. 10. 30	9. 11. 7 可決 附帯決議	9. 11. 11 可決
			○9. 10. 30 衆本会議趣旨説明						
3	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	9. 29	11. 14	11. 27 可決 附帯決議	11. 28 可決	10. 30	11. 7 可決 附帯決議	11. 11 可決
			○9. 10. 30 衆本会議趣旨説明						
5	持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案	〃	10. 13	12. 3	12. 4 可決 附帯決議	12. 5 可決	11. 6	11. 25 可決 附帯決議	11. 27 可決
			○9. 12. 3 参本会議趣旨説明 ○9. 11. 6 衆本会議趣旨説明						
6	銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案	〃	10. 13	12. 3	12. 4 可決 附帯決議	12. 5 可決	11. 6	11. 25 可決 附帯決議	11. 27 可決
			○9. 12. 3 参本会議趣旨説明 ○9. 11. 6 衆本会議趣旨説明						
7	預金保険法の一部を改正する法律案	〃	10. 13	12. 10	12. 12 可決	12. 12 可決	11. 13	12. 5 可決	12. 9 可決
			○9. 12. 10 参本会議趣旨説明 ○9. 11. 13 衆本会議趣旨説明						
14	罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案	〃	10. 21	11. 28	12. 2 可決 附帯決議	12. 3 可決	11. 6	11. 28 可決 附帯決議	11. 28 可決
			○9. 11. 6 衆本会議趣旨説明						

【文教委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、本院継続衆議院議員提出3件であり、いずれも継続審査とした。

また、本委員会付託の請願39種類472件のうち、4種類19件を採択した。

〔法律案の審査〕

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものである。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定の整備を行おうとするものである。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツ選手がもつ競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものである。

委員会においては、第140回国会において趣旨説明を聴取した3案について一括して議題とし、7人の参考人からの意見聴取及び各参考人に対する質疑を行い、いずれも継続審査とした。

〔国政調査等〕

第140回国会閉会後の7月16日、児童生徒の問題行動に関する件を議題とし、神戸市須磨区における児童殺害事件について文部省及び警察庁から説明を聴取した後、家庭教育の充実策、校内暴力の現状、少年審判手続における情報提供の在り方、少年法改正への取組、スクールカウンセラーの活用状況等について、質疑を行った。

第141回国会の11月18日、児童生徒の問題行動等に関する件について、参考人として、国際医療福祉大学保健学部教授小田晋君、社団法人日本PTA全国協議会専務理事鈴木仁君、上智大学文学部教授中野良顯君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年7月16日(水) (第140回国会閉会後第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 児童生徒の問題行動に関する件について佐田文部政務次官及び警察庁当局から説明を聴いた後、小杉文部大臣、文部省、警察庁、法務省、郵政省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成9年10月17日(金) (第1回)

- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年11月18日(火) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童生徒の問題行動等に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

国際医療福祉大学保健学部教授	小田	晋君
社団法人日本PTA全国協議会専務理事	鈴木	仁君
上智大学文学部教授	中野	良顯君

○平成9年12月11日(木) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第140回国会衆第21号)
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第140回国会衆第22号)
スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第140回国会衆第23号)

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東海大学体育学部教授	山下	泰裕君
筑波大学体育科学系教授	八代	勉君
日本スポーツ少年団常任委員	恵美	三紀子君
財団法人日本体育協会会長	安西	孝之君
東京都地域婦人団体連盟常任参与	田中	里子君
大阪体育大学教授	池田	勝君
社団法人日本プロサッカーリーグチェアマン	川淵	三郎君

○平成9年12月12日(金) (第4回)

- 請願第188号外18件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要する

ものと審査決定し、第5号外452件を審査した。

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）

スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院			
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
140/21	スポーツ振興投票の実施等に関する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9.4.25)		9.5.27	9.6.17	継続審査					
140/22	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9.4.25)		5.27	6.17	継続審査					
140/23	スポーツ振興法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9.4.25)		5.27	6.17	継続審査					

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院継続3件、衆議院継続1件）であり、いずれも可決ないし修正議決した。

また、本委員会付託の請願50種類475件のうち、11種類51件を採択した。

〔法律案の審査〕

介護保険法案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設しようとするものである。

介護保険法施行法案は、介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行おうとするものである。

医療法の一部を改正する法律案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設その他の所要の措置を講じようとするものである。

以上3案は第139回国会に提出され、同国会では衆議院において、継続審査となり、第140回国会では、衆議院で修正議決され本院に送付されたが、継続審査となっていた。

委員会においては、3案を一括議題として、参考人からの意見聴取、延べ4回にわたる地方公聴会（高知、山梨、愛知、大分）及び中央公聴会を行うとともに、公的介護保障を社会保険方式によることの是非、介護サービス基盤の早急な整備の必要性、要介護認定の在り方、介護報酬の設定の在り方、加齢疾病条項の取扱及び若年障害者に対する介護施策の在り方、保険料及びサービス利用料に係る低所得者対策、市町村に対する財政支援の必要性、地域医療支援病院の在り方等について質疑が行われた。なお、橋本総理大臣に対し質疑を行った。

採決により質疑を終局した後、自由民主党、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合及び太陽を代表して今井委員から、介護保険法案に対する修正案（介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記する）及び介護保険法施行法案に対する修正案（第140回国会で成立した健康保険法等の一部を改正する法律が平成9年9月1日から施行されたことに伴い、介護保険法施行法案第29条等の規定について所要の整理を

行う)が提出された。

討論の後、介護保険法案及び介護保険法施行法案は多数をもって修正議決され、医療法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、3案に対し、19項目の附帯決議を付した。

精神保健福祉士法案は、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定めようとするものである。本法案は第140回国会に提出され衆議院において継続審査となっていた。

言語聴覚士法案は、言語機能及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等を行う専門技術者の果たす役割が重要になってきたことにかんがみ、言語聴覚士の資格を定めようとするものである。

委員会においては、両案を一括議題として、精神保健福祉士を独立の資格として制度化する理由、精神障害者社会復帰施設の着実な整備、言語聴覚士に係る診療の補助行為の内容、両資格制度に係る診療報酬上の適切な位置付け等について質疑を行った後、いずれも全会一致をもって原案どおり可決した。なお、精神保健福祉士法案には12項目の、言語聴覚士法案には6項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

第140回国会閉会後の8月27日及び28日、秋田県に、また9月3日及び4日、長野県に、医療保険及び介護問題等に関する実情調査のため委員派遣を行った。

委員派遣では、各県からの概況説明聴取及び関係者からの意見聴取を行ったほか、秋田県では由利組合総合病院及び南部老人福祉総合エリアを、長野県ではケアポートみまき及び佐久総合病院を視察した。

9月18日、派遣報告及び委員間の意見交換を行うとともに、8月7日に公表された医療保険制度の抜本改革案（「21世紀の医療保険制度（厚生省案）」）について厚生大臣からの説明聴取及び質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年9月18日（木）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 派遣委員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
 - 21世紀の医療保険制度（厚生省案）について小泉厚生大臣から説明を聴いた後、医療保険及び介護問題等に関する件について同大臣及び厚生省当局に対し質疑を行った。
-

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年10月21日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本看護協会常任理事	山崎	摩耶君
法政大学社会学部助教授	伊藤	周平君
財団法人地方自治総合研究所政策研究部長・介護の社会化を進める一万人市民委員会運営委員	池田	省三君
奈井江町長	北	良治君
甲府共立在宅介護支援センター長	生松	みち子君
全国社会福祉施設経営者協議会会長	吉村	靱生君

○平成9年10月23日（木）（第3回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年10月28日（火）（第4回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上3案について小泉厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年10月30日（木）（第5回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

以上 3 案審査のため委員派遣を行うことを決定した後、小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 6 日（木）（第 6 回）

- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 13 日（木）（第 7 回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 18 日（火）（第 8 回）

- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

また、3 案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成 9 年 11 月 25 日（火）（第 9 回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 27 日（木）（第 10 回）

- 介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）
- 介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 9 年 11 月 27 日（木）（公聴会 第 1 回）

○介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）

介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）

医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

総合ケアセンター泰生の里総合施設長	雨宮	洋子君
生活クラブ生活協同組合千葉理事長	池田	徹君
地域自治を考える文京の会会員	石田	玲子君
神戸市看護大学教授	岡本	祐三君
白梅学園短期大学教授・社会福祉法人ひまわりの会理事長	佐野	英司君
特別養護老人ホーム信愛泉苑施設長	鈴木	恂子君
立教大学教授（コミュニティ福祉学部開設準備室所属）	高橋	紘士君
サポートハウス年輪介護コーディネーター	安岡	厚子君

○平成 9 年 12 月 2 日（火）（第 11 回）

○介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）

介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）

医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）

以上 3 案について橋本内閣総理大臣、小泉厚生大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、

介護保険法案（第 139 回国会閣法第 7 号）

介護保険法施行法案（第 139 回国会閣法第 8 号）

以上両案をいずれも修正議決し、

医療法の一部を改正する法律案（第 139 回国会閣法第 9 号）を可決した。

（第 139 回国会閣法第 7 号）

賛成会派 自民、民緑、社民、太陽

反対会派 平成、共産

（第 139 回国会閣法第 8 号）

賛成会派 自民、民緑、社民、太陽

反対会派 平成、共産

（第 139 回国会閣法第 9 号）

賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、太陽

反対会派 なし

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成9年12月4日（木）（第12回）

○精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）（衆議院送付）

言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について小泉厚生大臣から趣旨説明を、言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院厚生委員長代理長勢甚遠君から説明を聞いた。

○平成9年12月11日（木）（第13回）

○精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）（衆議院送付）

言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第14回）

○精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）（衆議院送付）

言語聴覚士法案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（第140回国会閣法第90号）

賛成会派 自民、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 平成、民緑、太陽

（閣法第8号）

賛成会派 自民、社民、共産

反対会派 なし

欠席会派 平成、民緑、太陽

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○請願第53号外50件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第10号外423件を審査した。

○社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

言語聴覚士法案（閣法第8号）

【要 旨】

本法律案は、人口の高齢化等に伴い、リハビリテーション医療の分野において言語機能及び聴覚に障害を持つ者に対して訓練等を行う専門技術者の役割が重要になってきたことにかんがみ、新たに言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

2 定義

この法律で「言語聴覚士」とは、厚生大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいうものとする。

3 免許

- (1) 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならないものとする。
- (2) 目が見えない者等一定の事由に該当する者には、免許を与えないものとするとともに、罰金以上の刑に処せられた者等一定の事由に該当する者には、免許を与えないことがあるものとする。
- (3) 免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行うものとし、厚生大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付するものとする。
- (4) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に言語聴覚士名簿の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に関し、所要の規定を置く。

4 試験

- (1) 試験は、言語聴覚士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年1回以上、厚生大臣が行うものとする。
- (2) 試験の受験資格は、学校教育法の規定により大学に入学することができる者等で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養

成所において、3年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの等とする。

- (3) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に関し、所要の規定を置く。

5 業務等

- (1) 言語聴覚士は、名称の使用の停止を命ぜられている場合を除き、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練及び人工内耳の調整等の行為を行うことを業とすることができるものとし、言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならないものとする。
- (2) 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとするとともに、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者の福祉に関する業務を行う者その他の関係者との連携を保たなければならないものとする。
- (3) 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとし、言語聴覚士でなくなった後においても同様であるものとする。
- (4) 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。
- (5) 罰則に関し、所要の規定を置く。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 試験の受験資格の経過的特例を設ける等所要の規定を整備する。

なお、本法律案は、衆議院において、附則に次の規定を追加する修正が行われた。

政府は、他の資格制度における障害者に係る欠格事由についての検討の状況を踏まえ、適正な医療を確保しつつ障害者の自立及び社会経済活動への参加を促進するという観点から、言語聴覚士の資格に係る欠格事由の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会づくり（ノーマライ

ゼーション)を推進する観点から、現在、総理府を中心に行われている障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討結果に基づき、医療関係職種の資格制度における障害者に係る欠格事由の見直しを行うこと。

- 2 現に病院、診療所、学校、福祉施設等において、言語機能、聴覚の維持向上のための訓練、検査等の業務に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。
 - 3 言語聴覚士の今後の需要動向の把握に努めながら、養成施設の確保に配慮する等、適切な人材の養成確保に努めるとともに、その処遇の向上を図ること。
 - 4 言語聴覚士の資質の向上を図るため、4年制大学を始めとする学校養成所における養成課程の充実に努めること。
 - 5 言語聴覚士が円滑に業務を行うことができるよう、保健医療、福祉及び教育のそれぞれの分野における必要な条件整備について検討すること。
 - 6 言語聴覚士に係る指定登録機関又は指定試験機関については既存の公益法人を指定することとし、指定を受けるための新たな公益法人の設立は行わないこと。
- 右決議する。

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2 保険者

市町村及び特別区は、介護保険を行うこととし、国及び都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な各種の措置を講じなければならないこととする。

3 被保険者

介護保険は、65歳以上の者を第1号被保険者とし、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者とする。

4 保険給付

(1) 保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態の予防に資するよう行われるとともに、その内容及び水準は、要介護者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないこととする。

(2) 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当することについて、市町村の認定（要介護認定）を受けなければならない。

(3) 要介護者

「要介護者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

① 要介護状態にある65歳以上の者

② 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものによって生じたものであるもの

(4) 要介護状態

「要介護状態」とは、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生省令で定める要介護状態の区分のいずれかに該当するものをいう。

(5) 介護サービスの種類

① 居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与

② 施設サービス 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス

(6) 要介護状態となるおそれのある状態にある要支援者に対し、居宅サービス等介護サービスに準じた給付を行う。

(7) 保険給付の制限、保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止等に関し、所要の規定を設ける。

5 基本的指針及び介護保険事業計画

保険給付の円滑な実施の確保を図るため、厚生大臣は、保険給付に係るサービスを提供する体制の確保等に関する基本的な指針を定めるものとし、市

町村及び都道府県は、それぞれ保険給付に必要なサービスの確保等に関する計画を定めることとする。

6 費用等

- (1) 介護保険制度を各主体が重層的に支え合うという観点から、国は、介護保険給付等に要する費用の4分の1を負担するとともに、要介護認定等の事務に要する経費の2分の1に相当する額を交付することとし、都道府県及び市町村は、それぞれ、保険給付に要する費用の8分の1ずつを負担することとする。
- (2) 第1号被保険者は市町村に保険料を納付するものとし、各医療保険者は、すべての被保険者数に対するすべての第2号被保険者数の割合を勘案して算定される介護給付費納付金を、社会保険診療報酬支払基金に納付し、支払基金はこれを各市町村に対し一律に交付することとする。

7 財政安定化基金等

- (1) 市町村の介護保険の財政の安定化に資するため、都道府県は、財政安定化基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が生じた場合に、資金の交付又は貸付けを行うこととする。
- (2) 市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、他の市町村と共同して、介護給付等に要する費用の財源について、相互に調整する事業を行うことができるものとし、この場合に、都道府県は、当該市町村の求めに応じ、所要の調整等を行うものとする。

8 国民健康保険団体連合会

国民健康保険団体連合会は、市町村から委託を受けて保険給付に係る費用の請求に関する審査支払業務等を行うとともに、サービス提供機関に対する必要な指導助言等を行うものとする。

9 審査請求

要介護認定等を含む保険給付に関する処分又は保険料等の徴収金（納付金等を除く。）に関する処分に不服がある者は、各都道府県に置かれた介護保険審査会に審査請求をすることができる。

10 検討

政府は、要介護者に対する保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の状況、国民負担の推移等を勘案するとともに、障害者福祉施策、医療保険制度等との整合性に配慮し、被保険者の範囲、保険給付の内容及び水準、保険料の負担の在り方を含め、介護保険制度の全般について、地方公共団体等の関係者の意見を考慮しつつ、検討を加え、その結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

11 施行期日

- この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成12年4月1日とする。
- なお、本法律案は、衆議院において、次の措置を講ずる修正が行われた。
- (1) 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 介護保険制度の全般に関する検討は、この法律の施行後5年を目途として行われるものとする。

介護保険法案委員会修正

【要 旨】

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記すること。

【介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 介護保険制度の円滑な施行を図るため、新ゴールドプランの確実な達成を図るとともに、早急に介護保険事業計画等の策定に向けた準備に取り組み、制度施行後においても、介護サービス基盤の着実な充実が図られるよう、介護保険制度導入に伴う財政影響等を踏まえて、地方自治体が策定する介護保険事業計画等の達成のため、所要の支援措置を講ずること。
- 2 介護保険法施行法に基づき在宅介護サービスに係る経過的な給付水準を定める市町村について、できる限り早期に全国標準的な給付水準の達成が図られるよう、積極的な支援措置を講ずること。また、離島、中山間地域等の過疎地における介護基盤の早急な整備を支援すること。
- 3 市町村による安定的な保険財政の運営及び円滑な保険者事務の執行が行われるよう、市町村の実情を踏まえた、適切な支援措置を講ずること。
- 4 在宅介護サービスについては、民間企業、農協、生協、シルバー人材センター、ボランティア団体等多様な事業主体の活用が図られるとともに、介護サービスの質の向上につながるよう、事業者の指定基準の設定やサービス提供方法の在り方等において、配慮すること。
- 5 介護施設については、一元化の方向を目指しつつ、その機能・役割分担の明確化を図るとともに、社会福祉の構造を見直す観点から、施設整備費補助金の在り方、社会福祉法人の在り方等について検討を進めること。特に、介護保険制度の施行に向け、地方公共団体において、社会的入院及び特別養護

老人ホームの入所待機者の解消を図るため、長期入院や入所待機の実態の把握、適切なケアマネジメントの方法、在宅サービスと均衡の取れた施設整備の在り方等について具体的な方策が講じられるようにすること。

- 6 療養型病床群については、介護保険制度の円滑な施行を図るため、適切な療養環境を確保しつつ着実な整備を進めるため、介護力強化病院からの転換の支援等所要の措置を講ずること。
- 7 介護保険法の施行日前に特別養護老人ホームに入所している者については、法施行後も、その処遇が急激に変化することのないよう十分に配慮するとともに、法施行後における養護老人ホームの在り方については所要の検討を行うこと。
- 8 ホームヘルパー、介護支援専門員等介護サービスを担う人材の安定的な確保が図られるよう、民間事業者の参入促進、潜在的な人材の掘り起こし、適切な養成研修システムの確立及び介護報酬上の評価等の措置を講ずること。
- 9 介護報酬については、民間事業者の参入を促し、質の高いサービスの選択が可能となるような水準とするとともに、その設定に当たっては、介護の困難度、地域差、要介護度の改善への動機づけ等を勘案すること。また、特別養護老人ホーム等事業者が円滑に介護保険制度に移行できるよう必要な配慮を行うこと。
- 10 要介護認定業務については、介護保険制度の施行までの間に十分な試行を行い、公平、公正な審査判定基準の設定等に努めるとともに、申請手続の簡素化及び認定業務の迅速化を図ること。あわせて、痴呆の要介護度については、介護の実態に応じた認定が行われるよう配慮すること。また、介護認定審査会は介護保険の根幹をなす重要な機関であることにかんがみ、その委員については、保健・医療・福祉の幅広い専門家による公平性と専門性を重視した構成とすること。
- 11 第1号被保険者の保険料及び利用料に係る高額介護サービス費の設定に当たっては、高齢者の所得・資産・生活の実態を踏まえ、困窮する低所得の高齢者に対して配慮すること。
- 12 被保険者によるサービス選択という介護保険の理念を実現するため、地方公共団体において、介護事業者等介護サービスに関する情報が、広く被保険者に提供されるよう配慮するとともに、介護保険事業計画の策定等に係る被保険者の意見の反映について、適切な方策が講じられるようにすること。また、サービス提供事業者及び介護保険施設が自らサービスの質の評価を行い、その質の向上に努めるよう指導すること。
- 13 国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務の運用に当たっては、被保険者が申し立てしやすいように、身近な窓口での受付、申立ての方法等に

配慮すること。

- 14 配食サービス等の介護保険給付に含まれないサービス並びにデイサービスや福祉用具の利用など、介護保険法及び老人福祉法に共通するサービスについては、地域での高齢者の自立生活を支援する観点から、相互の連携に留意し、その総合的な推進に配慮すること。また、独居老人等で介護保険の給付対象とならない者に対する総合的な福祉サービスの推進を図ること。
 - 15 難病患者を含む若年障害者に対する介護サービスについて、高齢者に対する介護保険給付と遜色のないものとなるよう、障害者プランに基づき、その拡充を図るとともに、その確実な達成のため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画が全ての市町村で策定されるよう、地方公共団体に対して適切な指導を行うこと。また、障害者が65歳に達し、介護保険の給付対象になることがあっても、それ以前に受けていた福祉サービスの水準を維持することができるよう、必要な措置を講ずること。
 - 16 介護支援専門員や在宅介護支援センターにおける相談助言、要介護者の立場に立った適切・公正な介護サービス計画の作成、要介護認定等に関する不服申立制度の周知等を通じ、要介護者本人の意向を尊重したサービスが提供され、被保険者の権利が擁護されるよう努めるとともに、自己決定の理念を尊重した新たな成年後見制度の創設について、立法化を含めた検討を行い、必要な措置を講ずること。
 - 17 要介護認定の基準、特定疾病の範囲、介護事業者の指定基準、介護報酬、保険料の算定方法等、介護保険制度の基本的事項については、適正な手続の下に決定過程の透明化を図りつつ、できる限り早急にその基本的考え方等を明らかにすること。また、法律によって政省令に委ねられた重要事項については、本委員会に報告すること。
 - 18 今後の高齢化の進展を踏まえ、社会保障構造改革を進めるに当たっては、歳出の効率化を図るとともに、その財源の在り方については、社会保障の負担と経済活動との関係、国民負担全体の中での直接税、間接税及び社会保険料の在り方、若年層と高齢者層の負担の均衡、給付と負担の関係の明確性、自己負担と公的支援の役割分担と連携等を総合的に勘案し、検討を加えること。
 - 19 地域医療支援病院とかかりつけ医の機能分担・連携をさらに進め、大病院への患者の集中を是正するための適切な措置を講ずること。また、医療機関の広告事項に関しては、認定基準の明確化等を図った上で専門医資格を追加するなど医療における情報提供の推進を図ること。
- 右決議する。

介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）

【要 旨】

本法律案は、介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 経過措置

(1) 居宅給付支給限度基準額に関する経過措置

介護保険法の施行時においては、居宅サービスの供給体制の整備状況が地域によって異なることが考えられるため、法定の支給限度基準額に基づく介護給付等を円滑に行うことができる日までの間、市町村は、居宅サービスに係る供給体制の整備状況等を考慮して、法定の支給限度基準額を下回る額をその市町村の支給限度基準額とすることができることとする。また、国及び都道府県は、このような市町村に対し、必要な支援を行うこととする。

(2) 現在の指定老人訪問看護事業者、特別養護老人ホーム、老人保健施設等が、介護保険法の指定居宅サービス事業者又は介護保険施設に円滑に移行できるよう必要な経過措置を定めることとする。

(3) 施行日において老人福祉法の措置により特別養護老人ホームに入所している者については、施行日以後引き続き入所している間は、5年間に限り、介護保険の保険給付を行うに当たり要介護認定を不要とする等、所要の経過措置を講ずることとする。

(4) 介護保険法の施行のために必要な準備として、各種の基準についての審議会への諮問や要介護認定の手続等の行為を、施行日前においても行うことができることとする。

2 関係法律の規定の整備

(1) 老人福祉法の改正

老人福祉法の老人居宅生活支援事業等について、原則として利用者が自ら契約により利用できることとなることに伴い、定義規定の改正を行うほか、やむを得ない理由により介護保険のサービスを利用することが著しく困難である場合には、市町村が居宅における介護等の措置を採ること等の改正を行うこととする。

(2) 老人保健法の改正

介護保険法において老人訪問看護事業者及び老人保健施設に相当する事業者及び施設が規定されることに伴う所要の規定の整備等を行うこととする。

(3) 健康保険法の改正

健康保険事業に要する費用に介護保険の納付金の納付に要する費用を含

めるとともに、被保険者の保険料額は、介護保険の第2号被保険者である被保険者については、一般保険料額と介護保険料額との合算額とし、それ以外の被保険者については、一般保険料額とする等の改正を行うこととする。

(4) 国民健康保険法の改正

国民健康保険事業に要する費用に介護保険の納付金の納付に要する費用を含めるとともに、その費用に充てるための保険料は介護保険の第2号被保険者である被保険者について賦課することとするほか、保険料の未納対策を強化する等の措置を講ずることとする。

(5) その他

生活保護法の改正として介護扶助を創設することとするほか、介護保険法の施行に伴う所要の法律の改正を行うこととする。

3 施行期日

この法律の施行期日は、一部の事項を除き、介護保険法の施行の日とする。

なお、本法律案は、衆議院において、介護保険法及び介護保険法施行法の法律番号を「平成9年法律第 号」に改める修正が行われた。

介護保険法施行法案委員会修正

【要 旨】

健康保険法等の一部を改正する法律（平成9年法律第94号）が平成9年9月1日から施行されたことに伴い、介護保険法施行法案第29条（健康保険法の一部改正）、第33条（船員保険法の一部改正）、第36条（国民健康保険法の一部改正）、第42条（国家公務員共済組合法の一部改正）及び第45条（地方公務員等共済組合法の一部改正）について、所要の整理を行うこと。

【附 帯 決 議】

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）と同一内容の附帯決議が行われている。

医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 医療提供に当たっての説明に関する事項

医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めるものとする。

2 診療所の療養型病床群に関する事項

- (1) 療養型病床群は、病院の病床のみならず、診療所の病床のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者（以下「長期療養患者」という。）を収容するためのものをいうものとする。
- (2) 診療所に療養型病床群を設けようとする等のときは、都道府県知事の許可を受けるものとする。
- (3) 診療所の療養型病床群に係る病床については、病院の一般病床と合わせて医療計画の必要病床数を算定し、これにより公的性格を有する診療所の療養型病床群の設置等に関し規制を行う。
- (4) 療養型病床群に収容された患者については、診療所の管理者は患者の収容時間制限の努力義務を負わないものとする。
- (5) 療養型病床群を設ける診療所は、長期療養患者に適した厚生省令で定める員数の医師、看護婦、看護の補助の業務に従事する者等及び機能訓練室等の施設を有するものとする。
- (6) 医療計画達成のための勧告の対象に、診療所の療養型病床群の設置等を加える。

3 地域医療支援病院に関する事項等

- (1) 国、都道府県、市町村、5の(1)の②の特別医療法人等が開設する病院であって、地域医療の確保のために必要な支援に関する一定の要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができるものとする。
- (2) 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - ① 病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させること。
 - ② 救急医療を提供すること。
 - ③ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
 - ④ 診療等に関する記録を体系的に備え、かつ、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ、診療に関する諸記録のうち患者の秘密を害するおそれがないものを閲覧させること。
 - ⑤ 他の病院又は診療所から紹介された患者のために医療を提供すること。
- (3) 地域医療支援病院は、集中治療室、病理等の検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、諸記録等を有する。
- (4) 総合病院に関する規定を廃止する。

4 医療計画に関する事項

- (1) 都道府県が定める医療計画においては、病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定及び必要病床数に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 地域医療支援病院の整備の目標、療養型病床群に係る病床の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項
 - ② 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項
 - ③ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
 - ④ へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項
 - ⑤ 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項
 - ⑥ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項
- (2) (1)に掲げる事項は、2次医療圏ごとの医療提供体制が明らかになるように定めるものとする。
- (3) (1)の①の療養型病床群に係る病床の整備の目標に関して標準を厚生省令で定めるものとする。

5 医療法人に関する事項

- (1) 医療法人の業務の範囲を拡大する。
 - ① 医療法人は、老人居宅介護等事業等の第2種社会福祉事業のうち厚生大臣の定めるものを行うことができるものとする。
 - ② 医療法人のうち、一定の要件に該当するもの(特別医療法人)は、その開設する病院、診療所又は老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為に定めるところにより、その収益を病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生大臣の定める業務を行うことができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、医療法人がその開設したすべての病院、診療所又は老人保健施設を休止又は廃止後1年以内に正当な理由がないのに再開しないときは設立の認可を取り消すことができる。

6 医業等に関する広告に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、療養型病床群の有無及び紹介先の病院又は診療所の名称を追加する。

7 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行う。

8 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1、5の(1)の①に関する事項については、公布の日から施行する。

(2) この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

なお、本法律案は、衆議院において、介護保険法及び介護保険法施行法の法律番号を「平成9年法律第 号」に改める等の所要の修正が行われた。

【 附 帯 決 議 】

介護保険法案（第139回国会閣法第7号）と同一内容の附帯決議が行われている。

精神保健福祉士法案（第140回国会閣法第90号）

【 要 旨 】

本法律案は、近時の精神障害者の社会復帰をめぐる状況にかんがみ、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定めようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 目的

この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 定義

この法律において「精神保健福祉士」とは、4の(1)の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている者、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用しての社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいうものとする。

3 試験

(1) 精神保健福祉士試験（以下「試験」という。）に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有するものとする。

(2) 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行うこととし、毎年1回以上、厚生大臣が行うものとする。

(3) 試験の受験資格は、学校教育法に基づく大学等（短期大学を除く。）に

において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目を修めて卒業した者等とする。

- (4) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に関し所要の規定を置く。

4 登録

- (1) 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に登録を受けなければならないものとし、登録に関し所要の規定を置く。
- (2) 厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に関し所要の規定を置く。

5 義務等

- (1) 精神保健福祉士は、その信用を傷つけるような行為をしてはならないものとする。
- (2) 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとし、精神保健福祉士でなくなった後においても同様であるものとする。
- (3) 精神保健福祉士は、医師その他の医療関係者との連携を保つとともに、精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならないものとする。
- (4) 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならないものとする。

6 罰則

罰則に関し、所要の規定を設ける。

7 施行期日等

- (1) この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、養成施設等の指定に係る部分については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 試験の受験資格の経過的特例を設ける等所要の規定を整備する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 精神障害者等の自立と社会経済活動への参加を推進するため、障害者プラン等の充実に努め、障害者プラン等に沿った社会復帰施設・地域生活援助事業等の着実な整備・拡充を図ること。
- 2 精神障害者に係る保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制の確立を

図るため、医療計画における2次医療圏等を参考とした障害保健福祉圏を設定し、各種のサービスを面的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築すること。また、精神障害者保健福祉施策等の推進における市町村の役割を明確にすること。

- 3 精神保健福祉士の養成に当たっては、実習の機会を十分確保すること。また、資質の向上及び適切な人材の確保に努め、既に精神病院等において精神障害者の社会復帰のための相談援助に従事している者が円滑に受験資格を取得できるよう、講習会の実施等について十分配慮すること。
- 4 4年制大学・看護婦養成所等において既に精神保健福祉士の指定科目を修めている場合には、精神保健福祉士の養成課程における当該科目の免除等の措置を講ずることを具体的に検討すること。
- 5 社会福祉士の受験資格を得るための実務経験施設に医療施設を追加することについて検討することとし、また、社会福祉士の養成カリキュラム及び実習内容についての所要の見直しを行う等、社会福祉士の制度の拡充を図るとともに、社会福祉士の活用・普及に努めること。
- 6 精神保健福祉士及び社会福祉士が、互いの資格を取得しようとする場合には、それぞれの養成課程において科目免除等の措置を講ずることを具体的に検討すること。
- 7 医療ソーシャルワーカーの資格制度については、速やかに検討を開始すること。その際には、ソーシャルワーカー全般の資格制度の在り方を踏まえること。
- 8 精神保健におけるチーム医療を確立するため、臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討を進め、速やかに結論を得ること。
- 9 精神病院における不祥事件の多発にかんがみ、開放処遇など適切な医療提供、医療機関の情報公開の推進及び精神病院の指導監督の徹底を図ること。
- 10 精神障害者等の一層の人権擁護を図る観点から、自己決定の理念を尊重した新たな成年後見制度の創設、並びに精神医療審査会の充実強化等について総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 11 精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限について、現在、総理府を中心に行われている障害者に係る欠格条項の見直しに関する検討結果に基づき、その見直しを行うこと。
- 12 精神保健福祉士に係る指定登録機関又は指定試験機関の指定を受けるための新たな法人の設立は行わないこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は提出時の先議院

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
8	言語聴覚士法案	衆	9.10.13	9.12.3	9.12.12 可 決 附帯決議	9.12.12 可 決	9.11.7	9.11.28 修 正 附帯決議	9.12.2 修 正
138 /7	介護保険法案	※	8.11.29	6.13	12.2 修 正 附帯決議	12.3 修 正	12.4	12.5 可 決	12.9 可 決
			○第139回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 ○第140回国会 参本会議趣旨説明 参継続						
139 /8	介護保険法施行法案	"	11.29	6.13	12.2 修 正 附帯決議	12.3 修 正	12.4	12.5 可 決	12.9 可 決
			○第139回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 ○第140回国会 参本会議趣旨説明 参継続						
139 /9	医療法の一部を改正する法律案	"	11.29	6.13	12.2 可 決 附帯決議	12.3 可 決	12.4	12.5 可 決	12.9 可 決
			○第139回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 ○第140回国会 参本会議趣旨説明 参継続						
140 /90	精神保健福祉士法案	"	9.5.6	12.3	12.12 可 決 附帯決議	12.12 可 決	9.29	11.28 可 決 附帯決議	12.2 可 決
			○第140回国会 衆継続						

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案1件、内閣提出承認案件1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願14種類55件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件は、平成6年第129回国会において承認を受けた漁港整備計画について、平成9年6月3日閣議決定された「財政構造改革について」を踏まえ、漁港法第17条第3項の規定に基づき、その一部を変更し、平成6年度以降6年間とされている現行の漁港整備計画の計画期間を2年延長し、平成6年度以降8年間とするため、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

なお、本承認案件は、衆議院においては、財政構造改革の推進等に関する特別委員会に付託された。

委員会においては、漁港整備計画の2年延長の理由とその影響、今後の整備方針及び漁港・漁村環境整備事業の推進方策等について質疑を行い、討論の後、賛成多数で承認した。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案は、最近における我が国の金融を取り巻く環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、合併により設立される農水産業協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今回の法改正の必要性、農漁協系統信用事業の現状と課題、新設合併に際しての理事等の経営責任、責任準備金の積立状況と保険料率の在り方等について質疑を行い、討論の後、賛成多数で可決した。

〔国政調査等〕

11月27日、平成10年産米の政府買入価格について、政府から説明を聴取した後、これに対する質疑を行った。この中で、平成10年産米の政府買入価格の算定方針、新たな米政策大綱への取組、ミニマム・アクセス米の処理及びその食糧会計への影響、新食糧法における農業政策の在り方、米価下落の状況、米在庫過剰下における米の備蓄・管理対策、生産調整及びとも補償に対する政府の取組、行政改革推進に伴う農林水産行政の今後の見通し等の問題を取り上げた。

(2) 委員会経過

○平成9年10月21日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年11月18日（火）（第2回）

- 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月21日（金）（第3回）

- 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣、政府委員、運輸省及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号） 賛成会派 自民、民緑の一部、社民
反対会派 平成、民緑の一部、共産
欠席会派 二院

○平成9年11月27日（木）（第4回）

- 平成10年産米の政府買入価格に関する件について政府委員から説明を聴いた後、島村農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月10日（水）（第5回）

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月11日（木）（第6回）

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年12月12日（金）（第7回）

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第9号） 賛成会派 自民、民緑、社民
反対会派 共産、二院
欠席会派 平成

- 請願第194号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第192号外53件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融を取り巻く環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、合併により設立される農水産業協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象として、経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合等との新設合併を追加することとする。
- 2 平成13年3月31日までの時限的措置として、経営困難農水産業協同組合同士による新設合併について、都道府県知事があっせんを行うことができることとし、あっせんを受けて合併する場合には、都道府県知事による経営体制の整備等に関する実施計画の承認を経て、農水産業協同組合貯金保険機構が資金援助を行うことができることとする。

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（閣承認第1号）

【要 旨】

本件は、平成6年第129回国会において承認を受けた漁港整備計画について、平成9年6月3日閣議決定された「財政構造改革の推進について」を踏まえ、これを変更する必要があるため、漁港法第17条第3項の規定に基づき、その一部を変更し、平成6年度以降6年間とされている現行の漁港整備計画の計画期間を平成6年度以降8年間と2年延長することとしたので、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
9	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	衆	9. 10. 13	9. 12. 10	9. 12. 12 可決	9. 12. 12 可決	9. 11. 13	9. 12. 5 可決	9. 12. 9 可決
				○9. 11. 13 衆本会議趣旨説明					

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
1	漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件	衆	9. 9. 29	9. 11. 7	9. 11. 21 承認	9. 11. 28 承認	9. 10. 17	9. 11. 5 承認	9. 11. 6 承認
				○9. 10. 17 衆本会議趣旨説明					

【商工委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類100件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案は、昭和63年に愛知県及び中部政財界関係者による国際博覧会の誘致決定を発端として、平成7年通商産業省の国際博覧会予備調査検討委員会が調査・検討を開始し、報告書が政府に提出されたのを受けて、博覧会国際事務局（B I E）に開催申請を行ったところ、平成9年6月12日にB I E総会で2005年に国際博覧会を愛知県（瀬戸市）で開催することが採択されるに至ったことを背景として、国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、提出されたものである。その主な内容は第1に、国は博覧会協会に対して博覧会の準備及び運営に必要な経費の一部を補助することができる。第2に、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができる。第3に、博覧会協会に出向する国家公務員及び地方公務員の共済組合員資格に関して、不利益を回避のための特例を設ける等である。

委員会においては、国際博覧会を開催する今日的意義、環境影響評価の実施方法、財政負担問題、万博会場へのアクセス対策、住民合意の形成等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における大企業の海外展開による空洞化、下請分業構造の変化等、中小企業者をめぐる経済環境が大きく変化していることにかんがみ、事業協同組合・商工組合等の組合が適切に組合員の事業活動を支援できるよう、中小企業の組合の機能拡充を図るために提出されたものである。その主な内容は第1に、組合員が新たな事業分野に進出しようとする場合、組合がこれを円滑化するための事業を行うことができる。第2に、組合員の脱退等のやむを得ない事由により、組合が有している施設の利用率が低下し、組合員の事業運営に著しい支障が生ずる場合に、行政庁の認可を前提に、通常の員外利用制限比率（20/100まで）を超えて、200/100まで組合員以外の者にその事業を利用させることができるようにする等である。

委員会においては、員外利用を認める場合の基準、新分野進出における組合の対応、組合制度の中長期的な課題、中小企業に対する融資の円滑化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

工場立地法の一部を改正する法律案は、昭和48年の同法施行以降、工場の緑地面積率は施行前に比べて倍以上に改善されてきたが、他方、地域の実情に沿った緑地整備の要請、地方分権の要請、公害防止技術の進歩等に十分対応していない、或いは老朽化工場の建替えに対する支障となっている等の指摘が行われてきた。このような点を踏まえ、平成9年5月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」においては、工場立地法の見直しを行い、本年度中に具体的措置を講じることが決定され、これを受けて提出されたものである。

その主な内容は、第1に、敷地面積に対する緑地面積率等について、国の定める範囲内において、都道府県・政令指定都市が周辺の土地利用状況等を勘案しつつ、地域の実情に応じて独自に設定できる。第2に、複数の工場が隣接している地域（工場集合地）と住宅等を効果的に遮断する敷地外緑地が設置される場合に、これらの緑地を工場敷地内の緑地と同等に緑地面積への算入を認める特例を導入する等である。

委員会においては、緑地面積率の下限を緩和する根拠、工場集合地の特例における費用負担の在り方、工場の地域環境づくりに対する支援策、同法改正による経済効果、工場の環境汚染に対する対応状況等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月6日、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、景気の現状と対策、世界同時株安問題、超低金利政策の変更、万博事業の広域展開、温室効果ガス削減率の在り方、炭素税導入の必要性、週40時間労働制移行に関する中小企業庁の指導の在り方、繊維産業施策の在り方、大型店の営業規制、経済成長率3.5%達成の見通し、原子力発電所の立地目標達成の困難性、フランチャイズ契約の在り方等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成9年10月2日（木）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月16日（木）（第2回）

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月4日（火）（第3回）

- 平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第12号）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月6日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 景気浮揚対策に関する件、温室効果ガス排出削減に関する件、経済構造改革に関する件、フランチャイズ契約に関する件等について堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官、政府委員、労働省当局及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。
- 平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第12号）について堀内通商産業大臣、政府委員、建設省及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、民緑
反対会派 共産
欠席会派 社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年11月13日（木）（第5回）

- 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月18日（火）（第6回）

- 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年12月2日（火）（第7回）

- 工場立地法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月4日（木）（第8回）

- 工場立地法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第9回）

- 請願第221号外99件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要 旨】

本法律案は、事業協同組合、商工組合等の組合員たる中小企業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、組合の機能の拡充を図るため、組合の事業に組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための施設を加えるとともに、組合員以外の者に組合の事業を利用させる場合の特例に関する規定を設けようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 員外利用制限の緩和

組合がその所有する施設を用いて行っている事業であって、組合員の脱退等やむを得ない事由により、事業の運営に著しい支障が生ずる場合については、組合が行政庁の認可を得て、当該事業の運営が適正化するまでの間、組合員の利用分量の2倍まで組合員以外の者に利用させることができるようにする。

2 新分野進出への支援

組合員が新たな事業分野への進出を行う場合について、組合がその進出の円滑化を図るため、新商品、新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業を行うことができるようにする。

工場立地法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、一定規模以上の敷地面積又は建物面積を有する工場（以下、特定工場という。）の新増設を行う際に、事業者に対して求めている一定の緑地等の整備について、工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るため、地方公共団体が主体性を持って取り組めるよう地方分権を推進するとともに、規制の適正化及び合理化を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体による緑地面積率等の設定

- (1) 都道府県及び政令指定都市は、工場内の緑地等の面積の割合（以下、緑地面積率等という。）等について、国の定める基準の範囲内において、地域の実情を踏まえた地域準則を条例により定めることができる。
- (2) 通商産業大臣等は、緑地面積率等について、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見を聴いて、区域の区分ごとの基準を公表する。

2 届出先及び勧告等の地方公共団体への変更

- (1) 特定工場の新設をしようとする者等が、必要事項を届け出る際の届出先を、通商産業大臣等から都道府県知事及び政令指定都市の長に変更する。
- (2) 特定工場への勧告、変更命令及び実施の制限期間の短縮の主体を、通商産業大臣等から都道府県知事及び政令指定都市の長に変更する。

3 工業集合地における特例の導入

- (1) 製造業等の複数の工場が集中して立地する工業集合地に隣接する一団の土地に、緑地等が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地について、これらの敷地外の緑地等を工場内の緑地等と同様に緑地面積率等に算入する特例を導入する。
- (2) 工業集合地の特例を受けようとするときに、敷地外の緑地等の面積及び整備について当該特定工場の新設等をする者が負担する費用等を届け出る。

4 罰則の規定等の改正

工場立地法の罰則規定における罰金額を引き上げる。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法に係る緑地面積等の規制の見直しについては、緑地等の整備が効果的に推進されるよう努めること。また、工業集合地における特例措置について

は、準則の改定に当たって、隣接する緑地等が適正に認知され、周辺環境との調和に配慮するよう努めること。

- 2 地域準則の導入に当たり国が定める区分ごとの基準については、地方分権の推進を図る観点から、地方の自主性を十分に尊重し、適時適切な見直しを行うこと。
- 3 工業集合地の特例の適用に当たっては、事業者の緑地等の整備に向けた主体的な取組みが促進されるよう、制度の趣旨を周知すること。
- 4 企業が地域市民の一員として地域と共生することを促進するため、工場内の環境施設（緑地を含む）を可能な限り市民が利用できるよう検討を行うこと。
- 5 内外の経済情勢の変化に応じた工場立地政策について検討を深めること。
右決議する。

平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（閣法第12号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、平成17年に我が国で開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 国の補助

国は、博覧会の準備及び運営を目的とする政令で指定する法人（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとする。

2 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的とする寄附金付郵便葉書等を発行することができるものとする。

3 博覧会協会の職員に係る共済組合員資格、退職手当の特例等

国家公務員、地方公務員等が博覧会協会に転出した場合における共済組合の組合員の資格等について必要な特例を設けるとともに、博覧会協会の役員及び職員に対する刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなすものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、平成17年に開催される国際博覧会が21世紀にふさわしい「自然の叡智」というテーマに合致した自然と人間が共生する地域づくりの姿を提示しうる博覧会となるよう、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 国際博覧会が国民の理解と協力のもとに成功を収めるよう、広く各界の意見を聞いて企画、運営に努めること。
- 2 国際博覧会への招請は、できる限り多くの諸外国に行うとともに、特に発展途上国からの積極的参加が得られるよう努めること。
- 3 国際博覧会の開催に当たっては、諸経費の節減、効率的な事業運営の推進に留意するとともに、博覧会協会の財務、事業計画の透明化と情報の開示を図ること。

また対話やシンポジウム等を通じて地域住民を始めとする関係者の十分な理解を得るよう努めること。

- 4 国際博覧会に係る環境影響評価については、環境影響評価法の趣旨を十分に尊重して適切に行うとともに、その結果や長期地域整備との整合性を図りつつ博覧会会場計画を策定すること。
- 5 博覧会会場への旅客輸送に関する諸施設及び会場周辺の環境施設等を整備するための関連公共事業については、昨今の国、地方公共団体の財政事情に配慮して、効率的、効果的な事業を積極的に推進すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
10	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9.10.13	9.11.11	9.11.18 可決	9.11.19 可決	9.10.24	9.11.5 可決	9.11.6 可決
11	工場立地法の一部を改正する法律案	〃	10.15	11.27	12.4 可決 附帯決議	12.5 可決	10.24	11.18 可決 附帯決議	11.20 可決
12	平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案	参	10.17	10.29	11.6 可決 附帯決議	11.7 可決	11.26	12.3 可決 附帯決議	12.4 可決

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院運輸委員会提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願5種類11件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、米国連邦海事委員会が我が国港湾の労使慣行である事前協議制の改善等を求めて邦船3社に対する制裁措置を実施したことにかんがみ、このような一方的かつ不当な制裁措置の発動を牽制し、交渉における我が国の対等な立場の確保を図るため、外国等が本邦外航船舶運航事業者に対し、不当に差別的な負担金の納付を義務付ける等の措置を講ずる場合において、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者に対し、本邦の港への入港の制限等の対抗措置を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院運輸委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

12月4日、藤井運輸大臣、政府委員等に対する質疑を行った。

国際ハブ空港の整備についての取組及び中部新空港の整備に当たっての交通アクセス等の課題、大規模油流出事故における油防除対策の強化及びダブルハル化の促進等事故防止策、旅行業界に対する外務省渡航情報の周知徹底等による海外渡航の安全確保、旧国鉄長期債務の本格的処理策、港湾荷役の事前協議制度の改善をめぐる米国連邦海事委員会による日本船社に対する制裁措置及び制裁の撤回に向けての対米交渉への取組、日豊本線の複線化等の推進、日米防衛協力ガイドラインの周辺事態における港湾・空港分野での協力項目及び関係国内法の改正についての検討状況、運輸部門における二酸化炭素排出削減策等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成9年10月16日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

平成9年12月4日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際ハブ空港としての中部新空港の整備をめぐる諸課題に関する件、大規模油流出事故の予防及び事後処理に際しての国の対応強化策に関する件、海外渡航の安全確保策に関する件、米国による港運事前協議制改善要求と日本船社への制裁に対する対応措置に関する件、旧国鉄長期債務の本格的処理策に関する件、日豊本線の複線化等の推進に関する件、日米防衛協力ガイドラインの周辺事態における港湾・空港分野での協力項目に関する件、運輸部門におけるCO₂排出削減策に関する件等について藤井運輸大臣、政府委員、建設省、外務省、環境庁当局、参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君及び日本鉄道建設公団総裁塩田澄夫君に対し質疑を行った。

平成9年12月12日（金）（第3回）

- 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院運輸委員長大野功統君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、自由
反対会派 なし
欠席会派 新社

- 請願第196号外10件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成 立 議 案 の 要 旨

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

【要 旨】

本法律案は、外国等が本邦外航船舶運航事業者に対し、外国外航船舶運航事業者に対して納付を義務付けていない不当に差別的な負担金の納付を義務付け、若しくは本邦外航船舶運航事業者の使用する船舶の当該外国の港への入出港を制限する等の措置を実施し、又は決定する場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に対処するため、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者（以下「特定相手国外航船舶運航事業者」という。）に対し、その使用する船舶の本邦の港への入港の禁止等を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対抗措置の通告等ができる場合の追加

(1) 運輸大臣は、外国等が①又は②に掲げる措置を講ずる場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に対処するため必要があると認めるときは、特定相手国外航船舶運航事業者に対し、期間を定めて、その期間内にその事態が消滅しない場合は2に規定する事項を命ずることがある旨を通告することができる。

① 本邦外航船舶運航事業者に対し、当該本邦外航船舶運航事業者の行う外航船舶運航事業に使用する船舶の外国の港への入港について、外国外航船舶運航事業者の全部若しくは一部に対して納付を義務付けていない不当に差別的な負担金の納付を義務付けること又はその納付を将来義務付ける旨の決定をすること。

② 本邦外航船舶運航事業者の行う外航船舶運航事業に使用する船舶について、外国の港への入出港等の制限等を行うこと又はこれらの行為を将来行う旨の決定をすること。

(2) 運輸大臣は、(1)の①に掲げる措置に関し(1)による通告をしたときは、当該通告をした特定相手国外航船舶運航事業者に対し、(1)の①の負担金の額に相当する金額の国庫への納付を通告することができる。

2 対抗措置

運輸大臣は、1の(1)の通告において定めた期間が経過した後においてもなお、1の(1)の事態が消滅していないと認めるときは、当該通告をした特定相手国外航船舶運航事業者に対し、本邦の港への入出港等の制限等の措置を命ずることができる。ただし、外国等が1の(1)の②の入出港等の制限等を行わない場合であって、1の(2)の通告を受けた特定相手国外航船舶運航事業者が1の(2)の金額を国庫に納付したときは、この限りでない。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
15	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	運輸委員長 大野 功統君 (9.12.3)	9.12.4	9.12.4	9.12.4 (予備)	9.12.12 可決	9.12.12 可決			9.12.4 可決

【逡信委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願1種類21件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

12月4日、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行った。

委員会においては、自見郵政大臣から、郵政行政が抱える諸課題及び行政改革会議最終報告に対する所感からなる現下の郵政行政の諸施策に関する発言を聴取し、行政改革会議最終報告に対する評価、情報通信分野の重要性とその普及促進、郵便局のワンストップ行政サービス、財政投融資の現状認識と郵便貯金・簡易保険資金の自主運用、旧国鉄債務処理の一助として郵便貯金積立金を活用することの是非、NHK受信料免除の見直し、NHK受信料の性格、郵便貯金金利決定ルールとその見直し、金融ビッグバンと郵便貯金の役割、郵便事業への民間企業の参入問題、法人契約等簡易保険の在り方、特定郵便局長問題、国際通信の計算料金問題、各省で行われている地域情報化推進施策の一元化、光ファイバ網の整備等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日(木) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月16日(木) (第2回)

○郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年12月4日(木) (第3回)

○現下の郵政行政の諸施策について自見郵政大臣から発言があった。

○郵政省再編に関する件、情報通信の高度化と普及に関する件、郵便局のワンストップ行政サービスに関する件、郵便貯金・簡易保険資金の自主運用に関する件、NHKの受信料問題に関する件、金融ビッグバンと郵便貯金の役割に関する件、郵便事業への民間企業の参入に関する件、簡易保険の法人契約に関する件、特定郵便局長問題に関する件、地域情報化推進施策

に関する件等について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第4回）

- 請願第949号外20件を審査した。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 付託議案審議表

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2. 16 (第136回国会)	9. 9. 29			9. 9. 29	9. 12. 3 議決	9. 12. 4 議決
	○第136・137・138・139・140回国会 未了						
日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	9. 2. 18 (第140回国会)	9. 29			9. 29	12. 3 議決	12. 4 議決
	○第140回国会 未了						

【労働委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願7種類94件のうち、3種類30件を採択した。

〔国政調査等〕

12月9日、労働問題に関する調査を議題とし質疑を行ったが、その主な論点としては、構造変化の下での労働行政、行政改革における労働省の在り方、神戸雇用サミット、労働法制見直しと規制緩和、最近の雇用失業情勢と今後の展望、山一証券等金融機関の破綻に伴う労働問題、沖縄振興と労働行政の在り方、じん肺の予防対策などの問題が取り上げられた。

このほか、10月21日に、9月16、17の両日に実施された委員派遣の報告が行われた。派遣では、最近の雇用失業情勢と雇用対策等に関する実情の調査のため、茨城県及び千葉県に赴き、千葉県における労働行政の概況説明を聴取するとともに、職業能力開発短期大学校、東京湾横断道路建設現場、理化学等の研究施設、精密機械器具製造業関連事業所等の視察を行っている。

また、11月27日には、労働関係法律の施行状況等に関する実情を調査するため、神奈川県に赴き、管内の労働行政の概況を聴取するとともに、自動車製造関連事業所及び電子機器製造関連事業所を視察した。

(2) 委員会経過

○平成9年10月9日（木）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年10月21日（火）（第2回）

○労働問題に関する調査を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年12月9日（火）（第3回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行財政改革と雇用問題に関する件、金融機関の経営破綻に伴う労働問題に関する件、最近の雇用失業情勢と雇用対策に関する件、労働分野の規制緩和

和と労働法制の見直し問題に関する件等について伊吹労働大臣、政府委員、大蔵省、中小企業庁、厚生省当局及び参考人山一證券株式会社雇用推進委員長陳野眞一郎君に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第4回）

- 請願第945号外29件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第946号外63件を審査した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【建設委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願11種類23件のうち、4種類6件を採択した。

〔国政調査等〕

10月16日、第140回国会閉会中の8月26日から28日までの3日間で行われた北陸地方等における建設諸事情の実情調査のための委員派遣（福井県、石川県、富山県、新潟県、長野県）について、その報告を聴いた。

12月2日、質疑を行い、財政構造改革と景気対策との関わり、ナショナルミニマムの見地からの公共事業の見直し、受益者負担の視点に立った道路整備の必要性、北海道における社会資本整備の実情と地域振興施策、会社更生法申請の建設会社の黒字決算の理由、特殊法人の職員に対する金融機関の接待問題、大規模地震発生時における火災発生防止策、災害発生時における東京湾ベイエリアの安全対策、倒産企業と関わりのある中小業者の連鎖倒産防止のための方策、琵琶湖の総合的保全対策の推進等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成9年10月16日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年12月2日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革と公共事業の在り方に関する件、建設産業対策に関する件、土地対策に関する件、道路事業及び道路特定財源に関する件、民活による住宅・社会資本整備に関する件、防災対策に関する件、北海道開発に関する件、日本道路公団等に係る接待問題等に関する件、琵琶湖の総合的保全対策に関する件等について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、鈴木北海道開発庁長官、政府委員、大蔵省、自治省、消防庁当局及び参考人日本道路公団

理事黒川弘君に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第198号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第199号外16件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【予算委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査として、総括質疑の他、景気対策・外交及び政治倫理に関する集中審議、金融証券問題について山一証券前取締役会長行平次雄君他3名の参考人に対する質疑、金融証券問題に関する集中審議を行った。

〔国政調査等〕

財政構造改革、行政改革が当面の大きな政治課題となる中で、政府・与党は前国会召集後間もなく橋本総理が自ら議長となる財政構造改革会議を設けることにより、平成10年度予算の編成に間に合うよう検討作業を進め、当初の予定通り今国会召集と同時に財政構造改革法案を提出した。また、行政改革会議においても総理が会長を務め、10月初旬中間報告が、さらに12月3日には現在の行政機構を大幅に見直し、1府12省庁に再編することを柱とする最終報告が発表された。

他方、経済・景気情勢は今年4月からの消費税引き上げ等による個人消費や住宅建設の落ち込み等に加え、夏場以降東南アジア諸国の通貨・金融市場が大きく混乱した余波を受け、企業設備投資や生産活動等も急速に勢いを失うなど、景気の減速感が一段と強まることとなった。

また、外交・防衛問題では日米防衛協力の指針見直しに係る国会承認の是非が焦点となったほか、政治的には昨年から今年にかけて所得税法違反、詐欺、関西国際空港株式会社法違反の3つの容疑で逮捕・起訴された泉井純一被告が保釈後の9月8日、山崎拓衆議院議員を初めとする国会議員に多額の献金を行ったとの記者会見を行ったことから、野党側からは泉井被告及び山崎議員の証人喚問を要求する声が高まった。

こうした状況の中で開会された今国会においては、野党側から泉井被告の証人喚問が強く要求された。衆議院において泉井被告の証人喚問を11月中に行うこととなったことを受け、参議院では衆議院の状況を見て協議しようとする主張と、あくまでも早期実現を求める主張とがかみ合わなかったが、とりあえず総括質疑を行うこととなった。

衆議院での総括質疑の日程が決まる一方で、今国会の重要法案である財政構造改革法案の審議日程等から参議院での予算委員会審議の日程はやや窮屈となったが、総括質疑は10月14日及び15日に行われた。審議では景気の現状認識、

行政改革の進め方等が質された。

総括質疑に加え、野党側からは行財政改革をはじめ景気、外交、政治倫理等重要課題が山積しているとして、これらの課題について3日ないし5日間の集中審議の要求が出された。与野党間の協議の結果、11月18日景気対策、外交及び政治倫理に関する集中審議が行われた。審議では景気の基調に対する認識及び緊急経済対策の内容、北海道拓殖銀行経営破綻による地域経済等への影響と対応、政治倫理の確立等が質された。

金融不安の広がりとともに、景気は一段と停滞感が強まっていった。

4月25日の日産生命の経営破綻に続き、11月3日三洋証券、同月17日北海道拓殖銀行、さらにその1週間後の24日には4大証券の一角の山一証券が破綻するなど金融機関が相次いで経営破綻に陥り、加えて株価の低迷や円安の進行等が重なり、国民の間に一段と不安感が広がってきたことから、26日には金融システムの不安払拭に向けて大蔵大臣及び日銀総裁による共同談話が発表された。

こうした動きを受けて、急遽27日に金融証券問題について参考人質疑が行われた。同日午前、山一証券前代表取締役会長行平次雄君及び富士銀行代表取締役頭取山本恵朗君を、午後には日本銀行総裁松下康雄君及び証券取引等監視委員会委員長水原敏博君を招き質疑を行った。質疑では、山一証券のいわゆる飛ばしの事実確認のほか、経営責任問題、富士銀行が山一証券の簿外債務の存在を事前に承知しながら大蔵省に報告しなかった理由、さらに証券取引等監視委員会や日本銀行の検査・考査が行われながら、簿外債務やいわゆる飛ばしの存在が発見できなかった理由等が質された。

さらに12月1日には、午前中の衆議院予算委員会における銀行及び証券問題についての集中審議に続き、午後参議院でも金融証券問題について集中審議が行われた。

なお、11月28日に衆議院予算委員会において泉井被告の証人喚問が行われたことを受けて、野党側は本委員会でも喚問が必要であるとの主張を行ったものの、協議は整わず実現には至らなかった。また、引き続き野党側から要求のあった集中審議については、衆議院での預金保険法の採決手続をめぐって国会運営が不正常的な状況となり、その影響が参議院にも及んだこと等もあり実現に至らなかった。

(2) 委員会経過

○平成9年10月2日(木) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年10月14日（火）（第2回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する件について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、小淵外務大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、小里総務庁長官、久間防衛庁長官、大木環境庁長官、瓦建設大臣、町村文部大臣、藤井運輸大臣、上杉自治大臣、島村農林水産大臣、下稲葉法務大臣、堀内通商産業大臣、自見郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年10月15日（水）（第3回）

○予算の執行状況に関する件について橋本内閣総理大臣、小泉厚生大臣、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、自見郵政大臣、瓦建設大臣、島村農林水産大臣、小里総務庁長官、小淵外務大臣、下稲葉法務大臣、堀内通商産業大臣、亀井国土庁長官、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月18日（火）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、景気対策、外交及び政治倫理に関する件について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、小淵外務大臣、上杉国務大臣、久間防衛庁長官、下稲葉法務大臣、小泉厚生大臣、鈴木国務大臣、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、島村農林水産大臣、中島人事院総裁、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月27日（木）（第5回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、金融証券問題に関する件について以下の参考人に対し質疑を行った。

山一証券株式会社前代表取締役会長	行平	次雄君
株式会社富士銀行代表取締役頭取	山本	恵朗君
日本銀行総裁	松下	康雄君
証券取引等監視委員会委員長	水原	敏博君

○平成9年12月1日（月）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、金融証券問題に関する件について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、下稲葉法務大臣、伊吹労働大臣、上杉自治大臣、瓦建設大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第7回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成7年度決算外2件の審査〕

平成7年度決算及び国有財産関係2件は、第140回国会（常会）の召集日である平成9年1月20日に提出された。このうち7年度決算については、9年2月3日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係2件については、9年2月4日に委員会に付託された（7年度決算外2件の概要については『第140回国会参議院審議概要』90ページ及び357ページ参照）。

委員会においては、第140回国会の9年2月5日、大蔵大臣から平成7年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成7年度決算検査報告及び平成7年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した後、同国会において、全般的質疑2回、省庁別審査1回が行われた。続いて、第140回国会閉会後に、省庁別審査が7回行われた。

第140回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①米軍の神奈川ミルクプラントの移設問題、②「一人医師医療法人」に対する保険の適用漏れ、③障害者雇用をめぐる人権侵害事件、④財政構造改革と今後の公共事業の在り方、⑤首都高速道路公団の入札談合事件とその後の対応、⑥東京湾横断道路の開通に伴う航路廃止交付金、⑦国鉄長期債務等の処理、⑧国有林野事業の累積債務問題、⑨会計検査院法の見直し、⑩「もんじゅ」を始めとする動燃の原子力施設における一連の事故、⑪動燃東海事業所ウラン廃棄物貯蔵施設の不適切な管理と同施設に係る予算要求の問題、⑫基盤技術研究促進センターの出資金回収の状況とその問題点、⑬地方財政の悪化とその健全化に向けての取組、⑭総会屋対策、等である。

(2) 委員会経過

○平成9年7月8日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度決算外2件中、外務省及び防衛庁関係について池田外務大臣、久間防衛庁長官、防衛庁、外務省、防衛施設庁、会計検査院及び内閣法制局当局に対し質疑を行った。

○平成9年7月9日（水）（第140回国会閉会後第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度決算外2件中、厚生省、労働省、環境庁及び環境衛生金融公

庫関係について小泉厚生大臣、岡野労働大臣、石井環境庁長官、厚生省、会計検査院、労働省、外務省、環境庁、通商産業省、海上保安庁、文部省、社会保険庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成9年7月31日（木）（第140回国会閉会後第3回）

○平成7年度決算外2件中、建設省、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁、住宅金融公庫、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について稲垣国務大臣、伊藤国土庁長官、亀井建設大臣、北海道開発庁、建設省、国土庁、沖縄開発庁、自治省、会計検査院、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年9月3日（水）（第140回国会閉会後第4回）

○平成7年度決算外2件中、農林水産省、運輸省及び農林漁業金融公庫関係について古賀運輸大臣、藤本農林水産大臣、運輸省、大蔵省、郵政省、林野庁、会計検査院、建設省、水産庁、外務省、農林水産省、環境庁、食糧庁、労働省、科学技術庁当局及び参考人日本中央競馬会理事長浜口義曠君に対し質疑を行った。

○平成9年9月4日（木）（第140回国会閉会後第5回）

○平成7年度決算外2件中、皇室費、国会、会計検査院、内閣、総理府本府、大蔵省、総務庁、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行関係について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、三塚大蔵大臣、疋田会計検査院長、中島人事院総裁、総理府、内閣法制局、総務庁、自治省、内閣官房、人事院、郵政省、大蔵省、林野庁、会計検査院、水産庁、厚生省、法務省、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年9月17日（水）（第140回国会閉会後第6回）

○平成7年度決算外2件中、文部省、郵政省及び科学技術庁関係について町村文部大臣、谷垣科学技術庁長官、自見郵政大臣、郵政省、環境庁、文部省、会計検査院、科学技術庁、厚生省、建設省、労働省、資源エネルギー庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団理事井田勝久君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年9月18日（木）（第140回国会閉会後第7回）

○平成7年度決算外2件中、法務省、自治省、警察庁、裁判所及び公営企業金融公庫関係について上杉国務大臣、下稲葉法務大臣、自治省、総理府、郵政省、警察庁、法務省、最高裁判所、厚生省、海上保安庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成7年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 平成7年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・予備費等承諾を求めるの件（2件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	衆	9. 5. 27 (第140回国会)				9. 9. 29	継続審査	
平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	”	5. 27 (第140回国会)				9. 29	継続審査	

- ・決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書	9. 1. 20 (第140回国会)	9. 2. 3	継続審査				
○第140回国会 9. 2. 3 大蔵大臣報告 継続							
平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書	1. 20 (第140回国会)	2. 4	継続審査				
○第140回国会 継続							
平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書	1. 20 (第140回国会)	2. 4	継続審査				
○第140回国会 継続							

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、いずれも可決、成立した。また、第140回国会から継続していた法律案1件については継続審査となった。参議院制度改革関連の国会法改正案と規則改正案については、いずれも本委員会において委員会の審査を省略することに決し、本会議に上程され、可決、成立した。

〔法律案の審査等〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定を行おうとするものである。

本法律案は、11月28日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、12月3日に全会一致をもって可決した。

国会法等の一部を改正する法律案は、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図ろうとするものである。

本法律案は、12月11日に衆議院から提出、翌12日に本委員会に付託され、同日、修正議決した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、第140回国会において衆議院より提出され、本院において継続審査となっていたものであるが、12月12日に継続審査要求書の提出を決定した。

国会法の一部を改正する法律案については12月5日に、参議院規則の一部を改正する規則案については同12日に、それぞれ委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

(2) 委員会経過

○平成9年8月5日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 小委員長の補欠選任を行った。

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 逋信委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会及び行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人	新党さきがけ	1人
新社会党・平和連合	1人		計20人

環境特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人
日本共産党	1人	自由の会	1人
			計20人

災害対策特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人
日本共産党	1人	太陽	1人
			計20人

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党	10人	平成会	4人
民主党・新緑風会	1人	社会民主党・護憲連合	1人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人	太陽	1人
			計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
			計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
民主党・新緑風会	2人	社会民主党・護憲連合	2人

7 日本共産党

8 平成会

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 会期を75日間とすることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年10月2日（木）（第2回）

- 国会議員として在職期間が25年に達した議員吉田之久君を院議をもって表彰することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年10月3日（金）（第3回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員及び北海道開発審議会委員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月7日（金）（第4回）

- 永久平和の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 裁判官訴追委員、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・国家公安委員会委員の任命同意に関する件
- ・公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
民主党・新緑風会	10分	社会民主党・護憲連合	10分
日本共産党	10分		

- ・人 数 各派1人
- ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月14日（金）（第5回）

- 国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。
- 国立国会図書館図書複写規程の一部改正に関する件について決定した。
- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
平成会 …………… 15分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月19日（水）（第6回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
平成会 …………… 15分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年11月28日（金）（第7回）

- 北海道開発審議会委員の選任について決定した。
- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・原子力委員会委員の任命同意に関する件
 - ・地方財政審議会委員の任命同意に関する件
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年12月3日（水）（第8回）

- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）を可決した。
 - （衆第13号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
 - 反対会派 なし

- 国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案（上野公成君外5名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本会議における新たな「日米防衛協力のための指針」の策定に関する外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
民主党・新緑風会	10分	社会民主党・護憲連合	10分
日本共産党	10分		

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

平成会	15分	民主党・新緑風会	10分
-----	-----	----------	-----

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年12月5日（金）（第9回）

- 国会法の一部を改正する法律案（中曽根弘文君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 本会議におけるAPEC非公式首脳会議及び閣僚会議に関する国務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
民主党・新緑風会	10分	日本共産党	10分

- ・人 数 各派1人

- ・順 序 大会派順

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年12月10日（水）（第10回）

- 預金保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決

定した。

・時 間

自由民主党 …………… 10分 社会民主党・護憲連合 …… 10分

日本共産党 …………… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年12月12日（金）（第11回）

- 議長不信任決議案（平井卓志君外4名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

- 国会法等の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長亀井善之君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。

（衆第22号） 賛成会派 自民、平成、民緑、社民

反対会派 共産

- 参議院規則の一部を改正する規則案（中曽根弘文君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆第34号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶 務 関 係 小 委 員 会 】

○平成9年8月5日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 議員用自動車の新車の割当について協議決定した。
- 平成10年度参議院予算に関する件について協議を行った。

.....

○平成9年11月18日（火）（第1回）

- 議員宿舍関連設備に関する件について協議決定した。

【図書館運営小委員会】

○平成9年8月5日（火）（第140回国会閉会後第1回）

- 平成10年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。
-

○平成9年11月13日（木）（第1回）

- 次の件について協議決定した。
 - ・国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
 - ・国立国会図書館図書複写規程の一部改正に関する件

(3) 成立議案の要旨

国会法の一部を改正する法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案は、参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を設置しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 参議院の常任委員会について、予算委員会、決算委員会、議院運営委員会及び懲罰委員会以外の委員会を次の12の委員会に再編する。
 - (1) 総務委員会
 - (2) 法務委員会
 - (3) 地方行政・警察委員会
 - (4) 外交・防衛委員会
 - (5) 財政・金融委員会
 - (6) 文教・科学委員会
 - (7) 国民福祉委員会
 - (8) 労働・社会政策委員会
 - (9) 農林水産委員会
 - (10) 経済・産業委員会
 - (11) 交通・情報通信委員会
 - (12) 国土・環境委員会
- 2 参議院に常任委員会として新たに行政監視委員会を設置する。
- 3 本法律は、次の常会の召集の日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

国会法等の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要 旨】

本法律案は、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 決算行政監視委員会の新設
衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して、新たに決算行政監視委員会を設置する。
- 2 国会法第104条による報告及び記録の提出要求に関する規定の整備
内閣又は官公署が各議院又は各議院の委員会からの報告又は記録の提出の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならないもの等とする。
- 3 会計検査院に対する特定事項の検査の要請
各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対して、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものとする。
- 4 会計検査院法の一部改正
 - (1) 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。
 - (2) 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から特定事項についての検査の要請があったときは、当該事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができるものとする。
- 5 その他
 - (1) 本法律は、次の常会の召集の日から施行する。
 - (2) 衆議院事務局に、委員会の命を受けて行う予備的調査の事務等を分掌するため、調査局を置き、衆議院法制局に法制企画調整部を置く等、議院事務局法、議院法制局法及び国会職員法を改正する。

国会法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 会計検査院に対して特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものに、参議院の調査会を加えること。
- 2 会計検査院は、参議院の調査会から特定事項について会計検査の要請があったとき、当該事項について検査を実施してその結果を報告することができるものとする。

(4) 付託議案審議表

・ 本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
4	国会法の一部を改正する法律案	中曽根 弘文君 外7名 (9.12.4)	9.12.5	9.12.5	/	/	9.12.5 可決	9.12.5 (予備)	9.12.11 可決	9.12.11 可決

・ 衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
13	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 亀井 善之君 (9.11.28)	9.11.28	9.11.28	9.11.28 (予備)	9.12.3 可決	9.12.3 可決	/	/	9.11.28 可決
22	国会法等の一部を改正する法律案	議院運営委員長 亀井 善之君 (9.12.11)	12.11	12.11	12.12	12.12 修正	12.12 修正	/	/	12.11 可決
			○9.12.12 衆へ回付		○9.12.12 衆同意					
140/34	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 赳夫君 (9.6.3)		6.3	6.17	継続審査				

・ 規則案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	参議院規則の一部を改正する規則案	中曽根 弘文君 外7名 (9.12.12)	/	/	9.12.12 可決

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本特別委員会に付託された法律案はなく、付託された請願4種類34件は、いずれも保留となった。

〔国政調査等〕

11月19日、科学技術振興対策樹立に関する調査を行い、科学技術の振興策と総合調整機能の必要性、核燃料サイクル政策の見直し、原子力発電所増設による地球温暖化防止対策の是非等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年9月25日（木）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 動燃東海事業所におけるウラン廃棄物管理問題について谷垣科学技術庁長官及び科学技術庁当局から報告を聴いた。
- 動燃東海事業所におけるウラン廃棄物管理問題等に関する件について谷垣科学技術庁長官、科学技術庁、資源エネルギー庁、会計検査院当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年11月19日（水）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 科学技術の振興策と総合調整に関する件、核燃料サイクル政策に関する件、地球温暖化防止対策に関する件等について谷垣科学技術庁長官、政府委員、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第3回）

- 請願第1号外33件を審査した。
- 科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願2種類4件のうち、1種類3件を採択した。

〔決議〕

11月19日、本特別委員会は、12月に京都で開催される気候変動枠組条約第3回締約国会議に向けて、地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

11月5日、公害及び環境保全対策の樹立に関し質疑が行われ、地球温暖化対策、愛知万博と環境保全対策などの問題が取り上げられた。

また、11月19日の調査は、地球温暖化対策、ダイオキシン及びホルモン様化学物質、環境教育の推進などの問題が取り上げられ、質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年11月5日（水）（第2回）

○地球温暖化防止京都会議に向けた国際交渉の状況について政府委員から報告を聴いた。

○地球温暖化対策に関する件、愛知万博と環境保全対策に関する件等について大木環境庁長官、政府委員、外務省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月19日（水）（第3回）

○地球温暖化対策に関する件、ダイオキシン及びホルモン様化学物質問題に関する件、環境教育の推進に関する件等について大木環境庁長官、政府委員、通商産業省、経済企画庁、資源エネルギー庁、外務省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第4回）

- 請願第627号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1360号を審査した。
- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

（3）委員会決議

—— 地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議 ——

今や、地球環境問題は、人類の生存基盤を脅かす重大な問題となっている。特に、地球の温暖化は、このまま進行すれば、世界的に、海面上昇による低地の水没、また、洪水、干ばつや疫病の発生が心配され、我が国でも健康や農産物への影響が避けられないと予測されている。地球環境を保全し、将来の世代に美しい地球を残すことは、人類共通の課題であるとともに、今日の国際政治の重要なテーマであり、同時に、本委員会に課せられた重大な責務である。

よって政府は、本年12月に京都で開催される気候変動枠組条約第3回締約国会議において、地球に生きる未来世代に負担を先送りすることなく、2000年以降の温室効果ガスの排出削減の数量目標等について、積極的な取組への国際合意がなされるよう、議長国としてのリーダーシップを遺憾なく発揮すべきである。

また、京都議定書等を踏まえ、地球温暖化防止のための法制度を整備するに当たっては、問題の深刻さ等を十分認識して、勇気と決断をもって、現在の社会経済システムを早急に見直して、長期的、継続的な温室効果ガスの排出削減を着実に推進し、環境基本法に規定する持続的発展が可能な社会の構築に向けて、各界挙げて取り組むこととすべきである。

さらに、先進国による温室効果ガスの排出削減に加え、今後、温室効果ガス排出量の増大が見込まれる途上国に対して、早期に排出抑制・削減に参加するよう、環境教育、技術、資金等の面でできる限りの支援・協力を行うべきである。

右決議する。

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出2件（うち本院継続1件）であり、いずれも継続審査とした。

また、本特別委員会付託の請願4種類292件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

第140回国会閉会中の8月29日、同閉会中の7月23日に行われた平成9年7月梅雨前線豪雨による被害の実情調査のための委員派遣（熊本県、鹿児島県）について、その報告を聴いた。

また同日、質疑を行い、7月梅雨前線豪雨による被害についての政府の対応、激甚災害の指定如何、豊浜トンネル崩落事故を踏まえた防災対策の検討、土砂災害予防対策及び災害発生時における応急対策、行革会議における緊急災害時についての取組如何、出水市における災害救助法適用と住宅金融公庫融資如何、一般国道229号線第二白浜トンネル崩落事故の予見性、針原川砂防施設の今後の復旧作業、実効ある避難体制のための政府の指導力等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成9年8月29日（金）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成9年7月梅雨前線豪雨災害対策に関する件、一般国道229号第2白糸トンネル災害対策に関する件、防災体制の整備に関する件及び被災者救済制度に関する件について伊藤国土庁長官、建設省、農林水産省、消防庁、北海道開発庁、国土庁、林野庁、厚生省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年12月12日（金）（第2回）

- 請願第91号外291件を審査した。
- 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案（参第6号）
- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会参第5号）

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
6	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案	都築 讓君 外3名 (9.12.9)	9.12.11		9.12.12	継続審査				
140/5	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	田 英夫君 外5名 (9.5.20)			9.29	継続審査				

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）、本院継続本院議員提出1件の合計2件であり、内閣提出1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類5件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、最近の各選挙における投票率の低下傾向にかんがみ、選挙人がより投票しやすい環境を整えるため、定時登録の回数増加、投票時間の延長、不在者投票制度の改善等の措置を講ずるとともに、選挙に関する事務の簡素合理化等を図るため、選挙人名簿に関する事務の改善、候補者届出の添付書類の省略等を行おうとするものである。

委員会においては、20歳代有権者の投票率向上策、不在者投票機会の拡大と手続の簡素化、確認団体の新聞広告公営廃止の是非、即日開票への影響等について質疑が行われた結果、修正案が提出され、討論の後、多数をもって修正議決された。なお、選挙に対する国民の関心を高め、投票率の向上を図る方策について、今後引き続き検討することの外3項目の附帯決議を行った。

11月19日、参議院議員選挙制度の抜本改正を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案について、発議者吉田之久君から趣旨説明を聴取したが、審議未了となった。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年10月17日（金）（第2回）

- 上杉自治大臣及び政府委員から発言があった。

○平成9年11月19日（水）（第3回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会参第7号）について発議者参議院議員吉田之久君から趣旨説明を聴いた。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月26日（水）（第4回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）について上杉自治大臣、政府委員、大蔵省、労働省、国税庁及び警察庁当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第15号）

（修正案）

賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産
二院、さき、太陽

反対会派 なし

（修正部分を除いた原案）

賛成会派 自民、平成、民緑、社民、二院
さき、太陽

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第5回）

- 請願第200号外4件を審査した。
- 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 選挙人名簿に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合のほか、毎年3月、6月、9月及び12月に、選挙人名簿の登録を行うものとともに、選挙人名簿は磁気ディスクをもって調製できるものとする。

2 投票に関する事項

(1) 投票時間を、午前7時から午後8時（現行6時）までとするとともに、特別の事情がある場合には、投票開始時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票終了時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるものとする。

(2) 選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることに付いてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものは、投票所に入るることができるものとする。

3 不在者投票に関する事項

(1) 選挙の当日次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、

不在者投票をすることができるものとする。

- ① 区域を問わず、職務若しくは業務又は自治省令で定める用務に従事すること。
 - ② ①以外の用務又は事故のため投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - ③ 疾病、負傷、妊娠等のため歩行が困難であること又は監獄、少年院等に収容されていること。
 - ④ 交通至難の島等に居住しており、又は滞在をすること。
 - ⑤ 投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- (2) 不在者投票をすることができる時間を、原則として午前8時30分から午後7時（現行5時）までとする。
- (3) 市町村の選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票所において、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間、当該市町村の区域において行われる選挙に係る名簿届出政党等の名称・略称、候補者の氏名・党派別の掲示をしなければならないものとする。

4 その他

- (1) 名称保護の届出をしている政党その他の政治団体は、候補者届出又は名簿届出をする場合に、綱領・党則及び要件該当確認書のうち政令で定めるものの添付を省略することができる。
- (2) 選挙公報掲載文の字数制限を廃止する。
- (3) 参議院議員の通常選挙における確認団体の公営による政策広告を廃止する。
- (4) 当選証書付与の告示を廃止する。

5 施行期日

この法律は、平成10年6月1日から施行する。ただし、2の(2)及び4の(4)は公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 衆議院議員の任期満了による総選挙及び参議院議員の通常選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から23日以内にかかる場合においては、その総選挙及び通常選挙は、国会閉会の日から24日以後30日以内に行うこと。
- 2 不在者投票をすることができる時間を、原則として午前8時30分から午後7時（現行午後5時）までとすることとあるのを、更に1時間延長して、原則として午後8時までとすること。

【附帯決議】

最近の各種選挙における投票率低下の状況を踏まえ、本法施行に当たり、政府は左記の事項について善処すべきである。

- 1 選挙に対する国民の関心を高め、投票率の向上を図る方策について、今後引き続き検討すること。
 - 2 投票率の向上のための改正の実効性をあげるため、選挙の執行に当たっては、今回の改正内容について国民に周知徹底を図ること。
 - 3 選挙事務の管理執行に当たっては、投・開票の公正確保に努めるとともに、開票の迅速化に留意すること。
 - 4 改正に伴う国政選挙執行経費の支出増については、地方公共団体の負担とならないよう、実情に即し十分な措置を講ずること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
15	公職選挙法の一部を改正する法律案	参	9.10.28	9.11.19	9.11.26 修正 附帯決議	9.11.28 修正	9.12.5 公職選挙 法改正調 査特委	9.12.11 可決 附帯決議	9.12.12 可決
○9.11.19 参本会議趣旨説明									

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
140/7	公職選挙法の一部を改正する法律案	平井 卓志君 外5名 (9.6.3)			9.9.29	未了				

【 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第141回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

12月2日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、日口首脳会談と平和条約締結交渉、北方四島ビザなし交流促進、沖縄経済振興21世紀プランの具体化、普天間基地代替海上ヘリポート建設の対策、沖縄の自由貿易地域制度拡充、沖縄経済振興対策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年12月2日（火）（第2回）

○日口首脳会談と平和条約締結交渉に関する件、北方四島ビザなし交流促進に関する件、沖縄経済振興21世紀プランの具体化等に関する件、普天間基地代替海上ヘリポート建設の対策に関する件、沖縄の自由貿易地域制度拡充に関する件、沖縄経済振興対策に関する件等について小淵外務大臣、鈴木国務大臣、政府委員、総務庁、自治省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第3回）

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

11月20日、第140回国会閉会後の7月2日及び3日の2日間で行われた国会等の移転に関する実情調査のための委員派遣（愛知県、三重県）について、その報告を聴取した。

また、国会等移転審議会の審議状況について政府委員から説明を聴いた後、国会等の移転に関する件について参考人高崎経済大学地域政策学部教授横島庄治君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った。

ここでは、東京に大規模地震が発生した場合の被害想定、移転先地選定基準における社会資本整備の位置づけ、首都機能移転後の新たな東京の集中、首都構造の型式、首都機能の将来像、首都機能の移転と電脳都市の建設の必要性、危機管理面からの首都の適地等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年10月15日（水）（第2回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成9年11月20日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 国会等移転審議会の審議状況について政府委員から説明を聴いた。
- 国会等の移転に関する件について参考人高崎経済大学地域政策学部教授横島庄治君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第4回）

- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願12種類96件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

財政構造改革の推進に関する特別措置法案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現すること等の緊要な課題に十分対応できる財政構造を実現するため、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成10年度から12年度）における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に関する事項を定めようとするものである。

本法案については、11月7日、本会議において、趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、関係大臣に対する一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会における質疑は、財政危機に至った原因と責任、財政構造改革の意義とその効果、法案に歳入に関する規定が含まれていない理由、集中改革期間における量的縮減目標から補正予算を除いた理由、量的縮減目標の規定と国会の予算修正権との関係、今後の財政投融资制度の在り方、経済の現状認識と景気対策、社会保障関係費の伸びの抑制が国民生活に与える影響、公共事業の生活関連分野への重点配分、地方分権の推進と税財源の配分の見直し、中小企業に対する金融支援策、ウルグァイ・ラウンド対策経費の取扱いなどのほか、私学助成、政府開発援助、防衛関係費等多岐にわたり行われた。

11月21日、質疑を終わり、討論の後、採決の結果、本法案は、多数をもって、原案どおり可決された。

なお、本法案に対し、6項目から成る附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年9月29日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年11月7日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月10日（月）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、三塚大蔵大臣、島村農林水産大臣、瓦建設大臣、上杉自治大臣、藤井運輸大臣、小里総務庁長官、小淵外務大臣、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、小泉厚生大臣、村岡内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行副総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

○平成9年11月11日（火）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、三塚大蔵大臣、小里総務庁長官、藤井運輸大臣、鈴木沖繩開発庁長官、島村農林水産大臣、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、伊吹労働大臣、堀内通商産業大臣、上杉自治大臣、町村文部大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月12日（水）（第5回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、町村文部大臣、小泉厚生大臣、伊吹労働大臣、瓦建設大臣、村岡内閣官房長官、島村農林水産大臣、上杉自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月13日（木）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、上杉自治大臣、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、島村農林水産大臣、堀内通商産業大臣、亀井国土庁長官、小里総務庁長官、尾身経済企画庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月14日（金）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、島村農林水産大臣、小泉厚生大臣、谷垣科学技術庁長官、堀内通商産業大臣、瓦建設大臣、上杉自治大臣、小淵外務大臣、村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、自見郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年11月17日（月）（第8回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、瓦建設大臣、小里総務庁長官、自見郵政大臣、藤井運輸大臣、町村文部大臣、上杉自治大臣、堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、久間防衛庁長官、伊吹労働大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成9年11月18日（火）（第9回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

慶應義塾大学経済学部教授	島田	晴雄君
立教大学法学部教授	新藤	宗幸君
元野村総合研究所副社長	上條	俊昭君
中央大学法学部教授	貝塚	啓明君
東京国際大学経済学部教授	田尻	嗣夫君
全国保険医団体連合会副会長	鮫島	千秋君

○平成9年11月19日（水）（第10回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、堀内通商産業大臣、小淵外務大臣、久間防衛庁長官、上杉自治大臣、瓦建設大臣、伊吹労働大臣、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月20日（木）（第11回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、上杉自治大臣、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、小淵外務大臣、久間防衛庁長官、堀内通商産業大臣、自見郵政大臣、瓦建設大臣、伊吹労働大臣、黒澤参議院事務総長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月21日（金）（第12回）

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、小泉厚生大臣、小淵外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第1号） 賛成会派 自民、社民、二院

反対会派 平成、民緑、共産、自由、新社

なお、附帯決議を行った。

○平成9年12月12日（金）（第13回）

- 請願第412号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第23号外94件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

財政構造改革の推進に関する特別措置法案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成10年度から12年度）における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

第1 総則

- 1 国は、財政構造改革を推進する責務を有することとする。
 - 2 財政構造改革の当面の目標（平成15年度まで）は、次のとおりとする。
 - (1) 一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を100分の3以下とすること。
 - (2) 一般会計の歳出は、特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、平成15年度の公債依存度を平成9年度に比べて引き下げる。
- 3 国の財政運営の当面の方針
 - (1) 国は、一般歳出の額を抑制するとともに、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進すること。

- (2) 政府は、平成10年度当初予算の一般歳出の額が平成9年度当初予算の額を下回るようにすること。

第2 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

1 社会保障

- (1) 政府は、社会保障制度の構造改革を進め、社会保障関係費の増加額をできる限り抑制すること。
- (2) 政府は、平成10年度当初予算の社会保障関係費の額が平成9年度当初予算の額に3,000億円を加算した額を下回るようにすること。また、平成11年度・12年度の当初予算の社会保障関係費の額が前年度の当初予算の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないようにすること。
- (3) 政府は、医療保険制度等改革、年金制度改革等について検討を行い、必要な措置を講ずること。

2 公共投資

- (1) 政府は、公共事業に係る予算について、重点化及び効率化を図ること。
- (2) 政府は、平成10年度当初予算の公共投資関係費の額が平成9年度当初予算の額に100分の93を乗じた額を上回らないようにすること。また、平成11年度・12年度の当初予算の公共投資関係費の額が前年度の当初予算の額を下回るようにすること。
- (3) 政府は、公共事業計画について、各計画を、長期の計画に改定し又は前の計画の期間に比べて長期とすること等により策定することにより、各計画の1箇年当たり平均事業量を抑制すること。

3 文教

- (1) 政府は、文教予算について、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制すること。
- (2) 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算（以下「「当初予算」」という。）の国立学校特別会計法の規定による一般会計からの繰入金額及び私立学校に対する経常費補助金の総額がそれぞれ前年度の当初予算における総額を上回らないようにすること。
- (3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による経過措置の終了に伴い講ずるものとされる財政上の措置は、平成12年度までの間に講ずるものとし、国及び地方公共団体の負担を抑制すること。

4 防衛

- (1) 政府は、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、抑制すること。
- (2) 政府は、「当初予算」の防衛関係費の額が前年度の当初予算の額を上回らないようにすること。

5 政府開発援助

- (1) 政府は、政府開発援助について、その量的拡充から質の向上への転換を図ること。
- (2) 政府は、平成10年度当初予算の政府開発援助費の額が平成9年度当初予算の額に10分の9を乗じた額を上回らないようにすること。また、平成11年・12年度の当初予算の政府開発援助費の額が前年度の当初予算の額を下回るようにすること。

6 農林水産

- (1) 政府は、農林水産関係予算について、重点化及び効率化を図ること。
- (2) 政府は、「当初予算」の主要食糧関係費の額が前年度の当初予算の額を上回らないようにすること。

7 科学技術

- (1) 政府は、科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に関する経費等を極力抑制するとともに、弾力的な取扱いを行うこと。また、科学技術振興費について、重点化及び効率化を進めるとともに、これ以外の経費との均衡に配慮すること。
- (2) 政府は、平成10年度当初予算の科学技術振興費の額が平成9年度当初予算の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないようにすること。また、平成11年度・12年度の当初予算の科学技術振興費の額の前年度の当初予算の額に対する増加額をできる限り抑制すること。
- (3) 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関等の統合又は廃止に関する計画を作成すること。

8 エネルギー対策

- (1) 政府は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計のすべての歳出を見直し、電源立地対策等の一層の効率化を行うこと。
- (2) 政府は、「当初予算」のエネルギー対策費の額が前年度の当初予算額を上回らないようにすること。

9 中小企業対策

- (1) 政府は、中小企業対策費について、すべての歳出を見直すこと。
- (2) 政府は、「当初予算」の中小企業対策費の額が前年度の当初予算額を上回らないようにすること。

10 人件費の抑制

政府は、集中改革期間中、適切な措置を講ずることにより、人件費の総額を極力抑制すること。

11 その他の事項に係る経費の抑制

政府は、「当初予算」の一般歳出のうち、1から10に掲げる経費以外の経費の総額が前年度の当初予算の総額を極力上回らないよう、抑制すること。

12 補助金等の見直し

- (1) 国は、すべての分野において、国の補助金等に関する見直しを行うこと。
- (2) 政府は、一般会計予算に計上される補助金等（以下「補助金等」という。）であって地方公共団体に対して交付されるもののうち、国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの等に該当する制度等見直し対象補助金等については、削減又は合理化を図ること。また、「当初予算」のその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が前年度の当初予算における合算額に10分の9を乗じた額を上回らないようにすること。
- (3) 政府は、特殊法人等に対して交付される「補助金等」について、削減又は合理化を図ること。
- (4) 政府は、「補助金等」であって地方公共団体及び特殊法人等以外の方に対して交付される補助金等のうち、制度等見直し対象補助金等については、削減又は合理化を図ること。また、「当初予算」のその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が前年度の当初予算における合算額に10分の9を乗じた額を上回らないようにすること。
- (5) 各省各庁の長は、補助金等の交付決定額等の下限を定めること等の措置を講ずること。

第3 地方財政の健全化

- 1 地方公共団体は、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図ること。
- 2 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、適切に行政上及び財政上の措置を講ずること。

- 3 政府は、地方一般歳出の額が抑制されたものとなるよう必要な措置を講ずること。また、平成10年度地方財政計画の地方一般歳出の額が平成9年度の額を下回るよう必要な措置を講ずること。

第4 その他

- 1 政府は、財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずること。
2 本法は、公布の日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、本法施行に関し、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 財政構造改革の推進に当たっては、各分野における改革の内容を国民に明らかにし、その理解を得るよう努めること。
 - 一 財政構造の見直しを行うに当たっては、一般会計のみならず、特別会計、財政投融资にかかわる諸問題を含め、幅広く検討すること。また、財政に関する情報を積極的に開示するよう努めること。
 - 一 現下の厳しい経済状況にかんがみ、我が国経済の成長力を高めるよう、財政構造改革との整合性を維持しつつ、経済構造改革を推進すること。
 - 一 今後の歳出の縮減及び制度改革の検討に当たっては、国民生活への影響に十分配慮すること。
 - 一 限られた予算を有効に活用する見地から、財政資金の重点的な配分と効率的な執行に努めること。
 - 一 地方分権の着実な実行が期待されていることにかんがみ、地方の財政構造改革の推進に当たっては、地方公共団体の自主的かつ自立的な行財政運営が可能となる環境の整備に努めること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	財政構造改革の推進に関する特別措置法案	衆	9. 9. 29	9. 11. 7	9. 11. 21 可決 附帯決議	9. 11. 28 可決	9. 10. 17 財政構造 改革推進 等特委	9. 11. 5 可決	9. 11. 6 可決
				○9. 11. 7 参本会議趣旨説明			○9. 10. 17 衆本会議趣旨説明		

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
140/92	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	9. 6. 10				9. 9. 29 公職選挙法改正調査特委	継続審査	

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
1	解雇等の規制に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (9. 10. 9)	9. 10. 14		未了					
2	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (9. 10. 9)	10. 14		未了					

・衆議院議員提出法律案（21件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	9. 10. 7					未了		
2	租税特別措置法の一部を改正する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	10. 7					未了		
3	政党助成法を廃止する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	10. 7					未了		
4	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	10. 7					未了		
5	情報公開法案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	10. 7						継続審査 (内閣)	
6	行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	10. 7					未了		
7	審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 10. 3)	10. 7					未了		

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	財政法等の一部を改正する法律案	池田 元久君 外1名 (9.10.29)	9.10.30					未		了
9	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	池田 元久君 外1名 (9.10.29)	10.30					未		了
10	国有財産法の一部を改正する法律案	池田 元久君 外1名 (9.10.29)	10.30					未		了
11	行政情報の公開に関する法律案	倉田 栄喜君 外7名 (9.11.14)	11.18							継続審査 (内閣)
12	国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案	遠藤 乙彦君 外4名 (9.11.20)	11.21					未		了
14	中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案	藤村 修君 外3名 (9.12.2)	12.3					未		了
16	自衛隊法の一部を改正する法律案	村井 仁君 外6名 (9.12.5)	12.8					未		了
17	国会法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外2名 (9.12.8)	12.8					未		了
18	行政監視院法案	枝野 幸男君 外2名 (9.12.8)	12.8					未		了
19	総務庁設置法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外2名 (9.12.8)	12.8					未		了
20	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	佐藤 敬夫君 外2名 (9.12.10)	12.11					未		了
21	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案	大島 章宏君 外4名 (9.12.10)	12.11					未		了
140/18	公職選挙法の一部を改正する法律案	石井 一君 外3名 (9.4.15)						9.9.29 公職選挙 法改正調 査特委		継続審査
140/38	道路整備特別措置法の一部を改正する法律案	二階 俊博君 外3名 (9.6.9)						9.29 建設		継続審査

未付託

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会の平成7年8月4日に設置され、第134回国会において3年間にわたる調査テーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。第1年目はアジア太平洋地域における安全保障の在り方を軸に、また第2年目にはアジア太平洋地域における安全保障について調査を進めるとともに、アジア太平洋地域の経済と経済協力についても調査を行った。

第3年目の今第141回国会では、第140回国会閉会後に実施した2班の委員派遣について派遣委員からの報告を聴取したほか、「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」について、2回にわたって参考人を招き、調査を行った。

まず、平成9年10月29日に「朝鮮半島情勢とアジア太平洋地域の安定」について、小此木政夫参考人（慶應義塾大学教授）及び重村智計参考人（毎日新聞論説委員）からそれぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

また、11月5日に「中国情勢とアジア太平洋地域の安定」について、高木誠一郎参考人（政策研究大学院大学教授）及び小島朋之参考人（慶應義塾大学教授）からそれぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

このほか、本調査会では、長期的視野に立ち対外経済協力の在り方等について調査検討するため、10月22日の調査会において「対外経済協力に関する小委員会」（板垣正小委員長）を設置した。小委員会では、政府開発援助（ODA）を中心に、「ODAの理念」、「援助実施体制等ODAの在り方」及び「国会とODAとの関わり」のそれぞれについて小委員間の意見交換を行ったほか、大島賢三外務省経済協力局長からの説明聴取及び中川淳司参考人（東京大学社会科学研究所助教授）、杉山隆彦参考人（国際協力事業団国際協力専門員）、山本海徳参考人（前海外経済協力基金理事）及び村井吉敬参考人（上智大学教授）からの意見聴取に基づき、質疑を行った。以上の調査を踏まえ、今臨時国会の取りまとめとして小委員間の意見交換を行った。小委員会は、以上の調査に基づき、会期最終日の12月12日に調査の概要を取りまとめた調査報告書（中間報告）を林田悠紀夫調査会長に提出するとともに、同日の調査会において板垣小委員長が報告を行った。

〔調査の概要〕

1. 調査会

①朝鮮半島情勢とアジア太平洋地域の安定

小此木政夫参考人（慶應義塾大学教授）及び重村智計参考人（毎日新聞論説委員）の意見聴取の後、韓国の大統領選挙の行方、北朝鮮の今後の動向と我が国の対応、米国の北朝鮮に対する現状認識と北朝鮮政策、新ガイドラインに対する南北両朝鮮の反応、日本人妻問題、日朝国交回復に対する北朝鮮の見方、北朝鮮の食糧危機の現状とその原因、北朝鮮の経済政策、北朝鮮による日本人の拉致疑惑、北朝鮮の非同盟諸国首脳会議への対応等について質疑を行った。

②中国情勢とアジア太平洋地域の安定

高木誠一郎参考人（政策研究大学院大学教授）及び小島朋之参考人（慶應義塾大学教授）の意見聴取の後、中国の人権問題に対する米中両国の対応、中国の新しいナショナリズム、日本の対中外交、中国経済の今後の動向、中国政府の経済問題への対応、米国の対中政策、中国の対米政策、日米中の安保対話、中台関係、中国の環境問題、香港の今後の動向、中ロ関係、日本の対ロ外交に対する中国の見方、日本への中国人の流入、中国のインフラ整備等について質疑を行った。

2. 対外経済協力に関する小委員会

①ODAの理念

小委員から、人道的立場を重視する援助が重要であるとの意見、人道主義は必要であるが、同時に、ODAは外交政策の重要な柱であり、日本の国益、世界の安定に結びつける援助も大切であるとの意見、憲法前文の精神を踏まえ、理念を確認すべきであるとの意見、唯一の被爆国の視点から、核保有国などに対する援助はこのままでよいのか、理念の中で明確にすべきであるとの意見、援助は豊かな国が人類共通の問題に対処する、ある種の義務的なものであるとの考えを理念に加味すべきではないかとの意見が述べられたほか、戦略援助などを支援するような傾向を是正し、人間中心の開発への支援という方向に理念をうたうべきではないかとの意見も表明された。

②援助実施体制等ODAの在り方

小委員会では、援助実施体制の問題を始め、現地の大使館等への権限委譲を進めること、NGOとの連携を促進することなどが論議された。このうち援助実施体制については、小委員から、縦割り行政の弊害をなくすため、政治がリーダーシップを持って実施体制の一元化の方向に努力すべきであるとの意見が表明され、一元化に向けておおむね共通の問題意識が示された。

③国会とODAとの関わり

小委員から、ODAを審議する常設的な委員会を設置すべきであるとの意見が表明されるなど、恒常的にODAに対する国会の関与を強め、政治のリーダーシップを示すべきであるとの方向で論議が交わされた。小委員間の論議は、

ODAの透明性を向上させ、国会審議を政策に十分反映させるために、ODA基本法の制定にまで進むべきであるとの意見と、ODA大綱の運用の改善、国別援助方針のグレードアップなど現行のシステムを拡充強化すべきであるとの意見の2つの方向に分けられるが、ODA基本法の立法化については、真剣に論議すべき時期に至っているとの問題意識が共通のものとなっている。

また、外務省当局からは、ODAは外交的配慮の下、柔軟、機動的な実施が重要であり、法律化によってそれが阻害されることが懸念されるとの発言があった。

(2) 調査会経過

○平成9年10月22日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 対外経済協力に関する小委員会**を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については会長に一任することに決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年10月29日(水) (第2回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、朝鮮半島情勢とアジア太平洋地域の安定について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

慶應義塾大学教授
毎日新聞論説委員

小此木 政夫君
重村 智計君

○平成9年11月5日(水) (第3回)

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、中国情勢とアジア太平洋地域の安定について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

政策研究大学院大学教授
慶應義塾大学教授

高木 誠一郎君
小島 朋之君

○平成9年12月12日(金) (第4回)

- 対外経済協力に関する件について対外経済協力に関する小委員長板垣正君から報告を聴いた。

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【対外経済協力に関する小委員会】

○平成9年10月27日（月）（第1回）

- 本小委員会の運営について協議を行った。
- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成9年10月31日（金）（第2回）

- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成9年11月10日（月）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「対外経済協力に関する件」のうち、ODAの検証と改革の方向について政府委員から説明を聴き、参考人東京大学社会科学研究所助教授中川淳司君から意見を聴いた後、同参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月17日（月）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「対外経済協力に関する件」のうち、実施現場から見たODAの状況について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

国際協力事業団国際協力専門員	杉山	隆彦君
前海外経済協力基金理事	山本	海徳君

○平成9年11月21日（金）（第5回）

- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成9年12月1日（月）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「対外経済協力に関する件」のうち、国会とODAとの関わりについて政府委員から説明を聴き、参考人上智大学教授村井吉敬君から意見を聴いた後、同参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年12月5日（金）（第7回）

- 対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。
- 対外経済協力に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

【 国民生活・経済に関する調査会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は平成7年8月に設置され、今期の調査項目を「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」と決定し、公正で活力ある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して、少子・高齢化、国際化、情報化等に適切に対応するための経済運営の在り方について調査している。

初年度においては我が国の経済運営の現状と課題について概観し、平成8年6月に政府からの説明、参考人からの意見をとりまとめた調査報告を議長に提出した。

2年度目は社会資本整備及び社会保障の在り方を中心に調査し、平成9年6月に調査報告を議長に提出した。本調査報告では、社会資本整備及び社会保障の現状について検討を加え、基本的方向を明らかにするとともに、特に重要と考えられる事項について、社会資本関係で10項目、社会保障関係で12項目の提言を行った。

本国会では、3年間の調査の集大成に向け、今後の政策課題を明確にするため、10月29日及び11月10日に、2年度目に行った提言のフォローアップとして、政府から施策の現状と課題、平成10年度以降の取り組み等について説明を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

本調査会は、社会資本に関するフォローアップとして、10月29日に大蔵省、自治省、建設省及び運輸省から、11月10日に郵政省及び通商産業省から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

主な質疑は、①公共投資の在り方に関連して、社会資本整備における官と民の役割分担の明確化、公共事業を効果的・効率的に実施するための費用便益分析の実施及びコスト縮減対策、豊かな国民生活を実現するための住宅・社会資本の整備、地域ニーズに適應した社会資本を整備するための地方公共団体への財政支援、②情報通信に関連して、高齢者等にも利用しやすい情報機器及びソフトウェアの開発、情報通信における利用者保護対策等についてであった。

また、社会保障に関しては、11月10日に厚生省及び労働省から説明を聴取し、質疑を行った。

主な質疑は、①社会保障の在り方に関連して、少子・高齢化が我が国経済社会に及ぼす影響、社会保障における給付と負担の在り方、社会保障関係費の投

資・雇用創出効果、②子育て支援に関連して、子育てのための総合的な支援、延長保育の実施状況、父親が育児休業を取得しやすい条件の整備、③高齢者の生活支援に関連して、介護における市町村の自主性の尊重、全国健康福祉祭の活性化対策、海外協力分野における高齢者の活用等についてであった。

なお、3年度目は、豊かな国民生活の実現のためには、子どもを生き育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくりが重要な課題であるとの認識の下に、ソフト・ハード両面について調査を進めることとなった。

(2) 調査会経過

○平成9年10月29日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年11月10日（月）（第2回）

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、郵政省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月12日（金）（第3回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

本調査会は、第133回国会召集日の平成7年8月4日に設置され、3年間にわたる調査テーマを「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」として、国民の多様なニーズへの的確な対応を目指した立法府と行政府との新たな関係を模索すべく鋭意調査を進めてきた。その結果、本院にオンブズマン的機能を備えた行政監視のための第2種常任委員会を設置するという調査会長案を3年を待たずにとりまとめ、平成9年6月9日議長にその報告書を提出、併せてその立法化を要請した。

最終年度に当たる3年目の調査については「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」というテーマに沿って調査課題を検討した結果、政策等の評価制度について調査を行うこととしている。

なお、行政監察の実態認識を深めるために、平成9年11月6日に、横浜、川崎両市に視察を行った。

(2) 調査会経過

○平成9年11月6日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成9年12月12日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

1 議案審議概況

【概 観】

今国会内閣から提出された議案は、法律案が20件、承認案件が1件であり、すべて成立した。本院で継続していた法律案は3件とも成立し、衆議院で継続していた法律案2件のうち1件は成立したが残り1件は継続審査となった。

衆法は、今国会新たに22件が提出され、3件が成立した。本院において継続していた法律案5件は、いずれも継続審査となった。

参法は、6件が提出され、1件が成立した。本院で継続した1件を含む4件が継続審査となった。なお、参議院規則一部改正案が提出され可決した。

また、本会議決議案が2件提出され、1件は可決し、1件は否決した。

【議案の審議状況】

〔法律案等の審議〕

— 閣 法 —

成立したおもな閣法は、国の責務及び当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めようとする**財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（11月28日、以下括弧内は成立日）、金融不祥事の再発防止等を図るため、銀行法等の虚偽報告、検査忌避に係る罰則の水準を引き上げる等所要の措置を講じようとする**罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案**（12月3日）、銀行持株会社等に関し、銀行等の経営の健全性の確保等の観点から必要となる監督上の諸措置を講ずる等、所要の規定の整備をする**持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案**（12月5日）、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講じようとする**銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案**（12月5日）、投票率の低下傾向にかんがみ、投票時間の延長（2時間）及び不在者投票制度の見直し等、投票率の向上を図るための所要の措置を講じようとする**公職選挙法の一部を改正する法律案**（12月12日）、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大しようとする**預金保険法の一部を改正する法律案**（12月12日）、経営困難農水産業協同組合について適切な措置を図るため、合併により設立される協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加えようとする**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**（12月12日）等がある。また、高齢化の進展等に伴う介護問題の早急な解

決を図るため、介護保険制度を創設するとともに、介護保険事業に係るサービスの供給体制の確保を推進するための施策等所要の措置を講じようとする**介護保険法案外2件**（12月9日）については、本院において、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記する修正を行った。また、介護保険関連法案の議決に伴い、人材・施設等の基盤整備の着実な推進及び地域間格差の解消等必要な措置を政府に対して求める**介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議**を本会議で行った。

— 衆 法 —

成立した衆法は以下の通りである。外国等が本邦外航船舶運航事業者に対し、不当に差別的な負担金の納付を義務付け、若しくはその使用する船舶の入出港制限等の措置を実施し、又は決定する場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に対処するため、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者の使用する船舶の本邦の港への入港禁止等を命ずることができることとする等の措置を講ずる**外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（12月12日）、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る**国会法等の一部を改正する法律案**（12月12日）は、本院において、会計検査院に対して特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものに、参議院の調査会を加えること等の修正をした。

— 参 法 —

成立した参法は、参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を設置する**国会法の一部を改正する法律案**（12月11日）がある。また国会法の改正に伴い、再編される常任委員会の委員の数及び所管並びに常任委員を兼ねることができる場合について所要の規定の整備を行うとともに、委員会及び調査会が会計検査院に対し特定事項の検査の要請を行う手続を定め、あわせて会議における押しボタン式投票方式を採用するため、所要の規定の整備を行う**参議院規則の一部を改正する規則案**（12月12日）が成立した。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院		備考
				継続	否決	未了	継続	未了	
閣法	新規	20	20	0	0	0	0	0	
	参継	3	3	0	0	0	0	0	
	衆継	2	1	0	0	0	1	0	
参法	新規	6	1	3	0	2	0	0	
	参継	2	0	1	0	1	0	0	
衆法	新規	22	3	0	0	0	2	17	
	参継	5	0	5	0	0	0	0	
	衆継	2	0	0	0	0	2	0	
承認		1	1	0	0	0	0	0	
予備費等	衆継	2	0	0	0	0	2	0	
決算 その他	継続	5	0	3	0	2			
決議案		2	1	0	1	0			
規則		1	1	0	0	0			

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（25件）（うち本院において前国会から継続3件、衆議院において前国会から継続2件）

●両院通過（24件）（うち本院において前国会から継続3件、衆議院において前国会から継続1件）

- 1 財政構造改革の推進に関する特別措置法案
- 2 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案
- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 4 許可等の有効期間の延長に関する法律案
- 5 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案
- 6 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案
- 7 預金保険法の一部を改正する法律案
- 8 言語聴覚士法案（修）
- 9 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
- 10 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 工場立地法の一部を改正する法律案
- 12 平成17年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
- 13 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案
- 15 公職選挙法の一部を改正する法律案《修》
- 16 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

20 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
(第139回国会提出)

- 7 介護保険法案《修》
- 8 介護保険法施行法案《修》
- 9 医療法の一部を改正する法律案

(第140回国会提出)

90 精神保健福祉士法案

●衆議院継続（1件）（衆議院において前国会から継続1件）

(第140回国会提出)

92 公職選挙法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（8件）（うち本院において前国会から継続2件）

●両院通過（1件）

4 国会法の一部を改正する法律案

●本院継続（4件）（うち本院において前国会から継続1件）

- 3 非営利法人特例法案
- 5 市民公益活動法人法案
- 6 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案

(第140回国会提出)

5 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（3件）（うち本院において前国会から継続1件）

- 1 解雇等の規制に関する法律案
- 2 解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(第140回国会提出)

7 公職選挙法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（29件）（うち本院において前国会から継続5件、衆議院において前国会から継続2件）

●両院通過（3件）

- 13 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 国会法等の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）

●本院継続（5件）（いずれも本院において前国会から継続）

(第139回国会提出)

18 市民活動促進法案

(第140回国会提出)

21 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

22 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

23 スポーツ振興法の一部を改正する法律案

34 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（4件）（うち衆議院において前国会から継続2件）

5 情報公開法案

11 行政情報の公開に関する法律案

(第140回国会提出)

18 公職選挙法の一部を改正する法律案

38 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（17件）

1 政治資金規正法の一部を改正する法律案

2 租税特別措置法の一部を改正する法律案

3 政党助成法を廃止する法律案

4 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

6 行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案

7 審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案

8 財政法等の一部を改正する法律案

9 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

10 国有財産法の一部を改正する法律案

12 国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案

14 中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案

16 自衛隊法の一部を改正する法律案

17 国会法の一部を改正する法律案

18 行政監視院法案

19 総務庁設置法の一部を改正する法律案

20 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

21 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

◎承認を求めるの件（1件）

●両院通過（1件）

- 1 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（2件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（2件）

（第140回国会提出）

- 平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（5件）

●継続（3件）

（第140回国会提出）

- 平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書
- 平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（2件）

（第136回国会提出）

- 日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第140回国会提出）

- 日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（2件）

●可決（1件）

- 1 介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案

●否決（1件）

- 2 議長不信任決議案

◎規則案（1件）

●可決（1件）

○参議院規則の一部を改正する規則案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,269件（200種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願」267件、「我が国スポーツの発展・充実のためのスポーツ振興投票法案の早期成立に関する請願」116件、「サッカーくじ法案の廃案、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願」95件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣232件、地方行政5件、法務82件、外務7件、大蔵236件、文教472件、厚生475件、農林水産55件、商工100件、運輸11件、通信21件、労働94件、建設23件、議院運営24件、科学技術34件、環境4件、災害対策292件、選挙制度5件、行革税制96件であった。

取り下げられた請願は1件（付託前）であった。

請願者の総数は878万7,737人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、12月2日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の同月5日までと決定された。

12月12日、各委員会において請願の審査が行われ、11委員会において323件（32種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願」外322件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、14.2%であり、また種類数による採択率（採択数／付託数）は、16%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	232	59	0	173	59	
地方行政	5	4	0	1	4	
法 務	82	53	0	29	53	
外 務	7	0	0	7	0	
大 蔵	236	96	0	140	96	
文 教	472	19	0	453	19	
厚 生	475	51	0	424	51	
農 林 水 産	55	1	0	54	1	
商 工	100	0	0	100	0	
運 輸	11	0	0	11	0	
通 信	21	0	0	21	0	
労 働	94	30	0	64	30	
建 設	23	6	0	17	6	
議 院 運 営	24	0	0	24	0	
科 学 技 術	34	0	0	34	0	
環 境	4	3	0	1	3	
災 害 対 策	292	0	0	292	0	
選 挙 制 度	5	0	0	5	0	
行 革 税 制	96	1	0	95	1	
計	2,268	323	0	1,945	323	提出総数 2,269件
						取下げ 1件

3 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会	59件
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第2号外57件）	
軍人恩給の改善に関する請願（第303号）	
○地方行政委員会	4件
行政書士制度の規制緩和に関する請願（第220号）	
現行行政書士制度維持に関する請願（第607号外2件）	
○法務委員会	53件
子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願（第18号外52件）	
○大蔵委員会	96件
酒販免許制度の堅持等に関する請願（第369号外92件）	
金融及び証券に係る事件の徹底究明に関する請願（第608号外2件）	
○文教委員会	19件
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第188号外3件）	
私学助成制度の堅持に関する請願（第189号）	
公立小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第378号外4件）	
義務教育費国庫負担制度堅持に関する請願（第596号外8件）	
○厚生委員会	51件
臍帯血（さいたいけつ）バンクの設立に関する請願（第53号外8件）	
廃棄物対策の推進に関する請願（第191号）	
障害者施策の推進に関する請願（第610号外2件）	
寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第611号外2件）	
男性介護従事者の養成等に関する請願（第612号外2件）	

公的臍帯血（さいたいけつ）バンクの早期設立等に関する請願（第613号外2件）

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（第940号外20件）

保育制度の改善と充実に関する請願（第1349号）

建設国保組合の育成・強化に関する請願（第1352号外4件）

ダイオキシン対策に関する請願（第1359号）

児童福祉法改正に伴う公的保育制度の充実に関する請願（第1885号）

○農林水産委員会 1 件
食料・農業・農村地域に関する新たな基本法の制定に関する請願（第194号）

○労働委員会 3 0 件
障害者の雇用率引上げ、職域拡大等に関する請願（第945号外20件）
労働者保護及び雇用の安定を図るための労働行政体制の整備に関する請願（第1116号外5件）
高齢者の雇用機会の創出等に関する請願（第1872号外2件）

○建設委員会 6 件
急傾斜地崩壊対策事業の充実・強化に関する請願（第198号）
急傾斜地崩壊対策事業の推進に関する請願（第389号）
高速道路等の通勤割引に関する請願（第411号）
第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と所要の投資規模確保に関する請願（第625号外2件）

○環境特別委員会 3 件
環境負荷の抑制対策充実に関する請願（第627号外2件）

○行財政改革・税制等に関する特別委員会 1 件
行財政改革の推進に関する請願（第412号）

質問主意書一覧

【第141回国会（臨時会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	ダム事業の総点検に関する質問主意書	竹村 泰子君	9.10.13	9.10.15	9.11.14	9.10.21 内閣から通知書受領 (11.17まで答弁延期)
2	PCBの処理対策等に関する質問主意書	荒木 清寛君	10.16	10.20	12.12	10.24 内閣から通知書受領 (12.15まで答弁延期)
3	徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主意書	竹村 泰子君	10.23	10.27	12.19	10.31 内閣から通知書受領 (12.22まで答弁延期)
4	日本学術会議における学術研究団体の登録制度の在り方に関する質問主意書	山口 哲夫君	10.24	10.29	11.4	
5	兼六園の管理に関する質問主意書	竹村 泰子君	10.30	11.5	12.2	11.11 内閣から通知書受領 (12.3まで答弁延期)
6	郵便貯金の周知宣伝施設に関する質問主意書	山下 栄一君	11.4	11.10	11.21	11.14 内閣から通知書受領 (11.28まで答弁延期)
7	キャンプ・シュワブ沖水域における海上ヘリポート建設に関する質問主意書	照屋 寛徳君	11.6	11.10	11.21	11.14 内閣から通知書受領 (11.25まで答弁延期)
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問主意書	山口 哲夫君	11.18	11.19	12.9	11.25 内閣から通知書受領 (12.10まで答弁延期)
9	特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問主意書	山下 栄一君	11.21	11.26	12.9	12.2 内閣から通知書受領 (12.10まで答弁延期)
10	ダム事業の総点検に関する再質問主意書	竹村 泰子君	12.4	12.8		12.12 内閣から通知書受領 (10.2.4まで答弁延期)
11	郵便貯金の周知宣伝施設に関する再質問主意書	山下 栄一君	12.8	12.10		12.16 内閣から通知書受領 (10.1.12まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
12	新聞販売労働者・新聞奨学生の労働に関する質問主意書	吉川 春子君	9.12.10	9.12.10		9.12.16 内閣から通知書受領 (10.1.19まで答弁延期)
13	シベリア抑留者に対する「未払い賃金」の補償措置に関する質問主意書	上田耕一郎君 外1名	12.12	12.12		12.16 内閣から通知書受領 (10.2.2まで答弁延期)
14	エンドクリン問題等に関する質問主意書	加藤 修一君	12.12	12.12		12.16 内閣から通知書受領 (10.1.26まで答弁延期)
15	プルトニウム燃料加工の海外委託に関する質問主意書	清水 澄子君	12.12	12.12		12.16 内閣から通知書受領 (10.2.18まで答弁延期)

※なお、第141回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第142回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第140回国会（常会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
12	徳島県吉野川第十堰改築計画事業等に関する質問主意書	竹村 泰子君	9.6.9	9.6.11	9.7.11	9.6.17 内閣から通知書受領 (7.14まで答弁延期)
13	地球温暖化防止対策等に関する質問主意書	加藤 修一君	6.13	6.18	7.22	6.24 内閣から通知書受領 (7.23まで答弁延期)
14	プルトニウム利用に関する質問主意書	清水 澄子君	6.16	6.18	7.18	6.24 内閣から通知書受領 (7.22まで答弁延期)
15	国連ハビタットに関する質問主意書	横尾 和伸君	6.16	6.18	7.8	6.24 内閣から通知書受領 (7.9まで答弁延期)
16	ゴミ焼却処分に伴うダイオキシン類の発生防止対策等に関する質問主意書	加藤 修一君	6.17	6.18	9.9	6.24 内閣から通知書受領 (9.16まで答弁延期)
17	アスベスト除去工事に関する質問主意書	山下 栄一君	6.18	6.18	7.1	6.24 内閣から通知書受領 (7.2まで答弁延期)
18	圏央道高尾山トンネル掘削による自然破壊に関する質問主意書	上田耕一郎君 外1名	6.18	6.18	7.18	6.24 内閣から通知書受領 (7.22まで答弁延期)

1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第127回 (特別会)	5. 8. 5 (木)	5. 8. 12 (木)	5. 8. 28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5. 9. 17 (金)	5. 9. 21 (火)	6. 1. 29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6. 1. 31 (月)	6. 2. 8 (火)	6. 6. 29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6. 7. 18 (月)	6. 7. 18 (月)	6. 7. 22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6. 9. 30 (金)	6. 9. 30 (金)	6. 12. 9 (金)	65	6	71
第132回 (常会)	7. 1. 20 (金)	7. 1. 20 (金)	7. 6. 18 (日)	150	—	150
第133回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)	7. 8. 4 (金)	7. 8. 8 (火)	5	—	5
第134回 (臨時会)	7. 9. 29 (金)	7. 9. 29 (金)	7. 12. 15 (金)	46	32	78
第135回 (臨時会)	8. 1. 11 (木)	8. 1. 11 (木)	8. 1. 13 (土)	3	—	3
第136回 (常会)	8. 1. 22 (月)	8. 1. 22 (月)	8. 6. 19 (水)	150	—	150
第137回 (臨時会)	8. 9. 27 (金)	—	8. 9. 27 (金) 衆議院解散	—	—	1
第138回 (特別会)	8. 11. 7 (木)	8. 11. 11 (月)	8. 11. 12 (火)	6	—	6
第139回 (臨時会)	8. 11. 29 (金)	8. 11. 29 (金)	8. 12. 18 (水)	20	—	20
第140回 (常会)	9. 1. 20 (月)	9. 1. 20 (月)	9. 6. 18 (水)	150	—	150
第141回 (臨時会)	9. 9. 29 (月)	9. 9. 29 (月)	9. 12. 12 (金)	75	—	75

※直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4.20 (日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5.20 (火)
第 2 回	25. 6. 4 (日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7.12 (水)
第 3 回	28. 4.24 (金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5.18 (月)
第 4 回	31. 7. 8 (日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31.11.12 (月)
第 5 回	34. 6. 2 (火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6.22 (月)
第 6 回	37. 7. 1 (日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4 (土)
第 7 回	40. 7. 4 (日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7.22 (木)
第 8 回	43. 7. 7 (日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1 (木)
第 9 回	46. 6.27 (日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7.14 (水)
第 10 回	49. 7. 7 (日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7.24 (水)
第 11 回	52. 7.10 (日)	52. 7.10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7.27 (水)
第 12 回	55. 6.22 (日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7.17 (木)
第 13 回	58. 6.26 (日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7.18 (月)
第 14 回	61. 7. 6 (日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7.22 (火)
第 15 回	平成 元. 7.23 (日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7 (月)
第 16 回	4. 7.26 (日)	4. 7.26	10. 7.25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)
第 17 回	7. 7.23 (日)	7. 7.23	13. 7.22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)

※任期3年議員（第1回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 平成 9. 12. 12 現在)

内閣総理大臣	橋本 龍太郎 (衆・自民)	建設大臣	瓦 力 (衆・自民)
法務大臣	下稲葉 耕吉 (参・自民)	自治大臣 国家公安委員会委員長	上杉 光弘 (参・自民)
外務大臣	小淵 恵三 (衆・自民)	内閣官房長官	村岡 兼造 (衆・自民)
大蔵大臣	三塚 博 (衆・自民)	総務庁長官	小里 貞利 (衆・自民)
文部大臣	町村 信孝 (衆・自民)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	鈴木 宗男 (衆・自民)
厚生大臣	小泉 純一郎 (衆・自民)	防衛庁長官	久間 章生 (衆・自民)
農林水産大臣	島村 宜伸 (衆・自民)	経済企画庁長官	尾身 幸次 (衆・自民)
通商産業大臣	堀内 光雄 (衆・自民)	科学技術庁長官	谷垣 禎一 (衆・自民)
運輸大臣	藤井 孝男 (衆・自民)	環境庁長官	大木 浩 (参・自民)
郵政大臣	自見 庄三郎 (衆・自民)	国土庁長官	亀井 久興 (衆・自民)
労働大臣	伊吹 文明 (衆・自民)	内閣法制局長官	大森 政輔

4 国会テレビ中継検討委員会報告

平成9年11月20日、国会テレビ中継検討委員会は、本院審議の国民向けテレビ中継について報告書を議院運営委員長に提出した。翌21日、議院運営委員会理事会は同報告書を了承した。

報告書の内容及び検討委員会の経過は、以下のとおりである。

平成9年11月20日

議院運営委員長 中曽根 弘文 殿

国会テレビ中継検討委員会座長 鴻池 祥肇

国会テレビ中継検討委員会報告書

本検討委員会は、議院運営委員会理事会の作業部会として設置され、本院審議の国民向けテレビ中継について検討を進めてきたところ、今般、別紙のとおり結論を得たので、報告する。

参議院は、平成2年9月11日の議院運営委員会理事懇談会において合意された「国会が主体的にテレビを通じて生きた議会活動の姿を国民に提供する」との基本構想に基づき、院内のテレビ中継施設及びその体制を逐次整備してきた。

現在では、本会議場及び10の委員会室から5チャンネルの範囲内で審議を同時中継できる施設を整備し、国会の関連施設はもとより、霞が関の中央省庁すべてに審議映像を中継している。

また、本院は、平成4年8月以降これまで7回にわたり、通信衛星（CS）及びケーブルテレビ放送網を通じ、院内で中継した予算委員会の審議等を国民向けに実験放送してきた。一連の実験放送を通して、本院は、本格的な国民向け審議放送に必要な技術的ノウハウを蓄積するとともに、審議放送に対する視聴者の動向やケーブルテレビ事業者の意向調査を行ってきた。

国民向けの国会審議テレビ放送の在り方については、従来から種々検討を進めてきたが、最近のテレビ放送の状況を見ると、多チャンネル化、低コスト化の進展著しい通信衛星（CS）デジタル放送の実現等、大きな変化が見られる。

このような新たな状況の変化を踏まえ、国民向け国会審議テレビ放送の在り方について検討するため、去る9月9日の議院運営委員会理事懇談会において、国会テレビ中継検討委員会が設置された。

本検討委員会は、設置以来、11回の検討委員会を開催し、関係各界の学識経験者等から意見を聴取するとともに、国会審議テレビ放送の必要性、放送主体の在り方、放送法上の問題、報道機関への影響等について議論を重ねてきた。

本検討委員会は、これまでの議論を通じて、国民の政治的関心の喚起、国会情報の公開、国民と国会との橋渡しとなる等の観点から、国会審議テレビ放送の早期実現を図るべきであると確認し、今般、「放送局等に対する映像の無償提供」、「参議院によるテレビ放送の実施」、「審議映像提供方法の多様化」の3点について、次のとおり結論を得た。

1、放送局等に対する映像の無償提供

参議院の審議を広く国民に公開するため、現在国会内と霞が関の中央省庁に限り中継されている審議映像を別紙の実施方針に基づき、放送局等に無償で提供する。無償提供に伴う財政的支援は行わない。

なお、放送局等の取材活動の取扱いは従来どおりとする。

2、参議院によるテレビ放送の実施

参議院が自ら放送チャンネルを確保して審議を放送することについては、学識経験者から憲法上、放送法上の問題等が指摘されていることもあり、引き続き検討することとする。

本格放送に向けた実験放送は、継続することとし、今後の進め方について検討する。

3、審議映像提供方法の多様化

高度情報通信社会が急速に進展する今日、放送による情報提供のみならず、インターネットなどの地球的規模のコンピュータ・ネットワークの活用等、提供方法の多様化についても検討を進める。

国会テレビ中継検討委員会

座長 鴻池 祥肇（自民）

委員 中島 真人（自民）

同 魚住 裕一郎（平成）

同 齋藤 勁（民緑）

同 三重野 栄子（社民）

同 吉岡 吉典（共産）

参議院審議映像の放送局等への無償提供に関する実施方針

- 1、参議院は、審議テレビ中継映像（音声を含む。）を、院内中継と同時に放送局等（有線テレビジョン放送事業者、通信社、外国の放送局等を含む。）に対し、平成10年から無償かつ公平に提供する。
- 2、参議院は、すべての審議中継映像を放送局等に提供するため、映像の取り出し機器を参議院内に設置する。取り出し機器への接続、映像の送信等は、放送局等の負担で行う。
- 3、提供に伴う問題については、随時、議院運営委員会において検討し、対処することとする。

国会テレビ中継検討委員会に関する主な経過

- 9月9日（火） 議院運営委員会理事懇談会、検討委員会を設置
- 16日（火） 第1回検討委員会（検討委員会の進め方ほか）
- 10月1日（水） 第2回検討委員会（意見交換）
- 14日（火） 第3回検討委員会（学識経験者等から意見聴取）
〔学識経験者等〕
佐々木 毅 東京大学法学部教授
濱田 純一 東京大学社会情報研究所教授・所長
服部 孝章 立教大学社会学部教授
酒井 治盛 日本放送協会理事
石川 一彦 （社）日本民間放送連盟報道委員会報道
小委員長
- 16日（木） 第4回検討委員会（学識経験者から意見聴取）
〔学識経験者〕
草野 厚 慶應義塾大学総合政策学部教授
田島 泰彦 神奈川大学短期大学部教授
- 21日（火） 第5回検討委員会（意見交換）
- 24日（金） 第6回検討委員会（意見交換）
- 28日（火） 第7回検討委員会（実験放送について意見聴取）
〔意見陳述者〕
堤 啓 （株）衛星チャンネル代表取締役社長
- 30日（木） 国会テレビに関する衆議院との懇談会
- 31日（金） 第8回検討委員会（インターネット放送に関する実演）
- 11月6日（木） 第9回検討委員会（報告の取りまとめについて）
- 14日（金） 第10回検討委員会（報告書（案）について）
- 20日（木） 第11回検討委員会（報告書取りまとめ）
中曽根議院運営委員長に検討委員会報告書を提出
- 21日（金） 議院運営委員会理事会、検討委員会報告書を了承
（参議院審議映像の放送局等への無償提供に関する実施方針
及び提供に伴う問題に関する申し合わせ事項を協議決定）
- 12月4日（木） 第12回検討委員会（10年度概算要求・9年度実験放送について）

5 本会議・委員会傍聴者数の推移

(第141回国会終了日 平成9年12月12日現在)

国会回次	総計	内 訳	
		本会議	委員会
131 (臨時会)	2,007	721	1,286
132 (常会)	1,389	354	1,035
133 (臨時会)	152	78	74
134 (臨時会)	1,347	727	620
135 (臨時会)	24	24	0
136 (常会)	2,928	1,068	1,860
137 (臨時会)	9	8	1
138 (特別会)	149	48	101
139 (臨時会)	424	267	157
140 (常会)	5,108	1,451	3,657
141 (臨時会)	1,630	410	1,220

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6 参議院参観者数の推移

(第141回国会終了日 平成9年12月12日現在)

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	178,726	40,975	133,254	2,279	2,208	10

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

7 外国議会議長等招待者一覧

○ 議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
ロシア連邦連邦院議長	9. 5. 14	7	9. 10. 30～11. 2
チェッコ共和国上院議長	9. 8. 25※	4	11. 30～12. 5

※ 斎藤参議院議長がチェッコ共和国を公式訪問した際、ピットハルト上院議長に直接、訪日を要請した。

○ 両院議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
I P U 英国代表团	9. 9. 29	5	9. 11. 24～11. 29

8 参議院議員海外派遣一覧

目的	議長決定	派遣議員	派遣地	日数	派遣報告
第6回欧州安全保障協力機構（OSCE）議員会議出席	9. 6. 18	成瀬 守重君	ポーランド スウェーデン	10	9. 9. 29 議院運営 委員会に 報告書提出
		大淵 絹子君		10	
ポーランド共和国上院議長の招待による同国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察	6. 26	村上 正邦君	ポーランド オーストリア	4	
		上杉 光弘君		4	
		永野 茂門君		4	
		菅野 久光君		9	
		梶原 敬義君		9	
橋本 敦君	9				
イタリア共和国上院議長の招待による同国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察	7. 1	(副議長)	イタリア ポルトガル スペイン		—
		松尾 官平君		12	
		宮崎 秀樹君		10	
		戸田 邦司君		12	
		笹野 貞子君		11	
EUにおける交通インフラ整備の実情調査並びに各国の政治経済事情等視察	7. 1	竹山 裕君	ドイツ スウェーデン ノルウェー フランス	12	9. 9. 29 議院運営 委員会に 報告書提出
		石渡 清元君		12	
		猪熊 重二君		12	
		奥村 展三君		12	
		小山 峰男君		12	

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日数	派遣報告
アメリカ合衆国、カナダ及びメキシコ合衆国における行財政機構改革・公務員制度調査並びに各国の政治経済事情等視察	9. 7. 1	大木 浩君 片山 虎之助君 高橋 令則君 一井 淳治君 山下 芳生君 山田 俊昭君	アメリカ カナダ メキシコ	11 11 11 6 11 11	9. 9. 29 議院運営 委員会に 報告書提 出
連合王国、ベルギー王国及びフランス共和国の通貨統合等金融改革への取り組みの実情調査並びに各国の政治経済事情等視察	7. 1	田沢 智治君 松浦 孝治君 市川 一朗君 松 あきら君 日下部 禧代子君	連合王国 ベルギー フランス	10 10 10 10 10	
連合王国、オランダ王国、ベルギー王国及びフランス共和国におけるデジタル放送・インターネット規制等の調査並びに各国の政治経済事情等視察	7. 1	倉田 寛之君 河本 英典君 森田 健作君 足立 良平君 久保 巨君 阿部 幸代君	連合王国 オランダ ベルギー フランス	9 8 9 9 9 9	
ニュー・ジーランド国会及びオーストラリア連邦議会上院訪問並びに各国政治経済事情等視察	7. 2	中曾根 弘文君 中島 真人君 吉岡 吉典君	ニュー・ジーランド オーストラリア 香港	10 8 10	
アメリカ合衆国及びカナダにおける産業、ベンチャー企業育成等の調査並びに各国の政治経済事情等視察	7. 3	斎藤 文夫君 狩野 安君 佐藤 泰三君 加藤 修一君 平田 健二君 菅野 壽君	アメリカ カナダ	13 13 13 12 12 12	
チェッコ共和国上院議長及びウクライナ最高会議議長の招待による両国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察	8. 5	(議長) 斎藤 十朗君 溝手 顕正君 寺崎 昭久君 伊藤 基隆君 三重野 栄子君	連合王国 アイスランド チェッコ ウクライナ	13 13 13 13 13	
第18回東南アジア諸国連合議員機構(AIPO)活動委員会及び総会出席	8. 5	海老原 義彦君 渡辺 孝男君	インドネシア マレーシア	12 12	9. 12. 12 議院運営 委員会に 報告書提 出

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日数	派遣報告
タイ王国、シンガポール共和国、インドネシア共和国及びマレーシアにおける開発援助の実情調査並びに各国の政治経済事情等視察	9. 7. 8	宮澤 弘 君 真鍋 賢二君 但馬 久美君 千葉 景子君 田村 公平君	タイ シンガポール インドネシア マレーシア	11 11 11 10 10	9. 9. 29 議院運営 委員会に 報告書提 出
中華人民共和国における食糧生産の現状、特定産物の貿易における我が国への影響調査並びに政治経済事情等視察	8. 11	赤桐 操 君 野沢 太三君 鎌田 要人君 南野 知恵子君 山本 保君 朝日 俊弘君	中華人民 共和国	12 11 12 12 12 12	
第98回 I P U 会議出席	8. 18	清水 嘉与子君 照屋 寛徳君 笠井 亮君	ドイツ エジプト・アラ ブ共和国 連合王国	12 11 12	9. 12. 12 議院運営 委員会に 報告書提 出
欧州評議会議員会議・第6回経済協力開発機構（OECD）活動拡大討議出席	9. 9	榎崎 泰昌君 魚住 裕一郎君	フランス スウェーデン イタリア	10 11	

9 国会関係日誌 (9. 6.19 ~ 9.12.12)

【第140回国会（常会）閉会後】

- 6. 19(木) ○角田義一議員、「社会民主党・護憲連合」を退会、「民主党・新緑風会」へ入会
 - 細川護熙元総理、「新進党」を退会
- 21(土) ○第23回主要国首脳会議開幕（～23日 デンバー）
- 23(月) ○G 8 共同宣言等を採択、閉幕
- 7. 1(火) ○香港の主権、中国に返還
 - 5(土) ○第 6 回欧州安全保障協力機構（O S C E）議員会議（～ 8 日 ワルシャワ）
 - 6(日) ○都議選投開票日（日本共産党、議席倍増で都議会第 2 党へ）
 - 8(火) ○参決算委（平成 7 年度決算の審査）（外務省、防衛庁）
 - 9(水) ○参決算委（厚生省、労働省、環境庁等）
 - 10(木) ○鹿児島県出水市針原川で土石流発生、21人死亡
 - 14(月) ○松尾参議院副議長一行、イタリア等訪問（～25日）
 - 16(水) ○参文教委（児童生徒の問題行動に関する件）
 - 29(火) ○参議院50周年記念行事 子ども国会開幕（～30日）
 - 31(木) ○参決算委（建設省、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁等）
- 8. 1(金) ○院内団体「21世紀」が解散
 - 19(火) ○斎藤参議院議長一行、フィリピン共和国、ウクライナ共和国訪問（～31日）
 - 29(金) ○参災害特委（平成 9 年 7 月梅雨前線豪雨災害対策に関する件等）
- 9. 2(火) ○地方分権推進委員会、橋本総理に第 3 次勧告を提出
 - 3(水) ○参決算委（農水省、運輸省等）
 - 4(木) ○橋本総理、中国を訪問、李鵬首相と会談（～ 7 日）
 - 参決算委（皇室費、国会、会計検査院、内閣、総理府本府、大蔵省、総務庁等）
 - 11(木) ○第 2 次橋本改造内閣発足、総務庁長官に佐藤孝行衆議院議員起用
 - 13(土) ○超党派の参議院議員 6 名（団長・国井正幸議員）、朝鮮民主主義人民共和国を訪問（～18日）
 - 17(水) ○第52回国連総会開幕、議長にウドベンコ・ウクライナ外相を選出
 - 参決算委（文部省、郵政省、科学技術庁）
 - 18(木) ○参決算委（法務省、自治省、警察庁、裁判所等）
 - 参厚生委（21世紀の医療保険制度の説明、医療保険及び介護問題等に関する件）
 - 22(月) ○佐藤総務庁長官が辞表提出、後任に小里貞利衆議院議員が就任
 - 23(火) ○日米両政府、日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）で新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を合意、発表
 - 24(水) ○院内団体「無所属クラブ」結成（代表・鴨下一郎衆議院議員）

- 25(木) ○ 参科技特委（動燃東海事業所におけるウラン廃棄物管理問題等に関する件等）
 - 越智伊平農相、辞表提出
- 26(金) ○ 島村宜伸農水政務次官、農相に就任

【第141回国会（臨時会）】

- 9. 29(月) ○ 第141回国会（臨時会）召集
 - 開会式
 - 参本会議（議席の指定、常任委員長の選挙、7特別委員会の設置、会期の件、橋本龍太郎内閣総理大臣の所信表明演説）
 - 衆本会議（議席の指定、会期の件、常任委員長の選挙、財政構造改革の推進等に関する特別委員会外7特別委員会の設置、橋本総理の所信表明演説）
- 10. 1(水) ○ 衆本会議（代表質問 中野寛成君、森喜朗君、菅直人君）
 - 衆議院議員の中村喜四郎被告、ゼネコン汚職事件で実刑判決（東京地裁）
- 2(木) ○ 参本会議（代表質問 田村秀昭君、真鍋賢二君）
 - 衆本会議（代表質問 坂口力君、金子満広君、伊藤茂君、羽田孜君）
- 3(金) ○ 参本会議（代表質問 長尾立子君、笠原潤一君、今井澄君、及川一夫君、西山登紀子君、都築讓君）
 - 与党3党、政治改革協議会を開き、政治倫理問題を論議
- 4(土) ○ 参議院50周年記念行事・女性国会開幕、10委員会開会、本会議で女性国会宣言を採択、閉幕
- 6(月) ○ 新進、民主、太陽の3党幹事長会談、泉井純一泉井石油商会代表証人喚問問題で衆予算委の審議拒否方針確認
- 9(木) ○ 与野党、泉井純一泉井石油商会代表証人喚問を11月末までに実施で合意
 - 市川一朗議員、公職選挙法第90条により退職
- 14(火) ○ 参予算委（予算の執行状況に関する件について総括質疑）
 - 田村公平議員、「自由の会」を退会、「自由民主党」へ入会
- 15(水) ○ 参予算委（予算の執行状況に関する件）
 - 参国会等移転特委（武田邦太郎特別委員長の辞任を許可、後任に久保亘議員）
 - 武田邦太郎議員、「民主党・新緑風会」を退会
- 16(木) ○ 臓器移植法施行
- 17(金) ○ 衆本会議（財政構造改革法案等の趣旨説明聴取）
 - 衆財政改革特委（財政構造改革法案等の提案理由説明聴取）
 - 第2次橋本改造内閣、橋本総理と20人の閣僚、24人の政務次官の

資産公開

- 21(火) ○ 参厚生委（介護保険法案、介護保険法施行案、医療法改正案について参考人意見聴取）
- 23(木) ○ 参厚生委（介護保険法案、介護保険法施行案、医療法改正案質疑）
- 26(日) ○ 宮城県知事選挙投開票、現職の浅野史郎氏が再選
- 27(月) ○ 日本・EU議員会議（～28日 東京）
- 28(火) ○ 参厚生委（介護保険法案、介護保険法施行案、医療法改正案）
○ 芦尾長司、常田享詳の両議員、「自由民主党」へ入会
- 30(木) ○ エゴール・セミョーノヴィチ・ストロエフ・ロシア連邦連邦院議長一行来日（参議院議長招待 ～11月2日）
○ 参外務委（中南米諸国の政治・経済等に関する件について、駐中南米5カ国大使から説明聴取、質疑）
- 11. 1(土) ○ 日ロ首脳会談、2000年までに平和条約締結を目指す方針で一致（～2日 ロシア・クラスノヤルスク）
- 4(火) ○ 衆予算委（景気、倫理、行革及び外交等について集中審議）
- 5(水) ○ 衆財政改革特委（財政構造改革法案等可決）
- 6(木) ○ 衆本会議（財政構造改革法案等可決）
- 7(金) ○ 参本会議（財政構造改革法案の趣旨説明聴取）
○ 参行革税制特委（財政構造改革法案の趣旨説明聴取）
- 8(土) ○ 北朝鮮日本人妻里帰り第1陣15人が来日（～14日）
- 11(火) ○ 李鵬首相来日（～16日）
○ 参厚生委地方公聴会（高知県・山梨県）（介護保険法案、介護保険法施行案、医療法改正案）
○ 衆本会議（商法等改正案、国外送金調書法案、租税特別措置法改正案可決）
○ 与党3党代表団、訪朝（～14日）
- 13(木) ○ 衆本会議（預金保険法改正案、農水産業協同組合貯金保険法改正案の趣旨説明聴取）
○ 参内閣委（許可等有効期間延長法案可決）
- 14(金) ○ 参本会議（商法等改正案の趣旨説明、許可等有効期間延長法案成立）
- 16(日) ○ 参議院議員宮城選挙区補欠選挙投開票、岡崎トミ子氏当選
- 17(月) ○ 行政改革会議（会長・橋本総理）、集中討議（～20日）
- 18(火) ○ 参予算委（景気対策、外交、政治倫理について集中審議）
○ 北海道拓殖銀行、事実上の経営破綻
- 19(水) ○ 参本会議（公職選挙法改正案の趣旨説明聴取）
○ 参選挙特委（公職選挙法改正案の趣旨説明聴取）
○ 岡崎トミ子議員、「民主党・新緑風会」へ入会
○ 参環境特委（地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する決議）

- 20(木) ○ 斎藤議長、松尾副議長、裁判官弾劾制度50周年記念式典に出席
(憲政記念館)
 - 参厚生委地方公聴会(愛知県・大分県)(介護保険法案、介護保険法施行法案、医療法改正案)
- 21(金) ○ 衆参両院正副議長、沖縄本土復帰25周年記念式典に出席(宜野湾市)
 - 参行革税制特委(財政構造改革法案可決)
- 23(日) ○ A P E C閣僚会議、共同声明を採択し閉幕(バンクーバー)
- 24(月) ○ 山一証券、自主廃業を決定
 - I P U英国代表団来日(両院議長招待 ~29日)
- 25(火) ○ 衆本会議(大蔵大臣三塚博君不信任決議案否決)
 - A P E C非公式首脳会議開幕(~26日 バンクーバー)
 - 衆大蔵委(金融持株2法案可決)
- 26(水) ○ 参選挙特委(公職選挙法改正案修正議決)
- 27(木) ○ 参法務委(商法等改正案可決)
 - 参大蔵委(国外送金調書法案、租税特別措置法改正案可決)
 - 参厚生委公聴会(介護保険法案、介護保険法施行法案、医療法改正案)
 - 参予算委(金融証券問題に関する件について参考人質疑)
 - 衆本会議(金融持株2法案可決)
- 28(金) ○ 参本会議(財政構造改革法案、国外送金調書法案、租税特別措置法改正案、商法等改正案成立、公職選挙法改正案修正議決)
 - 衆予算委(泉井石油商会代表証人喚問)
- 30(日) ○ ペルト・ピットハルト・チェッコ共和国上院議長一行来日(参議院議長招待 ~12月5日)
- 12. 1(月) ○ 参予算委(金融証券問題に関する件について集中審議)
 - 衆予算委(銀行及び証券問題等について集中審議)
 - 気候変動枠組み条約第3回締約国会議(~11日 京都)
- 2(火) ○ 参厚生委(介護保険法案、介護保険法施行法案修正議決、医療法改正案可決)
 - 衆本会議(「日米防衛協力のための指針」の策定に関する報告聴取、質疑)
 - 衆大蔵委(預金保険法改正案の提案理由説明聴取)
- 3(水) ○ 参本会議(新たな「日米防衛協力のための指針」の策定に関する報告聴取、質疑)(介護保険法案、介護保険法施行法案修正議決、医療法改正案可決)(介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案を可決)
 - 鈴木正孝議員、「平成会」を退会
 - 行政改革会議(会長・橋本総理)、最終報告を決定
- 4(木) ○ 小淵外相、対人地雷全面禁止条約署名式で演説、署名(オタワ)

- 衆本会議（A P E C 非公式首脳会議及び閣僚会議に関する報告聴取、質疑）
- 参大蔵委（金融持ち株 2 法案可決）
- 政府、行政改革会議最終報告を閣議決定
- 5(金) ○ **参本会議**（A P E C 非公式首脳会議及び閣僚会議に関する報告聴取、質疑）（国会法改正案可決、金融持ち株 2 法案成立）
- 衆大蔵委（預金保険法改正案可決）
- 衆厚生委（介護保険法案、介護保険法施行法案、医療法改正案可決）
- 衆農水委（農水産業協同組合貯金保険法改正案可決）
- 8(月) ○ 参内閣委（市民活動促進法案、非営利法人特例法案、市民公益活動法人法案趣旨説明聴取）
- 地球温暖化防止京都会議・閣僚級会合開幕、橋本総理、ゴア米副大統領らが演説
- 9(火) ○ 衆本会議（介護保険法案、介護保険法施行法案、医療法改正案成立、預金保険法改正案、農水産業協同組合貯金保険法改正案可決）
- 衆予算委（銀行及び証券問題等について行平山一証券前会長、河谷北海道拓殖銀行前頭取参考人意見聴取、質疑）
- 鈴木正孝議員、「自由民主党」へ入会
- 10(水) ○ **参本会議**（預金保険法改正案の趣旨説明聴取）
- 参大蔵委（預金保険法改正案の趣旨説明聴取）
- 参農水委（農水産業協同組合貯金保険法改正案の趣旨説明聴取）
- 衆本会議（議院運営委員長及び大蔵委員長解任決議案否決）
- 11(木) ○ 衆公選調特委（公職選挙法改正案可決）
- 衆本会議（橋本内閣不信任決議案否決）（国会法等改正案可決、衆議院規則改正案、国会法改正案成立）
- 12(金) ○ 参大蔵委（預金保険法改正案可決）
- 参農水委（農水産業協同組合貯金保険法改正案可決）
- **参本会議**（預金保険法改正案、農水産業協同組合貯金保険法改正案成立、議長不信任決議案否決、国会法等改正案修正議決、参議院規則改正案成立、請願、閉会中審査手続）
- 衆本会議（国会法等改正案 参議院回付に同意、成立、公職選挙法改正案成立、請願、閉会中審査手続）
- 石井一二議員、「平成会」を退会
- 第141回国会（臨時会）終了